

# 金光教學

金光教教學研究所紀要

2

1959

金光教教學研究所



1959

No. 2

金光教における勤労倫理について……………藤村 真佐伎…	1
高橋茂久平の信心について —その二十九才まで— ……………高橋 一 邦…	20
教祖と神との関係についての一考察(1)……………金光 真 整…	40
教祖の信心について (中) —四十二才の体験をめぐって— ……………大淵 千 仞…	64

---

資 料

小野家文書—小野四右衛門日記 (文久2年1月~6月) …	75
第一回教学研究会発表要旨 (昭和33・2・23~25) ……………	89
彙 報 —昭和33・1・1~12・31—……………	121

教内既刊図書一覧表 (7)

(第一号正誤表—P.120)



# 金光教における勤労倫理について

藤村真佐伎

## はじめに

第二次大戦終了を契機として、戦前日本人のいっていた勤労倫理観は、その支柱を失うに至り、戦後のそれは国民それぞれが自己の奉ずる主義、思想乃至宗教などの立場から各人各様に提唱されている現状である。勤労の倫理を求めるということは極めて実践的な問題であり、それは歴史的社会的現実に対応せねばならぬ性質を含んでいる。このように社会状況の下で解決を迫られる問題に対して、どのように理解し、どのような態度をとるべきであるか、私は金光教の教義の上から、この問題について考えてみたいと思うのである。

この課題に対する解答の求め方として私は左のような方法をとって考えてみよう。第一に、われわれのおかれている現代社会の意識状況を客観的にみて、それがどのようなものであり、どこから来ているかを探る。すなわち、今日わ

れわれの立っている位置に光をあててみる。第二に、金光教教義の中にみられる勤労倫理のあり方を明確ならしめる。金光教教義は具体的にいえば教祖の信心体験において、或は信者に対する教え——教祖が自らの信心体験によっておかげを受けているところを話にして聞かせたもの——において明らかにせられている内容を根本的拠りどころとするものである。そこで、これらの内容にふれて勤労倫理がどのように説かれているかを考察する。かくて、第一と第二の方法で明らかにせられた二つの方向が互に交叉する点を捉える。それが私の目指すところである。すなわち、現代社会の状況において、金光教教義がどのように展開するかを求めなければならぬと思う。いうまでもなく、金光教祖の生活した時代は徳川末期より明治初期までの社会である。いわば教祖は封建主義の瓦解し、近代社会が開化しようとする前年に生きた人である。故に、教祖が封建主義的社会意識の状況下にあつて、どのような生き方をしたかが第一の問題であろう。次に、今日の問題がある。近代日本は東洋思想を土台にし、西洋思想を頭に被った、いわゆる和魂洋才の姿で育まれてきたのであるが、その日本が敗戦によって新たな道を歩み始めた現代にあつて、人間のもつ諸問題に対して金光教教義がどのように展開せられるか大きな課題である。私はそれらのうち勤労倫理に関して、今日から明日への方向を展望する観点から考察してみたい。

## 一

まず、考察の順序として、私は現代を客観的に眺めるとき今日の社会意識がキリスト教を母胎とする西洋思想によって影響せられているところがかなり強いと思うのであるが、その中に勤労倫理がどのようにみられてきたかをふりかえっておく必要があると思う。

歴史的に遡って、中世キリスト教社会の教会中心思想、世俗蔑視思想に対し、世俗的勤労を重視するようになったの

は、宗教改革の指導者ルター、特にカルヴィンの神の恩寵としての職業神聖観が非常に強く作用していることは、すでにウェーバーが「プロテスタントイズムの倫理と資本主義の精神」において指摘しているところである。その中で彼は近代の資本主義経済成立を促した精神がカルヴィニズムの倫理に負うところ強いものがあると述べているが、彼はその点次のようにみているのである。

カルヴィンの宗教思想は、普通二重予定説と呼ばれているものであるが、神は被造物と对象的に考えられる。そうして地上にあるもの一切が神の創造に属する。従って、神は人間から隔離されていて、その距離は絶対に越え得ないとされる。それ故また、神が独裁者としてそれぞれの被造物に此世及び来世において如何なる運命を与えるものか人知の及び得るところでない。その意味において神は「隠れたる神」である、と彼はいう。これはヘブライズムの伝統の考え方である。それがキリスト教に受けつがれて、この神観は、諸個人に対して救われんがためには、その生活を徹底的合理的に倫理化せねばならぬことを厳命する。ところが、人間は本来罪を負っているものであり、自力をもってしては恩寵の状態に達することはできない。この罪意識と救拯との闘争の結果、救拯は神が天地創造の太初はじめより予定せるところであるとこの予定説が生れる。かくしてカルヴィニズムでは一部の来世において永遠の生を予定されたものと、他の来世において永遠の死を予定されたものとの峻別が生ずる。この予定説が生れたのも結局は神が自らの「栄光を増さんがため」であるから、人間は全くこの目的のための神の言葉たる聖書の律法に従って生きねばならぬ。人間は神のためであるのである。人間は「神の栄光を増さんがため」に「神の力の道具」として献身せねばならぬ。まことにカルヴィニズムでは「神の栄光をあらわすために自己のうちに働く力に依存し、自己の行為が神の意志と一致するのみならず、神の活動であることを自覚することによって、この信仰が得ようとする救拯の確信に到達する」のである。(「プロテスタントイズムの倫理と資本主義の精神」阿部行藏訳 P.81) すなわち、来世において永遠の生に選ばれるか、永遠の死に選ばれるか、この何れかが太初はじめから決定されている。しかも人々は救われたい。自分が救われていることの確信を得たい。救拯に選ばれるほどの人は自己の恩寵について

て不動の確信をもつはずである。かくてこの欲求に対して禁欲として世俗的勤労にいそむことがとりあげられた。

こうしてカルヴィンにあっては勤労は「神の栄光を増さんがため」という指標にかかって営まれる。ルターにおいても職業労働が「隣人愛」のあらわれとして行われるのであるけれども、彼においては世俗的勤労がわずかに萌芽としてうかがえるにすぎないが、カルヴィンでは一層それが徹底され、倫理の大きな特徴とせられるに至った。このようにして現世は神の栄光を顕彰せんがためという目的によってのみ存在し、かつ神によって計画されたものである故に、この社会的効用に貢献すべき勤労は神の栄光を増大し、かつ神に喜ばれるものである。かくしてカルヴィニズムの功利的性格は生れ、職業観念の重要な特徴もここに存するのである。

けれども、ウェーバーは今日の資本主義においてみるような合理的利潤追求の態度がそもそもプロテスタンティズムによってもたらされた、といっているのではない。ウェーバーがみているのは職業の倫理と呼ばれる生活態度がプロテスタンティズムによってもたらされたものだといっているのである。すなわち、今日独乙語の *Beruf* 英語の *calling* が職業という意味と同時に神の「召命」という意味をもつ語であることを指摘して、この職業観は職業がそもそも神から課せられた使命であるから、それ自体手段でなく、自己目的であるとみるのである。職業への一切の努力を集中せしめ、他の一切の世俗的欲望満足は断乎排除する。こういう生活態度は不自然、不合理のようである。しかしこういう不合理的動機にもとづいて合理化が実現されたところに私は意味あるものを感じる。

禁欲的プロテスタンティズムの信仰をもつ彼等生産者たちは、中世の古い型の商業利潤や高利貸による貨幣利得の追求を否定した。商業の利鞘をぬくことは、罪悪、反価値であるとしてしりぞけていた中世的な利潤観からすれば、彼等は全然違った意味の利潤の受けとり方をするように変った。そうして彼等はひたすら各自の職業生産労働にいそしんだ。職業は神の召命であり、それに従事することは隣人愛の具体的な実践であり、カルヴィニズムにあっては神の栄光を増さんが為の労働であるから、彼等はたくましい勤労精神を發揮して生産をたかめた。かくて勤労の報酬としての利潤を



得ることは正当なりとせられた。利潤は隣人愛の適度な報酬として、しかも得られた適度な利潤は個人的な消費に使用することは罪悪であり、不道徳であるとしてしりぞけられ、むしろそれは次の生産のための資本に転稼せしめられた結果、資本の蓄積が行われ、それだけまた収益をあげた。そうすることがまた倫理的にも矛盾なく受けとられる態度であった。

## 二

かくして彼等は生産活動に専念した。これが彼等のいづく宗教心と何ら矛盾を感じずに行われている間は問題がない。けれども、やがて世俗化が起った。十八世紀頃の啓蒙主義にみられる経済的合理主義がそれである。イギリスにおけるピューリタンの間においても、その市民的、経済的、合理的生活を志向する勢いを伸張させた。すなわち、プロテスタントイズムの「職業倫理」のうちひそむ矛盾がようやく抬頭しはじめた。さきにもみたように勤労によって得た利潤（余剰貨幣）をさらに資本として投下する他ないところから次第に資本主義経済が形成されてくるようになった。資本はさらに次の一層大きい利潤を生んだ。まさにこうして禁欲的プロテスタントイズム本来の「職業倫理」は、ようやく隣人愛の実践ということから利潤の追求それ自体へと重心をうつしはじめた。その点についてウェーバーはジョン・ウェスリの次の言葉を引用して述べている。

5 「私は、富の増したところでは、宗教の精華はつねに同一の比率で減退するのではないかと危惧する。したがって私は、事物をなりゆきのままにしておくとき、いかにすれば真の信仰復興を長期に亘って継続させることができるか、ということについては知らないのである。なぜならば宗教は必然的に勤勉と節約のみを生み出さねばならぬし、またこの二つは富以外のものを生み出すことではないのである。しかし富が増大するにつれて、自負、憤怒および現世愛は、あらゆる形態をとって増大する。そこで心の宗教であ

るメソディズムが、いまは、緑したたる月桂樹のように繁茂していても、この状態をいつまでも継続することが、はたしてできるであろうか。メソディスト教徒は、いたるところで勤勉であり節約を行う。その結果、彼等は財産を増加させる。それ故に、彼等は自負、怒り、肉と世の快楽、生活の誇りとを、それに対応して増大させる。こうして、宗教の形骸は残るが、精神は次第に消え失せるのである。純正な宗教の、この絶えざる腐敗を防ぐ道はないのであろうか。われわれは人々が勤勉であり節約であることを妨げてはならない。われわれは、すべてのキリスト者が、可能な限り取得するとともに、可能な限り節約すること、すなわち結果において富裕になることを奨めねばならない」(同上P.137)

しかもこのようなウェスリの警告は事実となつてあらわれたのである。

かくて、経済的合理主義の傾向は資本主義経済が進展してくるにともない次第に強くなつていった。経済的には自由主義の傾向であり、宗教的には神を人間理性により理解しようとする理神論の傾向である。このような啓蒙主義の風潮の中で経済行為の原理を樹立した経済学者で後々にも影響を与えているスミスによれば、経済行為すなわち利潤追求は立派な徳であるとした。従つて近代企業に成功をおさめることは有徳な行為であるとせられた。さればとて、スミスは利潤追求を無制限に放任してよいのではない。絶えず「正義の徳」にかなうのでなければならぬ、と彼はいう。「正義の徳」にかなう限り、各個人が自由に利潤を追求することは神の「見えざる手に導かれ」て、社会全体が調和と幸福を保つと樂觀的に考え、全体の利益になるという。ここにいわゆる自由主義経済の原理を確立するのである。この点スミスはマンデヴィルが各個人の利潤追求を放任するならば、生産を刺戟して社会全体の発展をもたらすというのとよく似ているが、マンデヴィルでは利潤追求を依然「私悪」であると考えていたのに対し、スミスは一步すすめて利潤を「悪」viceではなく、「徳」virtueであると考えるのである。かくて啓蒙主義時代に至ると利潤追求という意味が全く變つてきていることに気づく。いわばプロテスタントリズムにおいては營利行為を宗教の立場から意味づけしたのに比し、スミスでは経験論の立場から意味づけした。かくて、勤労の倫理は全く世俗化したのである。しかもこの時代のようにならんと、その中で生活する人々の運動を律する規準も社会機構とは別個の宗

教や道徳として与えられるのではなく、社会の機構そのものによって確立されるのであって、経済活動は経済社会独自の法則に従って行われるということを見出したのである。

このようにして生産者はいよいよ生産を増大し、富を増加させた。資本主義は急速の勢いで発展し、社会全体の富は非常に豊かになった。しかしながら、その反面、これまで予期しなかった大きな破綻を示し始めた。すなわち、産業革命の進展にもなつて生産が増大し、くりかえし起る恐慌と失業者の増大、それと同時に起る資本家と労働者の二大階級の対立、闘争の激化は人々の生活をおびやかすに至った。このような社会の矛盾相剋の相を説明するのに、スミスのような単純に個人の立場から出発して社会を機械的に説明する仕方では人々を納得させ得なくなつてきた。たしかに、啓蒙主義思想は人間の本性に根差す個人の自覚にもとづいて旧来の伝統的、慣習的なものを払いのける革新的な思想ではあつたけれども、このように機械的に考えられた「個」からだけでは遂に行き詰りとならざるをえないのであつた。

### 三

かくて、この矛盾を指摘したのはマルクスであるが、彼は十九世紀ドイツ、とくにライン地方の封建主義の崩壊し、急激に資本主義的気運の熟しつあつた時代の空気を呼吸した人であつた。また、同じ頃イギリスには産業革命が進行してゐた。彼は資本主義においてみられる私有財産の事実から現実を把握して、私有財産制度によって人間の活動が本来的であり方から逸脱していること、この状態から人間性を恢復することが人間性の自然であり、歴史の向う必然の法則であるというようにみた。そのことを彼は「経済学に関する手稿」の中で、「人間の自己疎外としての私有財産が積極的に止揚されるものとしての、それだからまた人間による、人間のための、人間の本質の現実的獲得としての共産主義、それだから、完全なる、意識に生じたる、従来の発展の全成果の内部で生じたる、社会的な・すなわち人間的な・人間

としての人間それ自体への還帰、としての共産主義」。といっている、(「経済学に関する手稿」玉野井芳郎訳 P・101) 私有財産の止揚によって人間は「その全面的な存在を、全面的な仕方、したがって全体的人間として、獲得する。世界に対する彼の人間の諸関係のおのおの、すなわち、見る、聞く、嗅ぐ、あじわう、感じる、思索する、直観する、知覚する、欲する、活動する、愛する、つまり彼の個性の全器官は」ここに本来的な関係をとりもどすのである。(同上 P・104)

マルクスは人間の問題をみるのに資本主義社会という機構の中で把えることから入って、生涯彼は資本主義経済社会そのものの分析に重点をおくようになり、経済法則を客観的に究明する方向へと突き進んだために、人間に関する問題を次第に背後におしやってしまったようである。彼は「資本論」第一版序文の中で個人の問題について、次のように述べている。すなわち、「ここで諸人格が問題となるのは、ただ彼等が経済的諸範疇の人格化であり、一定の階級諸関係および利害関係の担い手である限りにおいてである。経済的な社会構造の発展を一の自然史的過程と解する私の立場は、他のどの立場よりも、個人をして、諸関係—すなわち、如何に彼が主観的にはそれを超越しようとも、社会的には彼がその被造物たるにとどまる諸関係の、責任者たらしめることはできぬのである」と。(「資本論」第一巻 長谷部文雄訳 P・105) マルクスは人間をこのように社会関係の中でつかもうとし、近代資本主義が私有財産制度の上に成立していることに注意した。しかもこの私有財産は他人の労働の生産物の領有によってのみ成り立つという。このことは、私有財産制度によってプロレタリアの労働と労働生産物がプロレタリア自身の人間存在から疎外化されている事実に対して、現実に労働する人間が他人のために強制的に働かされる束縛から自己の労働活動を自己自身のためのものとしてとりもどすことを意味する。資本主義体制の下では、勤労は資本家のための強制的労働であるところから単なる生活のための手段にすぎないが、共産主義の段階に至って、労働者自身の生活の慾求となるとき、それは目的即手段として行われることになる。すなわち、資本主義において、プロレタリアの労働の生産物は彼自身の生活に還流することなく、逆に彼自身の人間存在から疎外化され、私有財産所有者の手中に資本として蓄積されていく。プロレタリアの生活は、彼自身が作り出す生産物に比し

て相対的に貧しくなり、その結果、社会全体の生産力の増大に比して購買力が追いつけないという矛盾が生じ、恐慌、失業、社会不安、帝国主義、戦争という危機が出現する。そうした危機を作り出す根底の条件を廃棄しなければならぬとして、革命を決意するのである。

かくして、マルクスは資本主義においては私有財産制度が原因して、その結果人間性を失っているのであるから、そういう不合理な資本主義の私有財産制度（財産所有の自由）とそれを利潤獲得のために自由に使用するという制度（財産利用の自由）を撤廃し、それに代って社会主義乃至共産主義体制を樹立せねばならぬと主張するのである。ここにマルクシズムにおいては勤労の倫理について社会体制或は制度の問題として客観的に取り上げられ、人間はそれらの背後に押しやられて個人の主体的な内面からの追求は充分掘り下げられないままに終っているのである。しかしながら、人間の真実存在は、人間それ自体にとって一つの主体として成り立ってくるところの存在として人間がとらえられるであろう。社会関係を成り立たしめている人間の、そのような主体性をみのがしてはならないと思う。そこに、現代のマルクシズムに対する問題点があるであろう。

#### 四

以上、私は西洋経済思想のことについてかなり長く叙述したが、現代における勤労倫理のあり方を求める上において、われわれの社会意識に影響を与えているそれらの思想を無視するわけにはゆかないと思ったからである。私は歴史的な一つの流れにおいてとらえ、一瞥してみた。そうして現代におけるこの問題の所在の一点を指摘したのである。

ひるがえって、今日のこのような客観的状況の中において、金光教教義より勤労倫理をどう考えたらよいであろうか。次にその問題が提起せられねばならぬ。それははじめにも述べたとおり、金光教の教義が、今日の客観的社会的状況下に

おいてどのように展開せられるかということである。そこで第二の方に移る。いうまでもなく、金光教教義は教祖の信心体験にもとづかねばならないが、教祖は徳川末期より明治初期の頃に生きて信心を求めた人である。従って、その人の信心体験を求めて把握せられる中身を、今日に展開しなければならぬのであるが、そこでまた一つの問題が生じる。すなわち、日本の徳川末期より明治初期といえ、いわば、前近代である。それでこの時代の社会意識を明らかにし、その社会意識の状況下において教祖が求めた中身を主体的に把握し、それが今日の時代にどのような意味をもっているかを求めなければならない。一例をあげて言えば、啓蒙主義時代においてスミスの思想にみられる営利行為のもつ意味は、人間の合理性開明性を積極的に認識するところから出てくるものであった。ところで、教祖の勤労の見方にも後にも見るようにあたかも合理性開明性と殆んど変りないところがある。しかしその両者の考え方は、一は西洋啓蒙主義時代におけるものであり、一は日本の前近代のものであって、凡そその客観的状況が異なるのみならず、かつ教祖の信心体験によるものであるから、たとえ、両者に相似性があるとしても、おのずから本質的な相異がある筈である。そこで教祖の勤労倫理が本質的にどこに根差しているものなのかを明らかにする必要があるであろう。そうして、そこから今日における勤労倫理を展開、追求しなければならない。

さて、徳川封建社会における勤労倫理はどうであったか。簡単にいえば、徳川封建社会の支柱として政治の保護をうけ、その普及に対して最高の援助を与えられていた儒教の感化は、最も広くかつ深いものがあつたとみるべきである。その内容実質からいっても当代の儒教は、孔孟以来の人倫理論を専門的儒家の検討によって、徳川封建社会の規範として適合するように構成し、世間的活動における実践的教訓として幕府の奨励をうけて他の諸教に勝れた一般的信認をかち得ていたのであるから、その感化力の比較的大きかったことは想像せられるのである。このような当代儒家の経済倫理の説き方は学派によってその立場は様々であるが、一様に実践的精神を説いており、その経済観念や財の機能なども共通した考え方がかなり強くみられるのである。ここに、徳川前期にあっては、経済とは「凡天下を治むるを経済と

「云、世を治め民を救ふと云ふ義也」(太平春台「經濟録」)と説いて政治と同義に解しており、或は富に対して「徳者本也財者末也」と財末論を教えているように精神主義的傾向が強かったが、徳川後期に至ると、次第に合理的經驗的傾向が強くなってきた。すなわち、経済とは「国土を經營し、万貨を豊饒にして人民を救済する」(佐藤信淵「經濟要録」)ものと考えられるようになってきた。そうして経済活動の要因としての欲望の開発を肯定して、利欲なければ道もないというように欲望の容認は後期に進む程普遍化し、合理化してきている。海保青陵などは藩財政の立直しをするのに、消費節約の一点張りではなく、むしろ積極的な政策を打ち出しているし、二宮尊徳は、利を求むる自然の人間性を導いて倫理化するところに経済と道徳とを合一せしめている。このように合理的、經驗的思想が各地に澎湃と起るに至った。このような社会意識状況の中に生をうけた教祖にあって、客観的にはこれらの人々にみられる思想的地盤の影響によって知らず識らず感化を与えられている。とはいえ、教祖が自己を徹底してつきつめて求めてゆく「実意丁寧神信心」によって体得した生活態度には、本質的にみて、私には甚だ開きがあると思われるのである。

## 五

そこで、次に、勤勞倫理についての教祖の教えをあげ、問題解明への糸口とする。教祖は、晩年、佐藤範雄が道の奥義について尋ねた際、答えた九カ条の中に、「慾徳 神徳 人徳」と論じた。ここに、神徳、人徳とともに慾徳とあるのは、これを一の大切な徳目と考へてのことであろう。慾徳という意味は必ずしも明らかではないが、後にみる教祖の信心体験乃至信者に対する教えからもあわせ考へるとき、人間生活が成り立つ上の人間生命の最根源的欲求についての徳を指しているものと思われる。このように慾を人倫の徳目としてみることは「天理人慾」などと罪惡視していた儒教本来の精神からすれば明らかに超剋であり、また徳川後期の思想としても、生のままでなく、さらに宗教的に昇華せしめられ

た内容とみることができると思う。教祖はこれを生命的に体験知にもとづいて理解した。この慾徳と同じ類の内容について、教祖が信者に対して語っている言葉を二、三あげてみると、片岡次郎四郎に対して「われ（我）を離れば神になるといふが人間生きてをる間は達者繁昌を願ひ、百姓が五穀成就を願ひ、商売人が商売繁昌を願ふのは当り前の慾ぢや、我を離れねばならぬといふて商売人が損をしたり、百姓が五穀を能う獲らなかつたり、人間が早死をしたりしたら国はもたぬと知れえ」（尋求教語録）と語り、また鳩谷古市に対する御理解に「この世の中は慾の世の中といふが、慾がなくては生活す事は出来ぬが我慾をすな云々」と教えた例からみても、人慾を人間生命の重要な要素であるとみている。すなわち、鳩谷古市に対する言葉の、慾がなくてはくらすことができぬの「慾」は生命の慾求、人間本来の願ひともいうべき働きとれるのではなからうか。その点、生きたいという欲求は自他の区別以前、善悪の区別のない「神徳の中に生かされて」ある人間の本来的願望に発するものである。いわば全人間が神の氏子として平等な関係にあるとの考え方がそこから成り立つ。そういう人間の働きは

「信心する氏子、六根の被にもあるとおり、朝より、いさぎよきころもちで、木綿一反おるつもりなれば、朝より、一反半おるつもりになれば、一反半成就する。よそへゆくひとが、十里とおもえ（おもてもカ）ば、十五里は、はこびができるようなものぞ。神さまへ、おかげをうけるおねがいも、その、ひとびとで、ちがひがある。おかげも、仕事も、ひとなみ以上のおかげをこうむり、ひとにほめられるようにしなさい。また、百姓なれば、一反歩に二石の米をつくるひともあり、二石五斗つくるひともあり。ひとなみ以上つくればひとにほめられて、わが利得。国のつよみ。信心も、人の身のうえ、わが身のうえを、神さまに御願ひ、国家信心するがよろしい」

（山本定次郎）

のように、そこには神の平等な氏子を根底とする自と他とのあいよかけよの人間観にもとづく勤勞倫理がみられるのである。これと逆に、他を害ね、他を排斥する底の自己の慾は「我情我慾を放れて真の道を知れよ」とか、身を害ねる慾は「慾得にふけりて身を苦しむる事なかれ」とか、或は近視的な慾に対しては「いまの世は、智慧の世。人間がさかしいばかりで、身の徳をうしのうておる。世の中に、一番きたなきは慾。算盤をはなせ。われが利口なというて、細



工をしてはならぬ。発明ぶることをすな。利口、発明、智慧、分別をだすな。世の世話をされ。世の世話を去って、身を神に任せ」などと徳を発揮すべき慾の相が破壊せられることを誠しめ論じているのである。以上あげてきた慾の種々相は、唯それらを単に局部的に言葉のみ解したのでは真義を把握することが到底できないであろう。しかし、これを歴史的な教祖の信心の歩みの一貫した流れにおいてとらえ、信心の全体的構造の上から全人格的に位置づけしなおしてみると、はじめてその意義が明らかとなるであろう。

そこで次に、教祖の信心の歩みを一貫した流れにおいてみ、そこから教祖における勤労倫理の意義を考察するようにしたい。

## 六

教祖における勤労の意義、財の働きなどについて考察するために、その信心の進展の相を、経済生活を中心にして次のような段階に区分してみる。

### I 立教神伝受諾以前の生活

この時期は家業の場における信心生活である。

#### a 段階

安政二年頃までで、財の所有関係は家業、利用関係は神信心を根底とする実意丁寧な家業の営み方である。

#### b 段階

安政五年頃までで、財の所有関係は依然家業であるが、利用関係は一層実意丁寧神信心の生活振りが徹底して、神と教祖との「あいよかけよ」の関係が結ばれる。

### II 立教神伝受諾以後の生活

この時期は取次を中心とする生活である。すなわち、所有関係は家業という場を離れ、利用関係においても、自分中心的でもなく、また神中心的でもない。いわば「氏子あっての神神あっての氏子あいやかけよで立行く」関係にもとづいて行われる。

### a 段階

教祖のこの段階は世間一般の生活様式と少しも交らない。農業に専念し、その収入によって一家の生計を支えるのである。しかし、そのような普通の生活形態にあってみおとしてならないところがある。神信心を根底とする実意丁寧な態度である。教祖は十二才で養子に迎えられたが、そのとき両親に向い、「私は神・仏に参りとうございますから休日には心よう参らせて頂きとうございます」と申し出た言葉に象徴的であるように、神への信心と、仕事とが別事ではなく、信心がそのまま仕事であった。少年時代より瓦焼きの仕事の手伝いをして、人より餘分に働いて得た賃銀を神詣りの費用に当てたこと、米問屋に米を売るのに教祖のは「盆選り」（粒選りの良質の米）であったので米屋に信用されていたこと、青年時代には村の公用に出るようになったが、教祖は例えば幕府の巡見使のための飛脚に出るような重要任務を帯びさせられて庄屋の信用が厚かったことなどは、社会の一般的生活形態と全く同じく、仕事の内容は平凡である。しかしその事柄に対する仕え振りは真心を捧げ尽した。仕事の内容は平凡であったが、それに仕える態度において非凡であったといえよう。

また農業それ自体天地自然の恵みを直接身に感得する程のものである。天地自然の恵みがたちまち結果としてあらわれ、仕事に対して惜しまぬ努力の結果が正確にあらわれる点、農業程著しいものはない。教祖はつねづね「今日様（太陽）は一文もとらずにお照らしなさるのであるから、働かなくてはすみませぬ」と語っており、或は多くの信者に「天恩」「地恩」を教えているのは、実に農業体験にもとづくところからくる勤勞倫理である。実意丁寧の精神態度は農業の場において養われたが、それが単なる人間道徳としてのものでなく、実意丁寧神信心として自覚せられるに至る基礎

は、まずこの天地自然の恩恵を根底にしているところからである。

次に、みおとしてならない面であるが、財の取り扱い方である。教祖は不必要と思われる方面にはなるべく質素にすまずかわりに、必要と思われる方面に対しては惜しみなく財を投ずるのである。それは、儒教道徳でいうところの消極的な質素儉約の態度でなく、非常に積極的である。しかも特に神様に関することは、例えば三十三才の四国巡拝のときに妻に対する態度「今年は三十三のいわいであるけれども、いわいはすまいと思う。他人にも入用をいれさせ、宅にも入用をいれて、それでただ、飲んだり、食うたりするばかりじゃどうにもならぬから、それよりも金を出してくれ。それでわしはお四国巡りをしようと思う」と語っているところにみられるように積極性がみられ、それは、合理的ではあるが、しかも単なる合理でなく超合理性を志向している。或はまた、三十七才の時、子供が相ついで疱瘡にかかり、そのうち長男を失い、あとの二人が全快したとき、世話になった氏神の神主に対する謝礼の態度にも、実に手厚いものがあり、同じものがうかがわれる。(「金光大神」縮刷版P・58)

要するにこの段階は、普通に自らの営む労働によって自らの生計を支えるような一般的生活形態である。ただその生活態度において「実意丁寧神信心」を基調とする根本態度に貫かれているのである。

## b 段階

安政二年四十二才の教祖は病気の、どけを患った。そのとき医師も手を放したので、一切神任せにするしか仕方なかったが、結果、教祖は九死に一生を救われた。なき命を助かった教祖は、その後一層改まりの信心に励んだ。ついで安政四年十月、弟香取繁右衛門より建築の費用を金神が頼むと依頼してきたが、これに対する教祖の仕え振りはすこぶる徹底した態度であった。そのことを神より、翌安政五年正月「戌の年は神のいう通りにしてくれ、その上に神と用いてくれ」とていたく信任せられた。かくて教祖の、神に対する仕え振りは、神の仰せとあらば絶対的に随順するといった態

度に徹し、そこにまた教祖は自らの身に神のお知らせを受けるまでに信境がすすんだ。そのような神と教祖との「あいよかけよ」の関係によって、教祖の日常生活は「何事も神の仰せ通り」に行われ、農業の営み方もすべて神の仰せに従ってなされた。すなわち、この段階における財の所有関係をみると世間的な家業の形態をとっているが、しかしその利用関係においては、すべて神任せという営み方に変ってきた。その最も顕著な例は、その年秋、うんかが発生したときのことである。一般の人は予防のため油を田にまいたが、教祖は神より「油を入れな」との差止めであったので、その通りにした。そうして結果は油を入れた一般の人よりも多くの稲が穫れた。(同上P・80) その他、教祖は天候上のことや日常茶飯に至るまで、神のお知らせに絶対的に従った。それは世間の眼で客観的にみれば全く常識を超えたいわゆる合理的には考えられない行為であった。神の命令に従うこの教祖の農業の営み方は、超合理という他ない。それはも早や当時の儒教道德の教える天職としての農業に実意丁寧に従う域をも絶対的に超えていた。天命としての職業という一般の意味を宗教的に変容させてしまった。先述のカルヴィニズムにおける神の召命としての職業とも勿論違った意味をもってゐる。教祖の農業は、神と人との交わりにあつて、神と人が離れていて、しかも一体的関係が仕事のその時その場に結ばれていくような神の御用として、いかえれば教祖が神の御用を仕えるときにも、また神が教祖の中に生きて働き給う関係が、その時その場に結ばれる。それは単に抽象的にでなく具体的に生きた力を与えて下さる程の力強い働きなのである。そのような神の働きは、一度神がその働きを止められると、たちまち唐臼の例でみるように仕事の機能をたちまち低下する程の威力を示されるのであつた。(同上P・78)

さらに、この段階における財の取り扱い方については、ほぼ前の段階と同じく、必要な面には極めて積極的であるが、不必要な面には厳しい。すなわち、安政六年五月、くら、病気の節、教祖の感慨に「今までは大入用をいれて、それで死なせ。隣家・一家・親類・谷中の御厄介になつたが、このたびは入用もさせなさらぬのう」と思いに耽るのであつた。またそのあと、子供等の病氣全快に当り、隣家を招いて全快祝いをしたが、そのとき、神よりお知らせあつて、「隣家

だけよんで、『また、さきで本祝をするから』というて假祝をし、『借末代』ということがあるから、祝物は、斟酌して、一切うけぬようにし、むだな入用をかけるな』と自分のみならず、他人も含めて単に無駄な経費を節する以上に、それによって精神的、物質的に負担をかけることとなっていた当時の俗習を教祖は超えている。合理的であって、しかもそれは自他に通ずる、つまりその事に関係する範囲の全体がともに助かるという意味での合理性なのである。

## II

教祖は安政六年正月、戸主を長男に譲って隠居願いを提出し、三月に至って庄屋の認可を得た。当時の社会制度として隠居したものは公用その他正式の用務から一切身を退くことを意味した。そうして、教祖は同年秋十月二十一日、神より家業を止めて難儀な氏子を取次助けてやってくれとの立教神伝を受けた。ここに家業を廃することは自ら一家の生活の支えとしての収入の道を凶らぬということである。教祖はそれを「四十二歳のとしては、病気で、医師も手をはなし、心配いたし。神仏ねがい、おかげで全快いたし。そのとき死んだと思うて、慾をはなして、天地金乃神を助けてくれ」との神の御言葉によって自ら決意した。「慾をはなして」とは自ら生きようとする思いをはなすことである。さきに教祖は家業を廃して隠居することによって形式的には実現したのであったが、ここに自らの主体的内面的生き方の上に決意した。そうすることにおいてその思いを實質的に実現し得ることになった。教祖の生き方は神のお下りを頂いて取次に専念することとなった。かくて教祖における財は形式的にも實質的にも、その所有関係においても利用関係においても、自分の財でもないが神の財でもない。また自分の財でもあり、神のものでもあるという関係が生れることになった。そこに「氏子あつての神神あつての氏子末々繁昌いたし親にかかり子にかかりあいよかけよで立行く」という原理に基準をおく取り扱い方になる道がつくことになったのである。

かくして、教祖はみずからの生活の立て方を、親神の悲願にもとづいて全人類の立行きを願って、自己の生き方をそこに実現するということに昇華せしめた。故に人類の生活はすべてその基調をここに求めることができるであろう。

すべての人の生活は常にここを志向する営み方になることによって立行くのであり、財の取扱い方もここを基準にして真の方向が見出せるということである。マルクシズムにあっては、資本主義体制の矛盾の源泉が私有財産制度にあるから、その制度を撤廃することによって矛盾を排除しようとして革命を決意する。いいかえれば制度としての財の所有の自由と財の利用の自由を撤廃しようとする。従って人間は制度の背後にかくれる。しかし、金光教における財の取扱い方式は、人間の主体的内的交わりにおいて、神と人とのかわりにもとづくところのあいよかけよで立行く生き方を求めることによって、人間を内側から変革しようというのである。すなわち、事、物に關係する人間を中心にして、自己の關係する全体の人間の立ち行きを願っていくという筋合いにおいて、社会体制も自己変革せしめられることを目指す。そのようにして変革は人間的に作られるのでなく、神と人とのあいよかけよの交わりにおいて生れてくるのである。かくして、あらゆる人の生活は、この根本原理に志向するとともに、またそこに根差して営まれゆくところに社会全体の繁栄も保たれるであろう。私は安政六年の立教神伝に勤労倫理の基本原理を求めたのである。

次に、具体的な勤労の意義の中心をどこに求めることができるか。私は、それを左の慶応三年十一月二十四日の神伝に求めることができると思う。すなわち、「一、日天子の下に住む人間は神の氏子。身上にいたが（痛処）・病氣あつては家業出来難し。身上安全願ひ、家業出精、五穀成就、牛・馬に至るまで、氏子、身上のこと、何なりとも、実意を以て願え。（以下略）」とあるところに金光教における勤労倫理の中心を求めることができると思う。ここにおいて説かれていた内容は農業に関する事柄ではあるが、しかし農業に働く人間を代表として実は「日天子の下に住む人間は神の氏子」と全人類に対して神は呼びかけられている。従って、如何なる職業にせよ、働く人間への神の呼びかけである。人間はみな神の氏子として、親たる神の願いを子たる人間社会に顕現する使命がある。その目的のために人間が社会におけるそれぞれのうけもちたる職業を通じて勤労に従う。そこに人間社会が繁栄し、また人間社会が繁栄することが同時に神の助かり給うことである。その意味において、人生における勤労の意義は単なる生活のための手段としてでなく、

神と人のあいよかけよで立行く神意実現という使命をもたしめられる。ここに親たる神の願いを子たる人間が実現し、子たる人間が助かることよって親たる神も助かり給うところに、勤労は目的即手段、手段即目的という関係に立つ。さきに述べた「慾がなくては生活すことはできぬ」の慾は、単に自己の生活手段としての慾求から、「神の氏子」たる生活を実現するための慾求、従って「慾徳」へと昇華せしめられる。かかる神の願いの顕現として職業的労働に励むところに金光教における勤労倫理の基調が求められるのではなからうか。

今日はさまざまの主義、思想、宗教の立場からの勤労の問題に関する発言が行われている。その源流となったカルヴィニズムにおいては、職業は神の召命としてそれ自体目的として営まれていた。啓蒙主義にあっては生活のための手段と化した。そうしてマルクシズムにおいては、勤労は労働者自身のための目的即手段という意味を見出した。これらはそれぞれに異なった意味と内容をもっているものであることをみてきたわけである。また、私は金光教における勤労の意義を以上のようにみるのである。今日人類の生活は科学的進歩によってその発展はめざましい限りである。しかしその生活の基調となる人間の倫理において必ずしも進展しているとはいえない。或は現状を維持しようとする保守的、或は現状を否定して新たな社会体制を樹立しようとする進歩的、とその見解は区々である。それらの社会の渦の中にあつて、私は金光教教義の上からの見方を究明しようとしたのである。しかし、この小論においては、わずかに客観的な社会状況において、主体的に自己がかかわりをもつ面からの問題を提起したにすぎない。従って、社会制度の問題に関しては殆んどふれるところはなかつたが、その問題はまた別に取り扱われねばならないと思つている。

(教学研究所員)

## 高橋茂久平の信心について

— その二十九才まで —

高橋 一<sup>もと</sup> 邦<sup>くに</sup>

まえがき

高橋茂久平は、慶応二年九月九日、現岡山県井原市高屋町に生れた。父は幸逸、母はむめ、その長男である。十四才(以下、年令は数え年)の時、佐藤範雄の取次を受けて入信し、二十九才の時、教師試補に補せられた。爾来、芸備教会所副教会長、第十教区支部部長、本部専掌、教義講究所講師、朝鮮布教管理者、宣教総務、臨時教監等に歴任し、権大教正に補せられた。昭和四年三月二十三日、金光町において、六十四才をもって帰幽した。

帰幽の年の正月、子女、孫等を集めて、自己の一代のことを話して聞かせた。その筆記録が、「父の語り草」と題して、昭和四年九月に、長男正雄によって刊行せられた。これを主な資料として、その信心の経路をたどってみたい。



## 一 生い立ち

生れたところは、現井原市高屋町の宮カ谷という山間の小部落で、現在でも、当時と同じく、十戸ばかりしかない。三方を山に囲まれ、一方が僅かに他部落に開けているだけで、一見、摺鉢の底のような土地である。谷間の少しの平地を田圃にし、山に畑をつくって、全部落、農業を営んでいる。

生れた家は、当時のこの地方の農家としては、それ程貧困ではなかったと思われるのであるが、茂久平が九才の年、母が流産して身体がすぐれぬようになったり、姉が嫁いで行ったりしたために、負債が十円か二十円ぐらいできた。(以下金額の額は当時の額のまま記す)

十才の時、初めて、一人で、八軒余りある母方の祖父母のところへ行った。その時、祖父から

「大きくなって出世せねばならぬが、心を確かに持て。その日勘定を忘れるなよ。その日勘定とは、その日に御飯を食べたり、下駄を減らしたり、足袋をちびさしたり(消耗させること)したのと、その日に働いた仕事と勘定して、どちらが多いか、それを忘れぬようにせよ」

ということを教えられ、このことを一生涯忘れなかった。

当時のこの地方の農家では、平生は麦ばかり食べていたらしい。秋、米ができて、唐臼挽きをする時、夜食に米の粥が出るので、茂久平もそれを起きて待っていた。その時こう思ったという。

「親というものは有難いものだ。あんなに夏中辛抱して米をつくり、自分は麦飯ばかり食べて、米を子供に食べさせる」

と。これは、十三才の頃のことらしい。茂久平は、後年、親孝行な人となった。それは、佐藤範雄夫妻の取次を受けて、道の信心に入ったところからのことであったと思われるのであるが、その芽生えは、ここらにもすでに見る事ができるような気がする。

茂久平が本教のことを知ったのは、十三才の春であった。知人が家出をして、行方がわからなくなり、親類の者等が寄り集って相談してもわからないので、佐藤範雄のところへ参ってみようということになった。

当時、範雄は、御領（現広島県深安郡神辺町字上御領）にあって、大工をしながら取次をしていた。範雄は、「明日十時まで待て。様子があるう」と言ったが、その通りであった。父が家へ帰ってそのことを話しているのを茂久平は聞いて、その時は、「金神狸とみんなが言うておるのに、そんなところへ行かれねばよいのに。お母さんが病氣なのに、この上、狸まで来ては、困られよう」と心の中で思ったという。

## 二 入 信

入信は、翌明治十二年の夏であった。同年夏、全国にコレラが大変に流行した。当時、コレラは中国の狸が海を渡つて来て肝に喰いつくために起るのであるから、木野山神社の狼を迎えてその狸を喰い殺して貰うという俗信仰があった。茂久平の村でも、全部の家がそうであった。たまたま、近所に葬式があつて、皆がそこに集って飲み食いしたために、神を拝むことができないということになった。当時の風習として、死人のあつたところへ出入りすれば、それが「忌み」となり、神を拝むことができないようになるということだったのである。ところが、その夜から、裏の家にも病人ができて、そのうめき声が聞えてき、又、茂久平の母も喘息の発作が起り、まことに心細く感じた。その時、近所の老婆につれられて、佐藤範雄のところへ参つたのが、本教に入信する初めとなつたのである。これは、範雄が取次に専念してから、二、三カ月目のことであつた。ここに、一生涯かけての、否、子孫へかけてまでの信心の端緒が開けたのである。初めて御理解を聞いた時、金光教では、いわゆる「忌み」があつても、拜んでもよいということ教えられ、それが有難かつたという。コレラが流行して、神様よりほかに頼るものがないような気持の時に、「忌み」ができて、木野山神

社を拝むことができなくなり、まことに困ったことだと思つていたところへ、そういう御理解を聞いたので、心から有難かつたのであろう。そのほか、天地を司る神ということも教えられたという。この少年には、この道こそ人間が本当に助かる道だという深い見きわめはまだできなかったであらうが、この道が有難い道だという気持は起つたのである。

それからは、毎晩のように、その老婆につれられて参つた。家から御領の広前までは、細い山道の峠を一つ越えて三軒ばかりである。老婆と子供の足では、片道一時間ぐらゐもかかったであらう。それを毎晩のように参るといふことは、なかなかのことであるように思える。茂久平は信心深い生れつきであつたのだろうか。しかし、本教に入信する以前に、特に何かの信心をしたといふことはなかつたようである。

茂久平は、前年の春に、父が佐藤範雄のことを話すのを聞いたが、その時は、「この上、金神狸が来ては、お父さんが困られよう」と思つたのであつた。その時の父の話は、単に、範雄が「明日十時まで待て。様子があろう」と言つたら、その通りになつたといふような話であつたらしい。そういう話を聞かされると、世間で金神狸と言つておることも思ひ合わされて、前記のような考えが浮んだのであらう。しかし、自身が実際に参つて、御理解を聞くに及んで、そういう思ひは一度になくなつたものと思われる。

### 三 その後の信心

十四才の夏に入信して、それからずっと御領の広前へ参拝を続けた。範雄からは、信心だけでなく、習字も教えて貰つた。恐らく、いろいろなことを教えて貰つたのであらう。範雄は留守のこともあつた。それは、教祖のもとへ参つていたのであると思われる。

十七、八才頃までの信心は、何事も神に願つてするといふ信心であつた。魚を釣りに行つても、よく釣れますように

願うというような状態であった。

十八才（明治十六年）の春、腹痛のため、転び廻って苦しむというようなことがあった。寝ておって、神を拝むのに、苦しくて、大被詞が半分もあげられなかった。「もし、神様が、私が参拝することを喜ばれるのなら、夜中寝ずに参っても、そのほうがこの苦しみよりは楽である」と思ったという。約四十日も困ったのであった。

十八才から二十才の夏までは、農業の上でよくお蔭を受けた。天候の不順な中で、作物がよくでき、有難く思いながら過した。しかし、二十才の夏、水害にあい、また、二十一才の春、雹が降って、麦が殆んど取れず、苦しい生活になった。経済状態がそのようなことでもあったので、水害復旧工事に人夫として働きに出、辨当を持って行って、一日七銭か八銭貰った。そういう状態は二十二才の頃まで続いた。

その間にも、時々腹痛があった。この頃の信心も、やはり、ただ願うだけの信心で、魚を釣る時には、よく釣れますようにと願ひ、作物に虫がつけば、虫が落ちますようにと願うという信心であり、真の道をおこなうというようなことは心になかったという。

#### 四 神のお知らせを受ける

二十二、三才の頃から、神のお知らせを自分で受けるようになった。当時、範雄は、教団の要務のため、教会を出て働く時が多かったのであるが、茂久平が、夢で、「先生（佐藤）が帰って来られる」というお知らせを受けて、その翌晩、教会へ参ると、必ず帰っており、帰っていない時は、「まだ帰っておられませんか」と言っておると、そこへ車で帰るといふふうであった。

夢でお知らせを受けるといふことについては、次のようなこともあった。二十三才の年の五月のこと、我家の屋根が

燃えている夢をみて、びっくりして起きて、外へ出て見ると、風呂場の焚き口に置いてあった麦藁に火が燃え移っていた。危機一髪のところ、一人で下水をかけて消したのであった。

二十三才の年の旧正月二日から、近所の親戚の老人が大患にかかり、一同心配していた。茂久平も、神に願っていたが、同十四日の晩、助かるとの「手みくじ」を受け、手がずうっと上った。

そのことを伝えると、その老人は

「子や孫も、みんな拝んでくれて居るか知らんが、本家の婿（茂久平）が、私が助かるように拝んでくれて居るか。嬉しいのう」と言つて、涙をこぼして喜び、その老人は快くなったという。

この、神のお知らせを受けるということは、どういふことなのであろうか。教祖は、四十五才の年の三月十五日から、手にお知らせを受けるようになり、同年七月十三日からは、神のお知らせが、教祖の言葉を通して伝えられるようになった。それ以後の教祖の生活は、全く、神のお知らせを受けての生活である。又、直信、先覚達の伝記を読んでも、神のお知らせを受けるということが殆んど皆出てくる。この、神の知らせを受けるということがどういふことであるのか、私にはよくわからないのであるが、次のようなことは考えられる。それは、一口に、神のお知らせを受けるといっても、その受け方はいろいろあるということ、神のお知らせを受けるということには、その人の生き方というものが関係するということである。

教祖は、初めに手にお知らせを受けるようになり、ついで、言葉を通してお知らせを受けるようになった。言葉を通してお知らせを受けるようになってからは、手にお知らせを受けるということとはなくなったように思える。教祖は、言葉を通してお知らせを受けるほかに、心にお知らせを受けるということもあつたようである。

茂久平も、手にお知らせを受けたが、言葉を通してお知らせを受けるということは、あつたのか、なかつたのか、よくわからない。ただ、「神様のお知らせがあり」というように述べているだけである。その一つの例をあげてみる。

茂久平が二十三才の年、秋の仕事がすんでから、ある日、本部へ参拝した。六条院教会、入田教会、芸備教会へも参拝して、夜十一時過ぎ、家に帰ってきた。見ると、家に燈があかあかと点っており、様子が違う。聞いてみると、九五才になる曾祖母が入浴中に卒倒したので、床をとってやすませたとのことであった。茂久平は、「神様へ参った留守にこういうことが起って、相すまない」と思い、神に詫びて寝についた。翌日、医師を迎えて診察を受けた結果は、中風ということだ。年が年だから用心せよとのことであった。茂久平は、九五才の高齢でもあるし、どうせ葬式をせねばなるまいからと思い、その用意として、毎晩、米を二臼ぐらい搗き、紙緒の草履を作った。五日ぐらいそうしてから、「これではいかぬ。信心のほうへ心をいれねばならぬ」と思い、毎夜、米を搗いてから、あるいは、草履を三足ぐらい作ってから、教会へ参るといようにした。そうして五日程参った頃の、ある月の明るい、霜のおりた夜、山道を帰る途中に、次のような神のお知らせを受けた。

「寅の年の氏子(病人)は、若い時から、九十五の今日まで、家のために容易ならぬ働きをして、家内中大恩を受けて居るが、今寿命が終つては、恩送りができて居らぬ。これから一同心揃うて、恩送りの真心になれば、三年の寿命を延してやるから、その間に恩送りをせよ」

このお知らせを受けた茂久平は、そこから走って帰って、家人を皆起して、寝ずに看病していた人をも、神を祀つてある前へ集め、大被詞を奏上して、今このようなお知らせがあったと伝え、皆孝行しようということを誓いあった。その翌日から、病人は快くなり、足はたたなかつたが、便所も座敷の中へ拵えて貰つて、一人で這って行けるようになった。それから、お知らせ通り、丁度三年間、安らかな生活を送り、九十八才の秋、ほっくりと死んだのであった。

このお知らせを受けたのは、手にお知らせを受けるといふものではなかつたようである。又、言葉を通してお知らせを受けるといふでもないようである。心にお知らせを受けるといふようなことではなかつたかと思われる。

次に、お知らせを受けるといふことに、その人の生き方というものが関係するといふことについては、教祖がお知らせ

せを受けるようになったのは、四十五才の年の三月十五日からであるが、その年の正月に、龜山の香取繁右衛門の広前において、次のような神伝を受けている。

「戌の年は、神のいうとおりしてくれ、そのうえに、神ともちいてくれ、神もよろこび。金乃神が、戌の歳へ、礼に、拍手をゆるしてやるからに、神とあったら、『他領の氏神』というな、大社・小社なしに拍手うって一礼いたしてとおれ。『金乃神したばの氏子』と申して、日本神々へ、とどけいたしてやるから、神が、受返答いたすようにしてやる。(以下略)」

これによってみてもわかるように、教祖が神のお知らせを受けるようになったのは、教祖の実意さに神が感応してのことなのである。

茂久平が神のお知らせを受けるようになったということについては、その生き方というものを問題にしないわけにはいかない。

茂久平は、十四才の年に入信し、爾来、信心を続け、その信心の仕方は、魚を釣りに行っても、よく釣れますようにと願ひ、病気になる、その全快を願うという状態であった。二十才の夏頃までは、大体、農業の上でも順調にお蔭を受けて、有難く思いながら過してきたのであるが、その後、水害や不作にあい、経済的に苦しい生活になった。その中で、やはり、神に縋っていたのであろう。そのうちに、神のお知らせを受けるようになっていく。どういふところから、そのようになれたものか、よくわからないが、次のようなことは考えられるのではあるまいか。

茂久平は、先生(佐藤)がうどんやそばが好きであったので、自分で作って持って参っていたという。夢で、「先生が教会へ帰られる」というお知らせを受けて、翌晩、教会へ参る時には、多く、先生が好きなうどんやそばを持って参ったのであった。そういう、先生を思う心があったからこそ、神から、「先生が帰られる」というお知らせを受けることができたのであろうと思われるのである。

二十三才の年の旧正月十四日に、手にお知らせを受けたということについても、その老人の病気の平癒を願う心があ

つたればこそであることは言うまでもない。この老人は、親戚の人ではあり、その家は近いのであるから、祈るのが当然だと言えども知れないけれども、ただそうとだけ言えないものがあるように思う。茂久平の祈りが、だんだんと広い範囲に及ぶようになっていくことに注意したのである。茂久平の信心初めの祈りは、恐らく、自己の一身一家のことに関することが主であったであろう。それは、自然のことであると思う。そういう祈りが、その後だんだんと広くなって、自己に縁ある人々の上をも祈るようになっていく。そこに、信心の成長をみることができると思うのである。

神のお知らせを受けるには、その前に、その人の生活の進展があり、又、神のお知らせを受けてからも、そこからの生活の展開がある。その生活ということ抜きにして、神のお知らせを受けるということを考えていくことはできないと思う。

## 五 本当の生き方を願う

茂久平は、自分自身には十分自覚し得てはいなかったであろうが、次第に信心を進め、神のお知らせを受けることができるようになり、いろいろ不思議なお蔭を受けるようになったのであったが、更に、真の信心ということを自覚的に求めるようになり、神に、「どうぞ真の信心を知らして下さい」と願うようになった。

二十三才の年の旧五月の末、ある暑い日に、畑の耕作をしながら、こう考えた。

「暑いということは、今日様（日の大神）の御威光である。それを嫌うのは、今日様を嫌うことになる。それでは信心にならぬ。奈良之木（地名）のお父さん（茂久平の岳父）は坐って断食されるが、私は今日様と仲ようして仕事をしながら、世の中のために尽そう」と。これに対して、



「この修行が貫徹ば、日本国中から駕籠かこを持って迎えに来るようになるぞ」との神のお知らせがあった。

それから、笠も手拭も被らず、「神様の御威光を身体にしみ込ます」という気になった。その少し後に、

「私は国法を犯したのでありませんから、監獄へ入れられて修行することはできませんが、神様の掟に背いて御無礼を重ねておりますから、神様の懲役をつとめさせて下さいませ。食物はまずい物を少し食べさせて下さって、農業をさせて下され」

と誓い、粥でも雑炊でも、二碗に定めた。夏から秋にかけて、その二碗の修行をし通したら、色は黒く、体は瘠せて、米俵を担うことができなくなった。しかし、それで腹痛はすっかり直り、食物に不平が少しもなくなった。それまでは、柔い硬い、からいあまいの不平ばかり言っていたのである。

冬になり、寒さが身にしみかける頃、「冬の寒さを嫌うのも、神の御威徳を嫌うことになるから」と思い、氷がはっても霜がふっても、単衣一枚で仕事をした。食物を減らすほうは長くもしなかったが、夏、笠を被らず、冬、単衣で過すことは、三、四年続けた。

夏、暑いと感じ、冬、寒いと感じるのは、生物の自然の感じであって、何も悪いことではない。もし、それを感じなかつたら、それこそ大変である。暑さ寒さを感じることによって、それに対応する処置をとり、体温を一定に保ち得るのである。

茂久平が、ここで問題としたのは、暑いと感じることそのことではなく、暑さを嫌うということだったのである。暑さ寒さを嫌わず、暑さ寒さをそのままに受けていきたいと思ったのであろう。

それにしても、茂久平がここでとった道は、難行的色彩が濃い。夏、笠を被らず、冬、単衣一枚で過すことは、相当、身体にこたえることである。暑さ寒さを嫌わないような生き方をするという点では同感する人でも、このような茂久平

のやり方には、いささか首を傾ける人も多いかとも思われる。

食物のことにしても、何でも有難く食べるといふ氣持にならうとする人はあるであろうが、「まずい物を少し食べよう」といふ心は、普通の人には起りにくいであろう。茂久平が「まずい物を少し食べよう」としたのは、ひとえに、神に詫びるといふ心から出たことであり、この場合の茂久平としては、こうよりほかにはし得なかつたのであると思われ

る。

教祖は「喰わずの行ぎやうをするのは、金光大神は大嫌いじゃ。喰うて飲んで、からだを大切にしてい、信心をしなされ」と教えている。(「金光大神」縮刷版<sup>374</sup>頁)この教に照らしてみると、茂久平がここでとつた道は、あるいは行き過ぎであつたかとも思われる。しかし、この教での肝腎なところは、「からだを大切にしてい、信心をしなされ」といふところであらう。茂久平が、「まずい物を少し食べ」たことは、神への詫びということよりほかのものではなかつたのであるが、結果的には、体は瘠せたけれども、数年来の腹痛がすっかり直るといふことになつてゐる。結果からみれば、それが「からだを大切にすること」になつたともみられる。教祖の教の「喰うて飲んで」といふ、その食べ方飲み方が大切な点であらう。

茂久平のこゝう難行的な生き方は、それによつて何か不思議な力を得ようといふような氣持から出たものではなかつた。夏、笠を被らず、冬、単衣一枚で過したのは、「神様の御威徳を嫌わないうにしよう」とするところからであり、まずい物を少し食べようとしたのは、神への詫びの心からのことであつた。茂久平のとつた道が正しいものであつたか否かは別として、その動機は以上のようなところにあつた。何か不思議な力を得ようといふような氣持からではなく、ひとえに、本当の生き方をしたいといふ心からであつたからこそ、神から「この修行が貫けば、日本国中から駕籠かこを持つて迎えに来るようになるぞ」とのお知らせがあつたのであると思われる。

茂久平のこの頃の信心をみると、それ以前の信心とは違つてきていることに氣がつく。茂久平は、これ以前に既に神

のお知らせを受けるようになっていた。神のお知らせを受けるようになったということは、その信心生活というものが、ある段階に達していることを意味するものであるとみたい。その段階とは、どういう段階であるかというところ、先生を思い、人の身の上をも祈るといふ信心である。わが一身一家のことを願うだけでなく、その祈りの範囲が次第に広がってきている。茂久平の生き方が、次第にそのように変らされたということは、実は大変なことなのであるが、そのことが、当人として、どこまで自覚されていたかは分らない。恐らく、十分自覚されてはいなかったのではないかと思われる。神のお知らせを受けて、有難いお蔭を受け、そのことを有難く思う心は強くあったことと思われるが、自分の生き方について、自覚的に道を求めるといふことは、十分できていなかったように思われる。十分自覚的でないままに、ある段階までの生き方はできていたのであろう。

それが、その後、「どうぞ、眞の信心を知らして下さい」と願うようになり、暑さ寒さの行ぎやうをするようになってきたということは、自己の生き方そのものが、自覚的に問題となり、そこに道を求めていこうとしているのであると思われる。暑さ寒さを嫌い勝ちな自分、食物に不平を言う自分が問題になり、このままでは助からないということに気づき、そこから、助かる道、本当の生き方を求めているのであると思われる。

茂久平の義兄に、山下伊喜次郎という人があった。家は、茂久平の家と五百米程離れているだけであるから、始終接していたのである。茂久平が二十五才の夏、この人の家へ行き、涼台で涼んでいると、伊喜次郎が、からかい半分にこう言った。

「お前は信心するが、何かよい事があるか」

「よい事というても、あまりよい事もないが、私は信心し出してから、難儀をしてみようと思うておるがのう」

「それはよいのう。難儀をする気になったら、難儀はなかるのう。それはよい〜」

と言った。そして、伊喜次郎も、その秋から教会へ参るようになったという。

ここで言われている難儀というのは、難にあうことである。難は、生命の存続を脅やかすものである。難を難と感じ、それから逃れようとするのは、生命あるものの自然の動きである。難を難と感ずることそのことの中にすでに、それから逃れたいという思いが動いている。難とはそういうものであるから、人間誰しも難儀はしたくないのである。しかし、難は必ず起ってくる。これは、動かしがたい現実である。経済的な難もあれば、病難もあり、あるいは天変地異による難もあり、それがからまり合ってくる場合も多い。人間誰しも難にあいたくはないのであるが、難にあわずに一生を過すことは、殆んど不可能なことである。

難にあった場合、それを苦しいと感じ、その難から逃れたいと一心に願い、努力することは自然のことである。その難から逃れ得た場合に、それを助かったと言う。そういう助かり方も大切であって、それはどこまでも本気に求めていかねばならない。それをよい加減にしておいてよいものでは決してない。しかし、すべての難から逃れ切れるとは限らない。すべての病気は、本気で治療しさえすれば治るとは決っていない。そういう難にぶつかった人は、一生助かり得ないのであるか。

難から逃れることも助かることには違いないが、難にとり組むことそのことの中にも助かりがあるのではなからうか。一面からいえば、人間の一生は難儀の連続である。難がなくなることだけを助かりというのなら、人間は一生助かることはできない。茂久平が「難儀をしてみよう」と思うようになったのは、難儀の中に助かりがあるということがわかったからであろうと思われる。「難儀をしてみよう」という気持は、起ってくる難に真正面から取り組もうという気持も含んでいるであろうが、もっと積極的なものが感じられる。夏、笠を被らぬということや、冬、単衣一枚で過すということと、この「難儀をしてみよう」という心とは、一つことだと思われる。

茂久平は、食物の行ぎょうをしていた頃に、

わが物を皆世のものとして見れば

## みな世のものがわがものと見ゆ

という歌を詠んでいる。これは、この歌を詠んだ時に初めてこういう境地に達したのではなく、その前からだんだんという境地に入ってきていたのであるが、それがここにおいて自覚的にとらえられ、歌のような形で表わされたものと思われる。では、こういう境地に入りかけたのは何時頃とみるかという点、神のお知らせを受けるようになった頃からとみたいのである。既に述べたように、神のお知らせを受けるということの前には、その人の信心生活の進展があるに違いない。茂久平が、神のお知らせを受けるようになったのは、その生活が、単にわが身わが物を考えるだけの生活ではなく、もっと広く、人の身の上をも祈る生活になってきたからだと思えるのである。その後、自己の生き方を問題とし、そこに道を求めることを自覚的に進めるにつれて、わが身わが物についての考え方がはっきりしてきて、それがこの歌になったと思われるのである。

わが物はわが物、他人の物は他人の物、自分と他人とは別だという考え方は、多くの人の持つ考えである。又、実際に、そうなのであって、自分の物と他人の物とは、はっきりとした区別があるのである。その区別はどこまでもはっきりさせておかねばなるまい。一面において、そういう区別をはっきりとさせながら、しかも、それだけでないものがあると思う。必要な場合には何時でも、自分の物を他人の物とすることができねばならない。そうでないと、自分と他人とは、単なる対立関係だけに終ることになる。茂久平は、そういう対立を越える生き方をしていることなのであると思われる。真の信心、真の生き方とは、結局、このように自分と人との真の関係を考え、それに基づいて生活することであろう。茂久平がこのように変らされたことは、この道の信心によってであり、それは、佐藤範雄夫妻の取次を受けてのものであるとしか思えない。二十三才の青年の身で、ここまでに変らされたということは、まことにゆゆしいことで、自身としても、どんなに有難く感ぜられたことであろう。

## 六 教会の建築

二十三才（明治二十一年）の冬の初め頃から、教会の建築の手伝いに行くようになった。教会の台所を建てる敷地を広くするために、後ろの山を掘ることになり、その土を荷負うて運んだ。

既に述べたように、茂久平は、十四才の夏入信して以来、病氣についても、農業の上でも、いろいろとお蔭を受けてきた。又、神のお知らせを受けるようになってからは、家が火事で焼けるところをお蔭受けたり、その他数々の不思議なお蔭を受けてきた。そういうところから、この道の信心をさせてもらうことの有難さを強く感じていたのである。又、本当の生き方をしたいという願いを持ち、そこから、暑さ寒さや食物についての行を始めていく。自己の生き方そのものが問題となり、その道が分らせられることによって、生き方そのものが変わってくる。共に、人や物に対する見方も、自他の関係の見方が次第にはっきりしてきたのであった。そういう信心の経過をたどって、ここに、教会の建築の手伝いに入ったのである。

夏、笠を被らぬ行を始めるとき、「私は今日様（日の大神）と仲ようして仕事をしながら、世の中のために尽そう」と決心している。仕事が、単に、わが家の繁栄のためだけのことではなくなっている。神と仲よくしていく生き方、自他の対立を越える生き方をしようとする茂久平にとっては、仕事の意味もまた違ってきたのである。以前は、恐らく、仕事は、わが家が立ち行くためのものであったであろう。作物がよくできるか否かは、一家の生活を左右することであった。そのために一心に豊作を願い、懸命に働かざるを得なかった。

そうして、信心をしながら働くうちに、茂久平の心を占めるものは、わが家のことだけではなくてきたのである。仕事も、わが家のためだけのことではなくなってきた。仕事によって、「世の中のためにつくそう」と思うようになったのである。

そういうようになっていたからこそ、教会の建築の手伝いにも行けたのであろう。もし、そうでなかったら、たとえ手伝いに行けても、それは本当の手伝いにもならないであろうし、時がたてば止めることにもなるであろう。茂久平は、一時の感激で手伝いに行ったのではなく、それは、信心生活の展開としてのことであつたように思える。

こうして、教会の台所へ入って手伝うようになってから、茂久平は、佐藤範雄夫妻が母親に孝行するのを、目のあたりに見たのであつた。(佐藤範雄の父親は、既に、この年の春に亡くなつていた。)

それを見て、茂久平は、金光教は尊い教であるということを深く感じたという。それまでは、説教で孝行の話を聞いても、「あれは、役目として話されるのだ」ぐらいに思つていたという。

佐藤範雄夫妻の親孝行というものは、まことに至れり尽せりのものであつたことであるが、それを目のあたりに見て、茂久平の心は深く打たれた。しかし打たれるということは、一方的な働きだけでは成り立たない。佐藤夫妻の尊い生き方は、人の心を打たずにはおかぬものがあつたと思われるのであるが、それを感受するものが茂久平の心の中にもあつたといえよう。ここから、茂久平の、親に対するあり方も變つていったように思われる。信心の道は、生きた人から生きた人へと、生きた動きをもつて伝わっていくものである。

明治二十三年、茂久平二十五才の時、安部朝吾という医学士の衛生講話を聞いて、飲料水の大切なことを知り、教会に井戸がないことを思つて、すぐ、佐藤照(範雄夫人)に、井戸を掘ることを申し出た。それに対して、照は、この屋敷には水が出ぬのじゃそうなど言つた。そう言つたのは、範雄の父親の代に水見が来て、二度見て、「どうしてもこの屋敷には水は出ませぬ。大岩が底にあって、どうしても水は出ませぬ」と言つたことがあつたのを聞いていたからであると思われる。茂久平は、「地球には、上に土がなくて、底には石がありますが、それを突き抜ければ、是非、水は出ます」と言つた。

飲料水が大切であるということを開かされ、教会に井戸がないことを思うと、すぐ井戸を掘ることを申し出るのも、

地の底の岩を置いてでも掘るといふ氣を起すのも、教会のことを真剣に考えている心の現われであると思われる。教会のことを真剣に考えるといふことは、自分が教会によって助けられているといふことがはっきりし、世の中の人も皆、教会によって助けられていかなばならないといふことが、はっきりして来ているからであろう。

井戸を掘ることを、照から範雄に、範雄から金光四神に伺い、いよいよ掘ることになった。地面から三米程掘ると、砂が六十糎程あり、その下に石があつて、それを一米程掘り割ると、水の出る層に當つた。

翌明治二十四年（茂久平二十六才）旧正月二十二日、芸備教会の祭典に参拝者が多勢あつて、広前が狭くて、外へ人が立つ程であつた。その夜、みんな帰ってしまい、後かたづけをすませてから、茂久平は一人残つて、範雄に、襖越しにこう言つた。

「先生、こう狭うなりましては、教会を建て替えねばなりませんまい」

その時、範雄はもう横になっていたが、喜んで床の上に起きなおつたといふことである。そして、「何処へ建てるのか」と言つた。

「本家の家を東に取り越して、後ろの山を一間程掘れば、広い屋敷ができます」

「それでは、鉄道工事のようなことをするのか」

襖の内と外とで、このような問答がかわされた。

そして、金光四神の取次を受けて、現在、旧広前とよばれている広前の建築が始まつたのである。この建築にかかる時、手もとに二円五十銭持つておつたと、のちに、範雄が語つたといふことである。茂久平は、命のままに、木を買に行つたり、石を買に行つたりした。

去る明治二十一年の冬の初め頃、中風で倒れて、神のお知らせによつて三年の壽命を延して貰つた茂久平の曾祖母が亡くなつたのは、この年の十月三十一日であつた。その葬式を、茂久平は、金光教でして貰いたかつたのであるが、そ



うできず、葬式だけは寺でして貰って、のち、すぐに改式した。

改式するということは、一家中の者が皆信心していないとできにくいことである。一人でも反対する者があっては、改式しにくい。この当時、茂久平の家は、大体において、本教の信心をしていたことがうかがわれる。当時、茂久平の家において最も熱心に信心していたのは彼であったが、一家の者が、大体、信心する心になっていたということは、茂久平の信心が、家族の者に受け入れられる信心であったことを示していると思われる。夏、笠を被らぬとか、冬、単衣で過すとか、食物を減らすとかいうことは、世間一般の常識からは、かなりかけはなれた行為ではあったけれども、その信心は、家族を納得させるものがあつたのであろう。

翌二十五年三月下旬、教会広前の図面が整うて、金光四神に願つたら、その中の一カ所に、井のしるしがつけられた。「これは井戸ですか」とたずねると、井戸であるということであつた。そこを掘ってみると、大岩はなく、海が埋れたあとで、地面から三米程掘ると砂が出て、水が出てきたのであつた。

その年の夏、本家の家を取り除け、秋から、山を掘る工事にかかることになった。その頃、平人夫が、弁当を持って、日当十三銭だったという。茂久平は、工事一切、即ち、人夫の雇い入れから、木石の買入れ等の金銭の出納一切を任された。秋のある日、範雄が「一本続いた木を入れたものじゃ」とひとりごとを言うのを聞いた茂久平は、わが家の山に長い木があることを思い出し、それを供えたいということを父に願ひ出た。父は建築の好きな人であり、何度も建築をしたが、その木は切らずににおいて、時折その木の下へ行つては、仰いで見て楽しんでいたのであつたが、その木を供えたいという申し出に快く同意した。その木を切つて、教会へ持つて参り、棟梁が尺棹を当ててみたら、必要な長さにぴったり合っていたという。そういうことも、茂久平として、極めて感銘の深いことだったようである。

茂久平は、農業をしながら、建築の御用をつとめた。石工が、石垣を半分ぐらいついでから、他所へ行つて、来てくれぬようになったので、鍛冶屋で道具をこしらえて貰つて、自分で石垣をついた。茂久平は石垣をつく心得があつたの

である。

工事は、明治二十五年から二十七年四月まで続いたのであったが、その間、一度も、教会から、建築の用件のための使をおこされたことがなかったという。ふと、教会へ参りたくなって参ってみると、石の話があって人が来ていたり、木の代金を取りに来ていたり、用件があるのであった。茂久平は、半紙を四つ折にして帳面をこしらえて、木代、竹代、作料などをつけて、照に、「木代を五十円払わねばなりません」とか、「石代が幾ら要ります」とか言っていた。それに対して、今日は金が無いと言われたことは一度もなかったという。

明治二十七年五月一日、落成式が行われた。神璽を本部広前から受けることになり、山下清作（茂久平の岳父）と茂久平とが、迎えに行くことになった。吉備乃家で支度をして、夜十時頃、神璽を受け、約二十七軒の道を一度も休まずに歩いて、夜明け頃帰った。

盛大な奉斎式がすんで、献備の包を開きながら、範雄が、一切支払いをして残ったら、本部へ全部奉って御礼参りをしようと言ひ、一切済ませて、七円か八円残ったと言っていたら、まだ金具の代金が七円か八円か払わねばならぬのが残っておって、それを払うと一円も残らぬことになり、それでは少しも残らぬから、拍手だけ打って御礼申そうということになったという。

その頃、茂久平の村の寺と氏神の社とは、村中の主な人々が関係してできたのに、その後始末がむずかしく、主な人が何度寄合つて相談しても落着せず、終には訴訟になったりして、後始末が十年程かかったという。茂久平は、そのことと、芸備教会の建築とを考え合せて、心から有難く感じたという。

この建築を通じてまず感じられることは、茂久平が、みずから願いをたてているということである。広前が狭くて、参拝者が坐り切れないという事実を見て、それをどのように感じ、そこからどう思うを起すかは、人々によって様様であろう。盛大なことであると思うだけの人もあろう。参拝者が多くなったことを有難く思う人もあろう。茂久平は、そ

ういう思いだけではなく、広前を建て替えねばならぬという願いを起している。教会の働きそのものについて思いをこめるところがだんだん深くなってきたのであろう。茂久平の祈りが次第に広くなってきたということは前に述べたが、教会に入って働いているうちに、より広く人が助かることを願うようになってきたと見てよかろうと思う。茂久平がそのようなになってきたことは、その信心の成長であり、自身が助かることであるといえる。茂久平は、助けられた自己をもって、教会の手伝いに入った。そして、教会の手伝いをすることによって、自己が助けられていった。自身の生き方が、次第に、広く人を助けるといふ方向へと成長していった。

そういう成長は、範雄によっても認められたのであろうか、建築がすむと、教師にしてやると言われ、茂久平は、明治二十七年九月十七日付で、神道管長から、教師試補に補せられた。茂久平は、これより以前、何時頃かはっきりわからないが、教師にして貰いたいということを、範雄に願い出たことがあったが、その時は、許して貰えなかったということである。信心が、未だそこまで達していなかったので、許されなかったのであろう。

教師に任せられた茂久平は、大責任がかかったように感じたという。ここから、又、その新しい生活が開けていくことになるのである。

高橋茂久平の信心の経過をたどって、教師補命まできた。紙数の関係で、この稿はここで終りたい。

(教学研究所所員)

# 教祖と神との関係についての一考察 (一)

金 光 真 整

## 序

資料を取扱ふといふことは、中々めんどうなことである。大分まへのことであるが、大谷村庄屋の小野光右衛門の息四右衛門が、長男であるかどうかといふことをしらべるのに数日かかったことがあった。佐藤範雄師は、一つのことを調査するのに半年をつひやしたと、記されてゐる。この資料に間違ひがあったり、資料の取扱ひ方をあやまったりすると、折角それをもとにして論をすすめたものが、根本からくつがへってしまふことになる。御伝記「金光大神」をいただくにしても、自分の心をむなしうしていただかぬと、とんでもない自己流のうけとり方になってしまふ。教内の人のお話しをきかしてもらふときに、とりわけその感を深うする。

私が直接御用いただいておって、まことに相すまぬと思ふことがある。それは、儀式服制等審議会の審議経過第一回

中間報告<sup>①</sup>に、

「さらに大切なことと思われることは、教祖が神勅をさしとめられておられた間、まいるものがないのに、御自身だけで、まつりを仕えておられたという点である。」

として、まゐるものがなくてもお一人でまつりを仕へられてゐる意義を述べてある。ところが、まゐるものがなくお一人でまつりを仕へられたことは、はっきりしてゐない。或は、御神勅おさしとめるときに、世話方が来なかつたといふところを、とりあげてゐたかと思ふ。しかし、このときは夜には世話方の森田八右衛門は来てゐるし、また胡麻屋の若連中はまゐつて来て提燈をあげてゐるので、一人でまつりを仕へられたかどうかは、明らかでない。その他では思ひあたらぬのである。

次に、高橋正雄師は「教祖伝を頂くについて」<sup>②</sup>

「御神号は後にはとめられましたけれどね。とめられたのはいろいろな弊害がおき出したからのようですね。それで神さまからやめよということになったようです。」

と申してゐられる。この神号をとめられたことについては、神からは「新の氏子には神号とめい」と「出社神号、御地頭よりとめられ、今般、みな『金光大神の一乃弟子』にあらためいたせ」とあるだけである。すなはち新しい氏子に神号をとめられたことはある。その他はない。金光大神の一乃弟子あらためをせよとのときは、そのことだけで、しかもすぐそのあとで、向明神が心を改めて一心に願へば、金光向大明神になれると記してある。また、明治七年に水田氏に明治十一年に岡山の某氏に神号をさげられたことを、教祖ご自身が記してゐられる。また「尋求教語録」には、明治十一年に、神と許すから金光を苗字につけるがよし、お上に対して正面とは申さぬ、神と氏子とのこと、といふ意味のことがある。これらからして、神から神号をやめよと命ぜられ、とめられたと断定できぬと思ふ。また、そのとめられた理由として、いろいろな弊害がおきだしたからのやうだとのことは、どの具体例を指さされてのことであらうか。高橋

師は、「お上からとめられたことだからそのとほりになさったのだらう」と教へて下さったが、「お上の御法通りできませぬ」ともおっしゃる所もあるのだから、どうもそれだけでは推測にすぎぬのではなからうか。あるとき、一教師の方、金光四神、一子大神のことを、

「私は、教祖さまは生神金光大神さま、四神さまは四神金光大神さま、一子大神さまは一子金光大神さま、かうでないといけぬと信じます。これで私は助かってゐるのです。」

といふいみの話しをされたのをきいた。その人の信念はさうであつても、教祖などはさういふ使ひ方はしてゐない。金光四神であり、一子大神である。金光宅吉は自分のことを、金光四神と記したり、ときには二代生神金光大神と記したりしてゐる。信者らが、四神金光さま・四神さま・四神金光大神さまと使つてゐるやうな使ひかたは、見られないのである。教祖も、金光正神のことについてならば、何回でてきても金光正神と書かれてゐて、正神とのみ書かれた例は一ヶ所もない<sup>③</sup>。

思ひあたるところを、二・三挙げたのであるが、このやうに教祖の資料なりその関係の資料なり、できるだけ正確にのこしておかないと、ひとりよがりになりやすいのではないか。そこで私はこの問題をとりあげたのである。

今日まで、教祖の信心がすすむにつれてその対象の神の名も金神からしだいに天地金乃神とあらたまり、天地万有を統一する神の信仰に到達された<sup>④</sup>と、いはれて来てゐる。そこで私は、教祖の信心の姿なり、移りかはりを年代を追うてとらへてゆき、また、神の方をもうかがつてみたいと思ふのである。

○

直接に教祖との関係に入るまへに、教祖の生家占見村、養家大谷村の信仰について考へてみたい。

大谷村・占見村の北にそびえる遙照山には、比叡山に模して慈覚大師が多くの坊を創建されたといふ。どちらの村も旦那寺は天台宗である。このあたりは、武士がたてたといふ禅宗の寺以外は、みな天台宗であるのも、特色であらう。

両村にある社寺・堂祠をみるために、まず村明細書<sup>⑤</sup>からとりあげることにする。

占見村 寺 天台宗西谷山泉勝院清水寺

堂 阿弥陀堂、薬師堂

宮 大宮大明神、山上神社

末社 龍田神社、稻荷神社、地神宮

大谷村 宮 加茂大明神、八幡大神、権現社、荒神社、荒神社、荒神社、山神社、山神社、正一位稻荷大明神、地神

社、権現社、早馬大明神、弁天社

寺 天台宗大谷山寂光院善勝寺

堂 観音堂、地藏堂、観音堂、阿弥陀堂、薬師堂

占見村が少く、大谷村が多いのは、占見村は岡山領で池田光政のときに宮や堂を合併したからである。これらは皆それぞれに祭り日縁日があって、まつりなどの行事を行ってゐた。村全体のもの、部落だけのものもある。これだけの外に、祠のやうなものが沢山あった。大谷村の教祖の家のすぐ近くだけでも、客人神社、七夜社、地主社、ボクノ神様、地藏様など。またどれがどれとも判明しないのに、牛神様、地神様、厄神様等々まである。これらもみな一応神仏としてとりあつかはれ、信仰の対象となつてゐた。村さかいのところには、履物を半足だけお供へするさいの神があった。田んぼに虫がつくと、上から虫をこの神のところまでおいおとして、御幣をたて、もう販って来ぬやうにと祈つてゐた。

○  
年中行事<sup>⑥</sup>をみると、信仰に關係のあるものが多い。大谷村だけをみても次のやうなものがある。

一月一日 氏神の加茂神社をはじめ近くの社に参拝。豆まき、歳徳神に供へた鬼の豆福の豆をまく。

一月二日 且那寺の寂光院に参拝。

一月四日 元日から三日まで、寺で檀家の一年中の無病息災のための大般若経をよみ、この四日から檀家まはりをする。そして、年徳大善神と書いたお札<sup>たば</sup>をおいて行く。

一月十一日 「お田植多」 飯をはじめ百姓道具をきれいに洗ひ、甘酒・餅を供へる。棚の神々にも供へる。  
 一月十四日 西大寺の観音院の会陽にまゐる人もある。

一月二十八日 「二十八講」 本谷の全員が荒神社にあつまり、御祈念後ごちそうを喰べる。

二月十五日 「かけ湯の日」 子供老人は寺にまゐり甘茶をよばれる。信心気のあるものは大人でもまゐる。

お彼岸 自宅で先祖の回向をし、墓参りもする。寺では法要を営むがあまりまゐらない。

三月二十一日 「お大師さま」 お大師まゐり。八十八ヶ所巡りをする人もある。津峠の大師堂縁日。

六月一日 「ロッカツヒデー」 米の粉で「オヤキ」をつくり、梅をのせて神に供へて、健康を祈る。

六月四日 「ソシサマ」 (祖師様) 伝教大師入寂を祝ふ。

六月七日 祇園宮の祭り日。

六月十三日 「夏祈禱」をする。荒神社に全員集り、夏に病気が流行らぬやう、夏作がよくできるやうにと祈り、幣を村の人口にたて、疫病神の村に入らぬやうにする。また、マサノアタマをつくり、喰べ祝ふ。酒ものむ。さらに、備後鞆の津の祇園宮まつりにまゐる。

六月十八日 龍王祭り。龍王山で石鎚さまも一しよに拝む。

七月一日 伊予石鎚様のお山開き。団体でまゐる。

七月十四日～十六日 「お盆」 精霊迎へをし、仏壇から床に位牌をだす人もある。寺から来て棚経をあげる。十六日に精霊送り。

七月二十四日 「さきの鼻のお地藏さん」のおせたい。

八月一日 「ハツサク」 栗餅などをつくり、神にそなへる。

八月十一日 「フルマツリ」

お彼岸 春と同じ

八月二十八日・二十九日 早馬神社の祭り日。四軒の当番が「ヤド」になる。前夜は「サイトー」をたき、奉納角力をとる。祭りには僧侶と神主とで奉仕し、終ると直会のごちそうを喰べる。



九月四日・五日 客人神の祭り日。近くの七夜さま、ボクノカミサマの祭りも一しょにする。

九月九日 「キクセツクウ」で大祝ひをし、ごちそうを家の神にも供へる。

九月十日・十一日・十二日 氏神の加茂神社の祭り日、寺からは僧が祭文をあげに来、佐方から神主が奉幣・祝詞・神楽・神幸を仕へに来る。

キノコの日（十月のはじめの亥の日） 台所の片すみの棚の「オツカサマ」へ、平常使ってる一升ますに新米を一ぱい入れて、まつる。

十二月一日 「オトツイタチ」ぼたもちなど、かはったことをして、神に供へ、内祝ひをする。

十二月十四日 「正月はじめ」、寺から僧侶が来て、心経をあげながら、七・五・三のちぢみのついた幣を切ってくれ、一年中の不浄を清める。この七・五・三のちぢみのついた幣は、寺では使はず、在家だけに用ひるといふ。

教祖は立教神伝をうけられる前に、七・五・三のちぢみのついた五色の幣を作ってるられる。

月の三日。毎月、一日・十五日・二十八日の日は、式日とされ、神まゐりをする日である。

伊勢講・山上講。講内のもものが集って、伊勢神宮・大峯山の神々を拝する。教祖は伊勢の御師について佐方・占見・黒崎などの村を、天保八年から毎年まはってるられるし、又大峯山の山伏の所用を弁じられたこともある。<sup>⑦</sup>なほ、山上講のときに、教祖も使用されたといふ、錫杖・袈裟が現存してゐる。

その他。お日待ち、お月待ち、十七夜待ち、二十三夜待ち、庚申待ちなどの、行事がある。

### 病氣のとき

疱瘡とかはしかとかいふ病氣になると、神職をたのんできて、注連おろし、注連あげをする。病氣とは、疫守り<sup>ヤクモ</sup>がりついたりといふ考へがあった。そこで、その疫守りがあばれないやうに床に招じてごちそうを供へ、注連繩をはるのであった。その注連繩はふつうは上にはるのを熱が高くならぬやうにと、床の下の方にはるのであった。これを注連おろ

しといふのである。

病気が全快すると、注連あげをする。これは、今まではってゐた注連をとりはずし、とりついてゐた疫守りにごちそうをして、帰ってもらふのである。そのときには、サンダーラに御幣を立てごちそうを供へ、

「疫守さん、ごころうさんでした。これからは、どこへなりともすきなところへ行つて、とりついて下さい」といひながら川に流すのである。神職をたのまずに自分でしてしまふこともある。

とくに、家で大切なものが死にかけると、死にみやげに「はだかまゐり」をする。「はだかまゐり」とは、組内などの人が病家に集り、はだかになり水をかぶり、禪も新しくして、全員そろつて氏神をはじめ近まはりの社を、祈願して廻るのをいふ。全快を祈るはずのはだかまゐりが、死にみやげといふ形式化してゐる。

また、軽い病気については、虫封じをしたり、神仏に祈つたりする。病気は虫がからだの中に入れてわざわひをすといふ考へから、虫封じといふことをする。板に十字形に釘をうっておき、からだに病気がおこると、それに応じた所の釘をうちこんで、そこで災をしてゐる虫を封じこむのである。だからその人はどこが悪いかといふことが、その板の釘がふかく打ち込んである所を見ると、はっきりするのであった。

また、眼の病気は客人神社に、でも、のについては七夜社と地主神に祈り、また厄神社にも病気の全快を祈る。

大病になると、医師を迎へて手当をするとともに、組内の人が集つて来て祈念・祈禱を行ひ、その全快のてだてもし、祈願もする。

## 日柄・方位

人間生活のすべてにわたつて、日柄・方位・方角が指示をあたへてゐる。日常は曆にのつてゐる方角や日柄をしらべて、指針としてゐた。もちろん文盲の人が多いから、それをよむことのできる人が、説明してゐた。とくに大切なこと

は、専門家である庄屋の小野氏<sup>⑧</sup>が、相談をうけてはそのときに応じてしらべ、返答してゐる。これは、そのころの考へ方からすれば、科学でもあり信仰でもあった。

建築をはじめ、結婚・葬式のやうな、人世の大きな事件はもとより、他所へ行くことから、田植、その他の日常生活のあらゆることに至るまで、みな、この方角・日柄の指示するところに従つてゐた。

#### 伊勢参宮・四国めぐりなど

大谷村をでて遠く、諸国の神社・仏閣に参拝する風があつた。<sup>⑨</sup>小野家文書には、伊勢・伊勢より大峯・大峯より伊勢・大峯・多賀・多賀より伊勢・四国・西国・四国より西国・金毘羅・大社・大山・大社より大山・一畑などが見られる。教祖は、大峯より伊勢参宮と四国めぐりとをされてゐる。しかし、一週間ばかりですむ児島八十八ヶ所、二日ですむ神島の八十八ヶ所めぐりなどには、なん回も出かけてゐられる。

#### その他の信仰

日々の生活の上に、何かことがあれば、常に神・仏と関係して生活する。千天になれば龍王山にのぼつて、千貫焚きを行つて雨乞ひをした。悪疫流行、大水等のときにも神に祈つた。山仕事に行くには山の神に祈り、水を使用するときには水神に祈る。竈の前には「おどつくうさま」を祀り、寺の切つてくれた御幣を立てる。西大寺の会陽に参加する人のしめた禪を、産婦が腹帯にすると安産するとしてゐる。人を、のろふときには丑の刻まるりをする。早馬神社がその社で、のろひの人形<sup>ひとがた</sup>がときどき見られたといふ。等々。かうして、日々の生活は形式的なものや、精神的なものやいろいろ交つて来てゐる信仰の姿が、そのころのものであつた。

さて、幼年時代からはじめることにする。

ものごころついてから、信心といふよりも、神・仏といふことに気づかれたのは、父の十平の背にあっての宮・寺への参拝であらう。幼い頃はどちらかといふと教祖は、健康体でなかったから、十平はその健康を祈るために、毎日のやうに宮・寺へ参拝してゐた。それを、教祖は常に身をもつて体験し、祈りの言葉を耳にされてゐたであらうから、そのことは身体の中にしみこんでゐたと思はれる。遊びにも、お宮の形をしたものをつくつて拜むまねをしてゐられたのも、これを物語つてゐる。十一才のとき、母親から生れ日のことなどいろいろきかされてゐるが、その中に氏神の祭り日の夕方に生れたといふこともあったのであらう。

十二才のとき川手桑治郎の養子になつた。そのときの養父母に対しての願ひに

「私は、神・仏にまゐりたうござりますから、休み日には、ころようまゐらせていただきたうござります」

といふのがあつた。教祖の心が、神・仏の方に向つてゐたことが、うかがはれる。また、近くの瓦焼きの家に松の枝木を運んで、もらった金をためて、神まゐりの費用ともしてゐる。

しかし、子供のころには、それらの信仰がすぐ何かのかたちで生活の上に影響するといふことはなかつたであらう。十七才のときに、伊勢参宮をしてゐられるが、そのとき神宮に参拝されて皇大神に對しての信仰がどう變つたかといふのではない。「十五才のとき虫腹がおきて、やいとうすゑて難儀した。また、参宮のとき母が灸をすゑよといふので、そのとほりにして化膿して難渋した」と表はしてゐられるだけである。すなはち、養母が教祖の身を思つて親切のために言つてくれた灸のため、却つて困難したという方が問題になつてゐる。参宮に同行の小野四右衛門は「大峯・伊勢参宮」<sup>⑩</sup>とこのときのことを記してゐる。それなのに教祖にはそのときおまゐりされた大峰山を、全然問題にされてゐない。村ではいつも「山上講」のとき拜んでゐる「山上さま」がとりあげられず、また「伊勢講」などで拜んでゐられ、とく

に此年は「おかげまるり」の年にあたって、伊勢信仰がめだつて盛んであったのに、この方の信仰もとりあげられてゐない。これからして、次のやうに考へられる。神仏に対しての信仰の目が、とくべつに開けて行つて、日々の生活の上に大きな変化をもたらすといふやうなことは、幼少年から青年にかけてのころにも、見うけられない。神仏にたいして実意はつくされたであらうが、特別に人と変つたといふこともなかった。このやうな姿が、家督をつがれるころまでのものであつたと伺はれる。

## ○

養父の死によつて家をつぎ、一家の戸主と立たれた教祖は、家の責任者として神仏に対してのあり方が、自然にかはつて来なければならなくなった。その最初にぶつかられた問題は、結婚のときのことである。方角がわるいとのことで、道をまはつてこし入れをしてゐられるのである。どう悪いとはのべてゐられない。これをしらべてみると、古川家から教祖の家の方角は西北にあたり、道は一寸西におりて、北に向ふのである。この年の暦を見ると、西北には豹尾神が、北方には金神があるやうに記されてゐる。豹尾神はやや凶であるが、金神の方角は大へんにわるいといはれる。

これまでは、このやうな問題については養父の桑治郎があつて来たわけであるが、そのあとをうけて戸主とたれた教祖が、こんどはこれにあたらなければならない。ここに、金神にたいして教祖が自分の責任において、直接に關係を持たねばならなくなった。他の神々についても同じであるが、特に、日々の生活にむすびついた曆神たち、その中でも重大な権威をもつ金神に対する教祖のたいどが、戸主といふ責任ある地位につくことによつて、変化された。結婚のとき、道をまはられたといふことによつて、この問題をはっきりと自覚されたとみてよいと思ふ。そしてまた、この日は、日柄をしらべてみると「正月はじめ」の十四日をさけて、その前日の十三日で納といふ「嫁どりよし」の日になつてゐる。

翌天保八年（一八三七）の三月二日には、風呂場と便所とをかねた、ものをたてられた。この方角には金神がゐるやうに曆には記してあり、建という日柄にあたってゐる。勿論教祖は日柄をしらべてゐられる。それから、天保十四年（一八四三）には門納屋を計画された。方角もしらべてその指示に従はれた。このときの方角は恵方であった。十二月十八日の満という日に鉦始めをされ、そのままにして待つてゐられ、年があげた正月八日より仕事をはじめ、同月二十六日に終った。八日は納、二十六日は満といふ、何れもそのころ良い日といはれた日にあたってゐる。このときは、紀伊国へはしら木をたのまれたが、船が賑はず間にあはず、そのはしら木をむだにして別に玉島で買ひ求められてゐる。これら教祖の態度をみると、そのころの常識として見なければならぬものは見、しらべなければならぬものはしらべてゐられる。その上で人間の力をつくして、それに従ふやうに努力してゐられることが知られる。

○

三十三才の時には、お四国めぐりをされた。この外にも「兎島四国」とか「神島八十八ヶ所」とか、たびたびまはつてゐられる。それらもこのときのこと、伊勢参宮と同じやうに、直接教祖の信仰に大影響をあたへ大変化をきたすことは、なかつたと思はれる。この動機は、厄年だったからである。そのころは三十三の年には、厄除けのために祝ひをし、人々をよんでごちそうをした。ところが、教祖は

「祝ひはすまいと思ふ。……ただ、のんだり喰ふたりするばかりじゃあ、何にもならぬから。それで、お四国めぐりをせうと思ふ」といふことである。祝ひをやめての、お四国めぐりである。そして、どんなに廻り道でも、どんなに喰はしくても、一つ一つの札所をていねいにまはつて賑はれた。あとで

「お四国めぐりをする、といふても信心でなく、遊び半分のきもちでゆき、むつかしい所にあるお寺へは参拝せずに、遠くの方から

拜んだりする。それくらひなら、はじめからでかけないで、うちで拜んだ方がよいではないか」と家の人に物語られたといふ。そのころの教祖の姿がうかがはれる。

○  
次は、長女ちせの死にあたってのことである。嘉永元年（一八四八）六月十三日の未明に急病にかゝり、医師二人をむかへて治療をした。その上に、親類や講中のもものが集って、神々への祈念をおこたりなく仕へたが、午後には死んでしまった。

養父桑治郎、義弟鸛太郎・長男亀太郎の死のときにも、神々へは祈念も仕へられたことであらう。それは、後年の述懐に

「私、養父おやこ、月ならびに病死いたし、私子三人、年忌歳には死に、……医師にかけ治療いたし、神々ねがひ、祈念・祈念におろかもなし。神仏ねがひてもかなはず。」

とあるのを見れば、承知されるであらう。しかし、これ以前に死んだ者のときには、神々へ祈念をつかへたといふ記録がないのに、このちせの時にはじめて、「神々に祈念をおこたりなく仕へた」と残されてゐるところに、大いに意味があると思ふ。ここに、教祖の信仰の上に変化を来たしはじめたものがあるのではないか。

○  
次は、嘉永三年（一八五〇）の母屋の改築である。一生に二度と考へられない大切な建築であるから、何はさておき、第一に方角をみてもらふ要がある。専門家の小野四右衛門はしらべて「よし」との返事をした。そこでその準備をすすめた。それから四日目のこと、四右衛門の父の光右衛門は「ふしんは、ならぬ」といふ。当惑した教祖は、ふかく思案の上、「何とか、おくり合せを」といふて願ひ、その方法について光右衛門の指示をうけた。

その指示の通りに、実意をつくして従はれた。ところが、曆をみると、その指示された方角には、豹尾神と金神とがとどまってるのであった。

この建築の途中で、あとりりの榎右衛門が、大病にかかった。親類や講中もあつまってきた。祈念もした。はだかまありまでして、神々へ祈願をこめたが、とうとう九才で死んでしまった。あとりとはいへ、一人前にならぬ九才の子供に対して、死にみやげとしてはだかまわりをしてゐる。はだかまわりは前述のとほり一家の柱となる、今死んでは困るといふやうな人に、死にみやげとしてする行事である。それを、この子供の榎右衛門のときに受けてゐられることは、教祖の信仰の上に一ばんの人とちがふ所が生じてきてゐることを物語つてゐると思ふ。

この事件で注目すべきは、このあと六才の延治郎と二才の茂平とが、疱瘡の病気が全快したときのことである。「注連おろし」「注連あげ」の行事をしてくれた、神田筑前以下の神職の人に、てあつく礼物をおくられ、

「一人は死んでも、神さまへごちそうを申し上げる」

といふ御心持ちのあったことである。二人の子供が助かったことをおよろこびになつてゐる。これなどは、よほど当時の一ばんの信仰とはすすんでゐられる心境である。

八月三日、光右衛門の指示した日が来た。するとその作業にとりかかる前に、金神を拝して

「方角はみてもらひ、日柄は、なん月なん日とえらんで仕りますが、小家を大家にいたし、三方にひろげますので、どの方角へ、どのやうな御無礼を仕りますやら、凡夫であひわかりませぬ。ふしん成就のうへは、早々おみたなを仕り、お被・心経五十巻づつ、お上げまする」

と心からわびるとともに、あつき祈りをおささげになつた。

さて、工事にとりかかると、七・八日も雨がふりつづき困り入られたが、二十八日には予定のとほりに移転することができた。雨がふって困りながらも、その雨のことを雨降りといはずに「おうるひ」と申してゐられるところにも、教



祖の態度をうかがふことができる。

工事がすむと前におとどけした通りに、棟梁に金神の神棚を新らしくたのんで作らせ、その上棟梁が「こしきのもの（赤飯の類）はお供へ上げよし」といふのでそれに従った。そして、金神へごちそうに、お被ひと心経とをあげて、建築がすんだことのお礼を申されたのである。できるだけの人力をつくした上で、しかも凡夫として至らぬところをおわびを申され、金神へごちそうされてゐる。このあたりから、教祖の信仰が一般とちがった丁寧なあり方に、急激にすすんでゆかれてゐることが、はっきりとうかがへる。

○  
教祖四十一才（二八五四）の年の暮れのことであつた。十二月二十五日妻は男子を安産したのである。これが問題である。「四十二の二歳子は親をくふ」との俗説があつたからだ。そこで、相談ができて正月二日生れにすることになった。

正月朔日教祖は四十二才、男の大厄の年をむかへた。歳神をはじめ神々に早々にお礼を申し、総氏神へもおまゐりになり、四十二才の厄晴れの祈念をなされた。これは家の人さへ知らなかつた早朝のことであつたといふ。それから、前年の暮れに生れた男子を、この年の正月二日生れといふことにし卯之丞と名づけて、神職の神田筑前にたの

んで守り札を納めたのであつた。このときの総氏神とは、大谷村・須恵村の氏神の社のことと思はれる。正月四日。七里もはなれた鞆の祇園宮にまゐられ、社家の大宮で木札をいただかれた。十四日には、備中国の一の宮吉備津神社に参拝され、日供をあげられたところ、二度もおど、う、じがあつた。また、西大寺の会陽の日であるからつづいてそのの観音さまへまゐり、十五日におかへりになつた。

○  
この年の四月二十五日のばんより、教祖は気分がわるく、二十六日は病気がおもくなり、医師にかかつて薬をのむとともに、祈念をし神仏にお願いをしたが、のどけになつてしまつた。九死一生といふが、教祖は、心はたしかで神仏に

まかせ切つてゐられた。手伝ひに来てゐた親類の人達は、

「なんでも早うに片づけて、神様をたのみよりしかたがない」

とのことで、神々さま・石鎚神を祈念することとなった。

すると、古川治郎へおさがりがあつて

「ふしんわたましにつき、へび・金神へ無礼いたし」

とのお知らせが下つた。古川八百蔵は

「当家において、金神さまおさはりはない。方角をみて建てた」

と返答した。すると、神は

「そんなら、方角をみて建つたら、此家はめつぼうになつても、亭主は死んでもかまはぬか」

と詰問する。教祖は「なんといふことを、言はれるじやらうか」と思ひ寢床でおことはりを申し上げられ、急にものはいはれだし、

「ただいま、氏子の申したは何にも知らず申し。私、戌の年、としまはりわるく、ふしんのならぬところを、方角をみてもらひ、何月何日と申してたてましたが、せまい家を大きい家にいたしましたので、どの方角へ御無礼をいたしてをるか凡夫でわかりません。方角をみてすんだとは、私は思ひません。以後、無礼のところはおことはり申し上げます」

とわびぬかれた。

神は

「戌の年はええ。よし。ここへ這ひながらでもでてこい。今いふた氏子（八百蔵）の心得ちがひ。その方は行きとどき。」

正月朔日には、氏神の広前へ参り来て、どのやうに手を合はせてたのんだか。氏神はじめ神々は、みなここへ来てをるぞ。

戌の年よ、『当年は四十二才、厄年。厄まけいたさぬやうにお願い申しあげ』とたのんだらう。戌の年の男は熱病のぼんであつた。熱病では助からぬので、のどけに神がまつりかへをしてやった。

神徳をもって神が助けてやる。

吉備津宮のお日供の二度のおどろじに、ものあんじをしてもどらうが。病気の知らせをいたしたのじゃ。

信心をせねば、厄まけの年。

五月朔日には、げんをやる。

金神、神がみへ、礼に心経百卷、今夜にあげよ」

とおしらせになり、さらに

「石鎚へ、妻に衣裳をきかへて、七日のあひだ、ごちそうに香・燈明をいたせ。

お広前へ、五穀をお供へ上げよ。

日天子が、戌の年の頭の上を、ひるの九つには、日々舞ふてとほってやってをるぞ。戌の年、戌の年。一代健康で、米をくはしてやるぞ」

と伝へた。そして、御幣に大豆と米とがついてあがつたとき、また

「盆をうけよ、これを、戌の年に粥にたいて喰はせよ」

とをしへた。

このをしへのやうに五月一日にはおかげをうけ、ほどなく全快したのである。

これは、教祖にとっては大へんなできごとであった。これを考へてみたい。

○

まづ、このときにでて来られた神をとりあげる。仕事の手伝ひに来た人たちは、「神さまにおすがりするよりほかに、方法がない」とのこと、神々・石鎚神に祈念をはじめたのである。たまたま、古川治郎は石鎚の先達であった。すると、その治郎に、神とだけで、名をあらはさぬ神がお下りになったことから、事件がすすんだ。

この神々をみると、次のやうになる。

病気について人々がたのむよりほかしかたがないと思った、神。祈念の対象となった、神々・石鎚神。

治郎にお下りになった、神。

ふしん・わたましにつき無礼があったとの、豹尾・金神。

当家におさわりないと八百蔵の答へた、金神。

教祖が正月朔日にまゐられて手を合せてたのんだ（厄晴れを）氏神。

ここへみなぎてゐる、氏神はじめ神々。

のどけにまつりかへた、神。

神徳をもって助けるといふ、神。

二度のおどうじの、吉備津宮。

礼に心経百巻をあげよとの、金神・神々。

ごちそうに香・燈明をあげよとの石鎚神。

頭の上を舞ってとほる、日天子。

そして、この全体に隠然として、いろいろのことを知らせたり、命じたりしてゐる、神。

○

まづ人々は、神にすがらんとして、神々・石鎚神に祈念した。石鎚神はじめ神々ではない。そして、治郎にお下りの神は、ただ、神とだけある。その神が、豹尾・金神にぶれいがあったと、とがめた。それに対して、金神の障りはないと答へる。かういふ順序である。

これにたいして、教祖がわびぬかれると、教祖の信心ぶりをよろこばれた神が、その経過をのべて受納してゐられる。その中に「氏神をはじめ神々」があらはれて来た。祇園宮・吉備津宮・観音院などの神々は、個々の神としてでなく、神々の中にまとめられてゐる。ふりかへって、正月のところをよみかへすと、「厄晴れの祈念」をされたのは惣氏神だ

けである。歳御神がみへは早々にお礼、祇園へは参り木札をもらひ、吉備津ではおどうじがあり、観音へ参った、とのべてある。ここに、氏神が中心で、その他は一まとめに神々とされたいみもあるのであらう。

とにかく、氏神はじめ神々がみなきてゐられ

「戌年、当年四十二才、厄年。厄まけいたさぬやうにお願ひ申上げ」

とお願ひしたことにたいして、

「戌の年の男は、熱病の番だ。熱病では助からるので、のどけに神がまつりかへ」  
て下さり、

「神徳をもって神が助け」

て下さることになってゐる。

かうしてみると、厄晴れのお願ひをした氏神をはじめ神々はみな来てゐられるが、その上に、全体をつかさどつてゐる神があることに気がつく。

ここに、このときならべ立てた神の中で、最後にあげた神が、それにあたるのである。それは、全体としてのお礼に心経を百卷あげよと命ぜられた、その対象に「金神・神々」とあることによつて、金神と解せられるのである。金神だけがその名をあらはして、その他の諸神諸仏は、神々として一しよにまとめられてゐる。ただこのときお世話になった石鎚神だけは、とくにとりあげて香・燈明をごちそうしてゐられる。

○

これまで、いろいろの神・仏が教祖の信仰の対象になってゐた。教祖の幼年時代から、直接関係があつたものだけみても、沢山ある。そのほか、そのころ年中行事その他で一ぱんに村々で信仰してゐたものも数へきれぬほどある。また、遙照山の薬師のやうに教祖の聖蹟の一つと伝えられてゐるのに、全然姿をあらはさぬもの、必ずおまわりになつてゐる

はずで何も伝えてゐない近くの神社・仏閣が沢山ある。このやうな数へきれぬほどの神・仏も、それぞれに神とし仏として信仰の対象にしてゐられた。

だから教祖は、この大病のときにも、はじめは「神・仏」に身をまかしてゐられた。その「神・仏」が、「金神・神」と、神の方から變つてきてゐることに、きづかされる。もちろん神はその名前だけではなく、性格も變化してゐるのである。

○

さて、次に教祖のことについてみてゆきたい。このご大病について、神・仏に祈念をこめられ、九死一生といはれても神・仏に身まかせされた。神に向つては「私、戌の年」といふことばで、わびてゐられる。それを、神はそのままうけて、「戌の年」とか「其方」とかよんでゐられる。そして、教祖の病氣について、くはしく説明され、「神徳をもつて神が助けてやる」といはれた上「日天四が、戌の年の頭の上を、昼の九つには、日々舞うてとほつてやりようぞ」とある。どういふ内容か、私には不明であるけれども、如何にも神が喜んでゐられるやうな感じが、切實にする。そして「一代、まめで米を喰はしてやるぞ」とか「これを、粥にたいて喰はせい」とかによつて、神が何かと心をかけてゐられることを、ひしひしとうけとられる。

御理解に、「これまで、神がものをいふてきかせることはあるまい。片便で願ひすてであらうが」とある。その、片便で願ひすてばかりであつたと思はれる教祖が、この親のやうに受け返答をされ、しかも親のやうに助けて下さり、何かと心をかけて下さる神に出あはれたのである。「ありがたし仕合せに存じたてまつり候」と記された教祖の思ひは、まったく想像以上のものにちがひない。何年たつても、新しい感激であり、生涯さうであつたらう。十数年の後でも、こここのところに筆が及ぶと、「自づと悲しうに相成候」と無量の感慨をこめてゐられる。家庭の人もさうであつた。このとき、まだ生れてゐられぬ古川古塾師も、あたかも自分がそこにゐたかのやうに話されてゐた。それは、母より何回

となく聞かされたのでそのやうになったのであらうといはれる。

○ これまで、たたりさはりの神であった金神が、人を助ける金神にかはったといふ大へんなできごとであるが、教祖の実意をつくしぬかれたところ、わびぬかれたところにもとづくものである。ここに、「おかげの受けはじめ」の大きな意味を私はみるのである。

御伝記にはここを

「金光大神は、その実意丁寧な性格から、いわゆる金神のたたりも、一に、わが無礼・不行届のいたすところとして、ここに、たえず、するどい反省をくわえた。金光大神のこの態度は、その四十二才のときの病氣にあたって、遺憾なくあらわれ、ここにいたって、「殺す神」たる金神は、『神徳をもってたすけてやる神』となったのである。かくて、金光大神の金神は、一般のそれとは、すでに、その本質をことにしていたのである。」

と述べてある。

また、大淵千仞師<sup>14</sup>は神の性格の変化について

「この体験において体認された神は、突然現われた新しい神ではなく、かねて崇めていた神仏の一つである金神であること、しかもその性格が、全く新しいものとなって現れていること、である。そうしてまた、そのような神性の変容顕現は、教祖の、人間凡夫の自覚に立つ実意丁寧神信心の実践にもなっていて、起っているということである。その意味において、教祖は、その信心によって、神を現わしかたといつてよいであろうし、また逆に、神は、教祖を助けることによって、新しい神性を現じ得た、ともい得ようか。」と、このときにおける神の性格の変化をのべてゐられる。

この御大病のあと、健康がなかなか恢復されなかった。それは、村の仕事にでもらふ賃金が、安政二年だけ激減してゐることではっきりとうかがはれる。

この後、教祖は病気で難渋されたことを思はれ、毎月、一日・十五日・二十八日の三日、朝から一日がかりで、「神さまへお礼申し上げ」「神々さまへ、御信仰を仕る」とお願ひになつた。ここにでてくる「神」とは、大病のときに全体をつかさどつてゐた病気のまつりかへをし助けてもくれた「神」と、同じ神であらうか。その神へは「お礼」を申し上げられてゐる。「お礼」とは、今日我々がふつうに神を拝することを「お礼」といつてゐるが、それと同じかどうか。私は、何となく「神」とは「金神」であり、「お礼」とは我々が用ひてゐる「お礼」と同じ気がしてゐる。しかし、今のところ、はっきりとはしてゐない。

また「神々」とあるのは、諸神・諸仏であらう。これは、前記の大病のときだけでも「神々・石鎚様」「氏神はじめ神々」「神々みなきてをる」「金神・神々」とあがつてゐるのをあげただけでも、明らかであらう。その「神々」へは「御信仰」を仕へられるのであって、「お礼」をされたのではない。

とにかく、ここで、「神へのお礼」と「神々への信仰」という二つの表現が、でて来てゐることを、注目したい。

○

安政四年、(二八五七)教祖四十四才の十月十三日に、「神のたのみはじめ」のことがあつた。それは、熱心に金神を信仰してゐた、実弟の繁右衛門を通じてのことである。

この日、繁右衛門は、「金神さま、おのりうつり」といふて、乱心のやうであつた。そこへ、教祖が行かれると、「戌の年、ようきてくれた。金神、たのむことあつて、呼びにやつた。金神、いふこと、きいてくれるか」とのことである。

「私、こんにかなふことなら、承知いたしました」



と答へると

「別儀ではない。こんど、この方未の年、よんどころなく、屋敷宅替へにて、十匁の錢を借る所なし。ふしん入用、金神がたのむ」といふ。

「してあげませう」

といふと

「それで、神もくつろいだ。惣方も一日大儀。ひらきくだされい。庄屋の御寮人を、若い人おともをして行って下され。神がたのむ」  
とのことであつた。

金神信仰にむいてゐた教祖の信仰は、これをすなほに金神の語としてきいてゐられる。他の人は、本心とは思はぬから、祈念・祈禱の評議をしたほどである。繁右衛門に下つた「金神」は「戌の年」とよびかけて入用の無心である。教祖が返答するまでは、「金神、たのむことあつて」「金神、いふこと」「ふしん入用、金神がたのむ」とある。大變四角ばつて、神が「金神」を正面にたてて、談じこんでゐられる感がする。それが、「してあげませう」といふことになると「それで、神もくつろいだ」「……行って下され。神がたのむ」とあつて、何となくほつとしてゐられる。

○

この事件でも教祖は、真正面からとりくまれて、少しもゆるがせにしてゐられぬ。「金神、いふこと、きいてくれるか」には、「こんにかなふことなら、承知しました」とある。何をせよといはれるか、わからぬ。自分にできぬ事では相すまぬことである。力の限りやうてできる事なら、といふ意味が「こんにかなう事なら」といふ言葉であらはされてゐる。そして、「ふしん入用、金神がたのむ」に対しては、「してあげませう」とある。一たび、かう申された以上は、それが完成するまでの全責任を持たれた。

費用の点は勿論、手伝ひもする。建築ができ上り、十一月九日の遷宮のときには、小づかひ錢から、祝ひの酒までも

おくり、繁右衛門の心配せぬやうにこころをくばった。

教祖は、前にも何回か、金神のおかげを受けてゐたが、この建築の途中にも、おかげをうけたのであった。

このあとで、教祖は妻の妊娠についても、おかげをうけたのである。このときは、神伝が下つてゐる。すなはち

「氏子(妻)の考へちがひあり。この子を育てんと思ひをる。この子をそだてい。今日から身軽うしてやる。この子をそだてねば、親にあたりつき。この子をそだてい。とめの子にしてやらうぞ」

とのことであつた。これをきいて、妻が、

「そだてる氣に、なりませう」

と答へ、神へおことはりを申した。すると、翌日から身軽になつて、仕事にさしつかへなく、何でもできるやうな、おかげをうけたのである。

この、神のたのみはじめから、このときまでのあひだ、神に対して「金神さまおかげ」とか、「金神さま、お願い」とか、単に「神さまへおことはり」とか、時には「お金神さまのお守り」と記してゐる。神に願ひ、おことはりをし、おかげをうけるやうな、金神信仰になつてきてゐることがうかがはれる。さうして、教祖は

「おかげうけ。ありがたし仕合せに存じたてまつり候。御礼申上候」

とお礼をのべてゐられるのである。

かうして、このころは、金神信仰が重きをなしてゐるから、神々に対しての教祖の信仰についての資料はあまりのこつてゐない。しかし、この直後にも

「神とあつたら、大社・小社なしに拍手うって一礼いたしてとほれ」

とあるし、後にも、「籙神・小神といへども神のくらひを持たせてある」などの教へもしてゐられる。これらからみて、これまでと、特別にちがったところはないとみてよからう。

(教学研究所嘱託)

註

- 1 金光教報昭和三十年十月号付録三六頁。
- 2 金光教報昭和三十三年六月号、四十九頁。
- 3 御神号のことについては、金光教学、第十五集十九頁「神号についての問題二・三」の私の論文参照。
- 4 御伝記「金光大神」二十八頁。
- 5 「金光大神」別冊。註釈四頁・九頁。
- 6 くはしくは、金光教学・第三・第四集の「大谷村の年中行事などについて」の私の論文参照。
- 7 「金光大神」別冊年表にある。その原本は小野家文書の毎年の「諸入用足役帳」「割後足役帳」に見られる。
- 8 小野光右エ門は、そのころ陰陽道の日本の総元締であった土御門家の御用達であった。それについて、小野家文書、「当家人譜並近世系図小野氏所蔵」の中に、左の通り記してある。  
天保十四癸卯三月以正（光右エ門）義、土御門殿応召、為三御直門人。
- 9 嘉永三庚戌五月三日発足、小野以正上京、土御門殿御用相勤ルニ付、御紋付麻御上下拝領、六月九日帰宅。  
教学研究所の第四回総会で、三矢田守秋氏は「小野家文書にみる大谷村村民の伊勢参宮と四国遍路について」と題し研究発表してゐる。（金光教学、紀要一九二頁）その中に、「御用諸願書留帳」から村民の諸国の社寺への参拝の

ことがのべられてゐる。

- 10 小野家文書、「当家人譜並近世系図小野氏」の天保元庚寅の条に、左の通り記してゐる  
秋七月、小野策太郎（四右エ門）大峯・伊勢参宮。  
最近、武野藤介氏が「夕刊岡山」紙上に「四十二の二才子がよくない」との説がある」といふ事について書いてゐた。
  - 11 古川古莖師の二男古川隼人氏談。
  - 12 御伝記「金光大神」二十七頁。
  - 13 金光教学（紀要一）「教祖の信心について」（十七頁）
  - 14 毎年の足役帳の賃金が「御物成帳」にあがってゐる。教祖の戸主となられてから後の分を見ると次のやうになる
- | 西紀   | 年号        | 賃金    | 教祖年令 | 備考      | 西紀   | 年号  | 賃金    | 教祖年令 | 備考   |
|------|-----------|-------|------|---------|------|-----|-------|------|------|
| 1836 | 天保7       | 79.18 | 23   | 教祖戸主ニナル | 1853 | 安政1 | 41.72 | 40   | 教祖大病 |
| 37   | 8101.20   | 24    | 25   |         | 54   | 2   | 5.20  | 41   |      |
| 38   | 9.65.31   | 25    | 26   |         | 55   | 3   | 32.55 | 42   |      |
| 39   | 10114.12  | 26    | 28   | 教祖病     | 56   | 4   | 30.51 | 43   |      |
| 41   | 12.90.06  | 28    | 29   | 教祖病     | 57   | 5   | 33.54 | 44   |      |
| 42   | 13.39.25  | 29    | 30   | 教祖病     | 58   | 6   | 15.30 | 45   | 立教母伝 |
| 43   | 14.54.35  | 30    | 31   | 教祖病     | 59   | 7   | 2.80  | 46   | 立教母伝 |
| 44   | 弘化1.29.03 | 31    | 34   |         | 60   | 1   | 16.90 | 47   |      |
| 47   | 4.35.81   | 34    | 35   |         | 61   | 2   | 45.06 | 48   |      |
| 48   | 嘉永1.41.72 | 35    | 36   |         | 62   | 3   | 12.80 | 49   |      |
| 49   | 2.47.32   | 36    | 37   | 母屋建築    | 63   | 4   | 3.20  | 50   |      |
| 50   | 3.29.40   | 37    | 38   |         | 64   | 1   | 0.00  | 51   | 教祖武士 |
| 51   | 4.25.20   | 38    | 39   |         | 65   | 2   | 0.00  | 52   | ニナル  |
| 52   | 5.26.30   | 39    |      |         | 66   | 3   | 2.50  | 53   |      |
|      |           |       |      |         | 67   |     |       | 54   |      |
- 16 この年、年貢米一石は銀一二八、五匁であった。

## 教祖の信心について (中)

——四十二才の体験をめぐつて——

大淵千仞

一

教祖の全生涯を通じて、いくつかの転機が見られる中で、四十二才の年の体験は、特に重大な意義をもつ転機であった。それは、これを契機として、教祖の信心が、それまでの世俗一般の民間信仰的内容を超脱して、はじめて独自の信仰内容を展開するにいたったものとして、きわだった意味をもっている。したがって、そこには、それ以後の展開の基盤となり、その信心全体をつらぬく基調をなしているものが、すでにいくつか、あらわれていると思われる。それらの点について、二三考えてみたい。

その体験の、具体的な事情なり、経過なりは、すでに概観した通りである。また、その頃までの教祖の信仰内容が、どのようなものであったかについても、それ以上説明の要はあるまい。

まず、その際、教祖が当面せしめられていた問題は、何であったか、その問題の内容、性質とその意義、というような点について、見てゆくことにしよう。

そのとき、正面にあらわれていた問題のすがたは、病気であった。それも、一家の大黒柱である教祖の、九死一生という大患であった。まことに重大問題である。しかし、この病気のもつ重大性は、決してそれだけではない。表面にあらわれているすがたは、教祖ひとりの、そのときの大病であるにちがいないが、そこには、遠く幼少の頃から、しばしば病苦になやまされてきた四十余年の生活実情がながっている。また、養父の死をはじめとして、十六年の間に、いわゆる「七墓つく」という異常な不幸の連鎖が、その背後にある。そうして、それらの現実をふくんで、まだ幼い子女四人をかかえた一家六人の将来が、いよいよここでどうなるかの瀬戸際、そういった重大さが、その実質であったのである。

教祖が、みずから書きのこした記録（「金光大神御覚書」）に、幼時以来の病難のことや、七墓ついてきて、ついにこの大患にいたった半生の経過を、一つ一つ丹念に書きとどめているのも、また、このとき農事の手伝いに集っていた身内の者たちが、「仕事どころか」と案じた様子が、わざわざしるされているのも、みな、それを物語るものであろう。

問題の重大さは、なお、それだけにとどまらない。そこには、年忌、年まわり、日柄方角、金神の祟りなどという、人知をもってはかり知れぬ無形の時間空間的ながら、前記の諸事実のかけに蜘蛛の巣のようにまつわって、人間の運命の上に重苦しくおおいかぶさっているのである。

すなわち、「私養父おやこ、月ならびに病死いたし、私子三人、年忌歳には死に。牛が七月十六日よりむしけ、医師鍼・服薬いたし、十八日死に。月日かわらず、二年に牛死に。医師にかけ治療いたし、神々ねがい、祈念・祈念におろかもなし。神仏ねがいてもかなわず。いたしかたなし。ざんねん至極、と始終おもいくらし。」（「金光大神」縮刷版―以下書名

省略P・87) そのあげくのこの大病が、まさに四十二才の、いわゆる大厄年であった。また、三十七才の折の住宅改築は、方位の大家小野光右衛門から、「当年は戌歳、文治(教祖)も戌の生、三十七才、年まわりになる。この建築、してはならぬ」ときびしくいましめられたのを、しいて方角を見なおしてもらってすすめた工事であったが、大事な嗣子をうしなった上に、家族同様の飼牛を二匹、月日も変らず二年つづきに死なせたのは、この建築にあたってのことであった。(P・87) なお、その節、金神に無礼があったことがこのたびの病難のもとである、と指摘されており、また、いわゆる「四十二の二才子」にあたる男の子をそだてたこともかかわりがあって、ここに四十二才の厄難にたちいたった、となっているのである。(P・87)

四十二年、それは、当時の平均寿命からすれば、ほとんど人の一生ともいべきその長い間、人間の努力と神仏への祈願を怠らなかつたその生活。それにもかかわらずその結果が、かくのごとき不幸の連続とゆきづまりとなって現われてきているこの現実。そのかげにあつて、人間の運命を支配するかに思われる無気味なちから。それら有形無形の現実にせめつけられて、まさに危殆に瀕している一家。―問題は、このような深刻さと重大さをもった、全人生的な危機、ゆきづまりを意味していたのである。それが、この大病というかたちに集約されて、正面にあらわれているのであつた。したがつて、この際、この病気が助かるかどうかは、ただ病気だけの問題ではなく、実は、人間というものは、いかに心身のかぎりをつくしても、立ち行くみちはないのであるか、目に見えない時間的空間的な災厄の網の中にとらえられている人間の運命は、結局どうともすることのできないものであろうか、という問題であつたのである。

この点を、まず充分に把握しておかなければ、教祖のこのときの体験の意味内容は、とうてい明かにし得られないであらう。

なお、このとき教祖が当面していた問題の内容が、右のようなものであったということは、その後の信心展開に、大きな関係があると思われる。

教祖は、この病気が助かったのを転機として、以後次第に、ただ自分の身の上のことばかりでなく、妻や子のことについても、神のおかげをうけることができるようになり、また、病気のことばかりでなく、人間生活のあらゆる面にわたって、急速にその信境を拡充していった。そうして、早くも四年足らずの後には、教祖のもとに参拝する者さえできていたのである。その間の信境展開の広さと速かさは、まことにおどろくべきものがある。

これは、この四十二才の折の教祖の問題が、実質的には、右にいうような深さと大いさをもつ全人生的な問題であり、そうしてそれが信心によって解決されたので、すでにそこに、その後の信心展開の可能性が、十分にそなわっていたためであると考えられる。もし、このときの問題が、単に病気というだけの意味のものでしかなかったならば、おそらく、ただ自分一個の、そのときかぎりの幸せな体験に終って、何らの進展をみせなかったであろう。あるいは、ただか、病気なおしの信心としてこりかたまる程度にすぎなかったであろう。まして、数年ならずして多くの人たちから人間の生きてゆく上のあらゆるなやみをもち込まれて教えをもとめられ、また、それを、取次ぎ助けることができるようには、とうてい、なり得なかったであろう。

いいかえれば、これは、教祖が、その信心成立のはじめにおいて、すでに十分充実した人生問題ととり組んでいて、そこから出発したから、その後の進展も、着実に急速であり得たものと、いってよいであろう。

なおまた、このことは、教祖の布教過程を理解する上に、少しくちがった意味で、一つの光を与えてくれるものと考

えられる。

教祖が、もとめられるままに人を取次ぎ助けるようになったのは、その信境の進展段階からみると、まだ、かなり初期の段階であったとみることが出来る。教祖の布教創始は、おおよそ四十六才（安政六年、一八五九）の初め頃かと推定され、農業をやめて専心布教に従事するようになったのは、その年の旧十月二十一日であった。その後も教祖の信心は、絶えず進展しているものであって、信境のすすむに應じて神から授けられた神号も、以後たびたびすすめられ、ついに「生神金光大神」と許されるにいたったのは、五十五才（明治元年、一八六八）の九月であった。また、神の名も、教祖の信境展開につれて変遷し、「天地金乃神」と確定をみたのは、六十才（明治六年、一八七三）の三月であった。してみると、布教創始当時の教祖は、まだ初期の、ある意味では未完成の段階にあったといひ得るであろう。

そのような、初期の信心段階、ある意味では未完成の段階にあったと思われるにもかかわらず、はやくも、あらゆる人間生活の苦悩に解決の道を与え、続々と人を助けることができたのは、どうしてであろうか。これは、ただ信仰が熱烈であるというだけでは、とうていできることではない。それだけでは、たとえできたとしても、長く続くものではないことは、幾多の例証がある。これも、そもそもこの四十二才のときの体験において当面していた問題が、前にいうような、全人生的な幅と厚みとをもつ問題であって、それが助かり、そこから教祖の信心が成立しているからである、と考えられる。すなわち、まだ充分な展開はとげていないにしても、すでにあらゆる展開の可能性を具備していたがために、初期から充分な布教のはたらきが、なされ得たものと解せられるのである。

ついでながら、このような点は、教祖によって信仰を得た直信の中にも、多くの例がみられる。その著しい一例は、齋藤重右衛門であろう。齋藤重右衛門は、妻の難病を機縁として、はじめて教祖のもとに参拝したのであったが、そのとき、戸の外でひそかに耳にした教祖の教えは、病気のなせる信心ではなくて、人間の真実な生き方の信心であった。それを聞いてたちまちにして信受し、その後わずか四十日ばかりで、はやくもみずから布教をはじめ、顕著な布教力を



發揮している。(P・129~130) 妻の病氣平癒を目的として参拝しておりながら、かえって人間の生き方の信心に強く心を打たれて、たちまちこれを受けとり得たのは、過去三十九年の多難な人生体験を経て、(青木茂「笠岡金光大神」第一編参照) そのことがすでに心中深く問題となっていたからであろう。また、それを信心の中心問題として把握し得たればこそ、かくもはやく、布教をなし得たのであろう。

なお、蛇足ながら、以上見てきたところから、次のようなことが、いい得られるのではあるまいか。

信心は、その当初、解決をせまられている問題が、全人生的に深く広く把握されているほど、その後の展開は、着実に、急速である。その問題把握の意味は、必ずしも合理的、体系的に充分であることをいうのではない。当面の問題は、病氣であろうと、金銭の問題であろうと、家庭の不和であろうと、その中に、自分の過去から将来にわたる全生活内容が打ちこまれているということ、また、自分ばかりでなく、家族その他、さらに全人間生活の成否がかかっている問題として、深められ広められているということである。したがって、それは、ただ切実に問題となっているというだけでも、足りないのである。

そうした、問題把握が、そのような意味で充分であることが、布教力の根源である。そこには、必ずしも、信心の完成や、教義体系の整備を必要としないと思われる。といっても、ただ熱意だけでよいという意味ではない。大事なことは、問題把握の深さと広さとである。自分が助かるのも、人を助けることができるのも、問題解決の方法が完全であるか否かによるのではなくて、むしろ、問題が、人間生活の現実に即して、充実して把握されているかどうかによる、ということである。

こういったからとて、もちろん、信心の完成や教義の体系的整備は無用であるというのではない。その方の役割は、別にある。

次に、そのときの体験で、どのようなことが行われ、どのようなものがうまれているであろうか。それは、その際の、石鎚神の神憑りと教祖との間でなされた問答（P・531-532）に、最もよくあらわれていると思われる。それについて注目される点々を、左に列記して検討しよう。

I 教祖のことばを通してみれば、その場合、病気をなおしてもらえるかどうかということには、重点がおかれていない。もちろん、なおらなければ困るのであり、なおしてもらいたいのはやまやまであろうが、おのずからそこにあらわれているところは、今までの自分の所業、心事を反省して神への無礼をわびること、また、今後とも無礼なきをちかい願うのみであって、病氣平癒のことには、直接はふれていない。病氣そのものよりも、自分の生活行動と態度とが、問題にされているのである。

とはいっても、病氣はどうでもよいのではない。それは、既に、その年の正月、厄晴れ祈願のため、わざわざ氏神、備後鞆の津祇園宮、備中宮内の吉備津神社、西大寺の観音院等に参詣している点からみても、明かである。しかし、病氣だけが宙に問題になっていないで、人間の生き方、生活態度と結びついているのである。むしろ、病氣という場において、人間の在り方が問題となっている、といった方が適切であろう。

これは、このとき教祖が当面せしめられていた問題の性質について前にのべたところと、相応するものであって、ここにその信心が、いわゆる病氣なおしの信心でない態度がみられる。

II 三十七才のときの建築について金神に無礼があった、と神憑りからとがめられても、少しも弁解しようとする態度

がみられない。実際は、充分に日柄方角をみてもらい、それを人力のかぎりをつくして忠実に守っている教祖であるから、普通の考えからすれば、何らとがめられるいわれはない筈である。「当家において、金神様おさわりはない」と、岳父が抗弁したのも無理はないのである。であるのに、なお、教祖は、「どの御方角へ、どのような御無礼をつかまっておりますことやら、凡夫で、あいわかりませぬ」と、あくまで問題の根源を自己にもとめる。この場合、「凡夫」というのは「人間」というにひとしい。何分人間のことであるから、どれほど心のかぎり、力のかぎりをつくしても、決して万全であるとはいえない、というのである。そこに、明確な、人間の有限性の自覚がある。しかも、有限性を自覚すればこそ、いかに心身のかぎりをつくしても、なお「それですんでおるとは、おもいませぬ」というのである。そこにいたれば、もはや人間能力の限界をつきやぶって、まさに神の世界につながるうとするはたらきである。

これは、単なる自己否定ではない。自己の正体の自覚徹底である。どれほど人力のかぎりをつくしても、それですんだと思わぬのであるから、一見自己否定のようであるが、否定されているのは、これですんでおるとする自己であって、不断に自己の極限まで生き切って、なお、みずからよしとせぬ自己は、どこまでも追求されてやまぬのである。それは、おのずから、人間の限界を超えた神の世界を志向する。

自己否定は、いかほど徹底され、完成されても、結局、否定の否定となつて、人間の限界内で自転するのみである。それ以上には、何ものをもうみ出すものではない。

Ⅲ 日柄方位の説は、もとより何ら根拠のない俗説である。しかしそれは、今日の知性からみてのことであつて、当時としては、社会一般に信ぜられ行われていた一種の学説であり、人間行動の規制であつた。教祖も、もとよりこれを信じていた。しかし、その信じ方に、世間一般のそれとは、根本的ながいがあつたことを、見逃してはならない。

当時一般の人にとっては、それは、祟り障りをまぬがれるために人間が発見し、あるいは案出した法則を意味した。露骨に言えば、金神の留守の方角をねらうために人間がさぐり得た金神の動静、とでもいうべき性質のものであった。その根柢にあるものは、忌みおそるべき邪神としての金神である。そこでは、金神は、つねに避けられ逃げられているのみであって、神として立てられても認められてもいないのである。

ところが、教祖にとっては、方角は、「御方角」、すなわち神の存在法則であった。人間が、その中に棲む天地自然の法則であり、神の在り方である。したがって、それにふれることは、人間の神に対する「御無礼」である。また、そこに生ずる災厄は、正しくはその御無礼のしからしめるところであって、金神の祟り障りというべきではないのである。教祖は、のちのちまで、つねに「金神に御無礼をした」というていて、「祟られた」「障られた」とはいうていない。すなわち、教祖にあっては、すでに金神は、祟り障る邪神としてうけとられてはいないのである。逃げ避けられているのではなくして、神として立てられ、認められているのである。

Ⅲ 以上のような、問題のとり組み方なり、人間の在り方なり、神への対し方なりは、多年の生活実践をとおして、教祖の内面に次第にかもされ来ったものが、この危機に際し、神との問答によって触発され、いいあらわされたのである。その教祖の信心態度を、神は「戌の年は、ええ。……その方は、いきとどきおる」と肯定し、嘉賞したのである。この、神の肯定、嘉賞によって、それは、教祖だけの主観的なものでなく、神に通用する客観性のあるものであることが、保証されることになった。また、事実そこに、はじめて神のおかげをうけることができ、その真实性が実証されたのであった。かくして、教祖の信心は、この保証と実証とに裏付けられて、ここにはじめて自覚的に成立する基礎を得たのである。

そうして、教祖のこの人間の在り方、神への対し方は、のちに立教神伝（金光教教典、巻頭の第三）に、「実意丁寧神信心」

と表現されており、教祖の信心の根本態度をなしているものである。

V 他面、この神の肯定、嘉賞は、金神にとっては、よろこびの表現でもあった。はじめて正しく神として認められたこと、はじめて人間とつながりをもち得ることになったこと、また、はじめてそのような人間を見出したこと、これらのよろこびから出た「戌の年は、ええ」<sup>1</sup>「その方は、いきとどきおる」<sup>2</sup>である。

かくして、金神は、はじめて神としての徳をあらわし得ることになり、そこに「神徳をもって、神が、たすけてやる」といい、また、病氣を助けるばかりでなく、「一代、まめで、米をくわせてやるぞ」と、人間の生活全般にわたる神徳をしめすにいたった。すなわち、神もまた、教祖の態度によって、その真の神性が引きだされて、はじめてその神徳を顕現し得るにいたった、といふべきであろう。ここに、神は世に出はじめたのである。

VI 右のようにして、教祖と神とは、はじめて結ばれることになり、そこに教祖の信心は成立したのであるが、その結ばれ方は、要約すれば、人間の実意丁寧神信心によって、神は神としてその真の神性を現わすことができるようになる、また、神がその神性を現わすことによって、人間はその神徳をうけて、生を全うすることができるようになる、という関係においてであった。教祖の信心は、このような、神と人との動的な相関関係においてであったが故に、その後の信心展開も、つねに、教祖の信境がすすむにつれていよいよ神の神性が明かになり、神性が明かになるに應じてますます教祖の信境は拡充展開されてゆく、という関係をなしつつ進展しているのである。教祖の信境が開けるにしたがって、神の名が、金神から天地乃神となり、さらに天地金乃神と変っていったおるのも、また逆に、神名の推移とともに教祖の信心問題が、ますます複雑な人生問題へと拡充されていっておるのも、その証左とみられる。

この神と人間（氏子）との相関関係は、立教神伝では「神も助かり、氏子も立ち行く。氏子あつての神、神あつて

の氏子」といい表わされている。教祖はあるとき、次のようにさとしている。「しんじんとは、「信の心」でないぞよ。この方のしんじんは「神人」とかくぞよ。そこでのう、「ぶしんじん」とはいうなよ。「不神人」といやあ、神もおこたり、人もおこたる、ということになるからもう。「神にとおらぬ」といえばらくじゃ」(P・380)

VII 教祖は、この体験において、以上のべてきたように、その生涯の信心の基本となる重大な内容を証得しておりながら、そのときの直接の相手であった「神憑り」ということについては、前後とも何ら関心をもった形跡がない。これも、注目に価することである。これは、その信心が、前にいうように、人間生活の実意丁寧な充実を基盤としているところからくる当然のことであって、何ら自覚のない無我状態や神憑りは、その信心にとって、大して意味がなかったであろう。生涯、呪術的な儀礼を行わなかったのも、いわゆる祈禱をいませめたのも、同じ線からきていることと思われる。

そうでありながら、そのとき、石鎚神の神憑りを、決して軽んじていなければ、批判的に見てもいけないことも、見のがしてはならない。これは、その翌々年、弟繁右衛門に金神の神憑りがあったという場合でも、同様であった。教祖は、つねに、その場の条件をそのままうけて、それを前来た明かしてきたような態度、方式で、生活的実践的に吟味して、その証果に照らして自己の生き方をうみ出している。その結果として、おのずから選別が行われているのである。教祖が、当時の民間信仰の中にありながら、何らの特別な宗教的教育を受けずしてそこから脱却し、次第に独自の信仰を樹立してゆくことができたのは、このような、実践的・生活的吟味のしからしめるところであろう。

(教学研究所所長)

## 小野家文書について

小野家文書とは、教祖の生活された大谷村の庄屋をしていた小野家に伝えられた、記録類を総称している。これについて、まことに世話を下さり今日までそれをつづけて下さっている青木茂師は「小野家から寄贈された一切の文書資料にたいして、かりにつけた名称である」（金光教学第一集三四頁）とのべていられる。しかし、その後、教団としてこれをとりあげ、御伝記「金光大神」に「小野家文書」という名称を使用されたのであるから、青木師のいわれた「かりにつけた名称」から、正式名称となつたわけである。

この小野家文書については、「金光大神」の「まえがき」にその大要をのべられ、同、別冊の「まえがき」にはその大体のものの種類・数量があげられている。更に、青木師は金光教学第一集に「小野家文書の資料的地位」として、その概略をのべられ、また、昭和三十三年一月よりの金光教徒紙上に八回にわたって「戦争と小野家文書」との題でそのころのことが随筆風に記されてある。ともに貴重なものである。これらのものをみると、小野家文書の大体のすがたをうかがうことができる。

### 小野四右衛門日記

この日記は、「金光大神」の別冊の「まえがき」の中にはないが、御伝記にも別冊にも大切な資料としてとりあげられている。小野家文書の中に日記類としてのこっているものは、ごくわずかである。現存するものは、小野家の三氏のもので、小野光右衛門のものでは天保八年（一八三七）七月より同十年（一八三九）五月までの「役用並天象出行記」二冊、四右衛門のものでは文久二年正月より十二月までの日記一冊、慎一郎のものでは明治四年（一

八七〇一月より明治五年十一月までの日記一冊、（ただし明治六年には残欠少々あり）計四冊のみが見られる。ここにあげた日記は、小野家文書中に紙屑のようにばらばらになっていたものを、青木茂師がみつけだし、文久二年の庄屋の日記であることを確認してまとめられたものである。そのあとをうけ、「文久二年小野四右衛門日記」と私がかりに名づけた。それをうらうちをして研究所が保管している。この名称も、御伝記にも採用され今日に及んでいるので、正式名称としてとりあつかいたいと考える。

これは、一枚の紙を横長く二つ折りにし、それを半分に折った大福帳のようなかたちのものである。だから、一枚を四頁書きにしてつつかっている。二十四枚さがしだされたのであるから、頁数にすると九十六頁になる。のこっていたのを青木師がまとめ上げたものであるから全部ではない。最初は正月七日の後半からであって、本紀要にあげたものは、全体の約半分、六月末までのものである。

この日記をのこした小野四右衛門は、天保三年（一八三三）に二十才で庄屋代動を命ぜられ、ついで庄屋本役となり、その後大庄屋席にすすみ、慶応元年（一八六五）に五十三才で死亡するまで、村役人としての公的生活を三十三年間つとめたのであった。そのあいだは勿論、そのまえからも日記をつけていると考えられるのに、のこっているのは僅かにこの文久二年のものだけである。

この日記には庄屋の私生活の記録が入っていても、公的性格を多分にもっている。お上にたいし、百姓にたいし、また外部にたいしての庄屋のつとめのこと、村内のいろいろのできごとなど、記録してある。

四右衛門と教祖とは公私ともにふかい関係にあるが、立教神伝よりのち公的に一ばん問題があったのは、とくにこの年であった。わけても山伏との問題は、すてておくことのできない事件であった。途中とびとびにのこっている、僅か二十四枚の日記の中に、教祖の記録断片の記事と同じ三月二十五日の記事をはじめ、五月、七月と教祖のお取次ぎの御用に関連して、山伏と庄屋を通じての事件の推移がしるされているのである。また、この年



のはしか流行のことも教祖と関連するのであるが、その関係の記事もいろいろのせられている。これらを知らされたときの、教祖伝記奉修所職員の感激は、いまだに忘れることができない。最後に付記しておきたい。

金光真整編  
三矢田守秋

### 凡 例

- 一、本文には、句読点・返り点などはないが、編者が適当につけた。
  - 一、読みにくい漢字には、括弧に入れて假名をつけた。特殊なよみ方の字も同様である。例えば、噯<sup>ニ</sup>アツカイ 急度<sup>ニ</sup>キツト 留主<sup>ニ</sup>ルルスなど。
  - 一、之<sup>ニ</sup>也 斗<sup>ニ</sup>計（ばかり） 而<sup>ニ</sup>て ぬ<sup>ニ</sup>え のように、読みやすいように改めたものもある。しかし、あ<sup>ニ</sup>より など原文のままにした。
  - 一、註は、本文の下に括弧に入れた。
  - 一、地名は、その下に、昭和三十四年一月現在のものを、括弧にして入れた。
  - 一、人名は、小野四右衛門関係のものはそれを中心にして、括弧の中に入れた。例えば「二男」とあれば「四右衛門の二男」の意である。拙夫とは四右衛門のことである。
- また、特定の肩書きや姓のないものは、大体大谷村内の人である。とくに、教祖と関係の深い人には、名前の下に姓を入れた。
- 一、地名は、岡山県下のものには県名を、浅口郡内のものには郡名をのぞき、それ以下の町村名を記した。例えば、吉備郡とあれば岡山県吉備郡であり、鴨方町とあれば、岡山県浅口郡鴨方町である。

## 小野四右衛門日記 一 文久二年一月〜六月

(正月七日) 下野氏(妻の実家) え戻候頃ハ七ツ過也。今日寒風。

八日(陽曆二月六日)。早朝。下野家発足。神崎氏(妹・極の婚家)へ年

始。暮頃帰宅。承候処、(よめ) 姪(伴慎一郎妻・貞。川手与重郎二女) 義今朝

川手へ年始ニ参候由。今日も寒風難堪。

九日。窪津好次郎(弟武七長女の婿) 年始来ル。三嶋舒太郎(姉・柳の

長男) 父子年始。妻(かつ) 年賀(としのが) (四十二才) 二付、祝贈之品持参。

定太郎(舒太郎の長男) ハ金治(二男) 同道、地頭(じとう) (鴨方町地頭上の塚村

家) え年始二行、暮頃戻候。夜。新田(金光町大谷)、表(おもて) (中嶋家)

へ行。右一件二付、笠岡、隅屋四郎兵衛来候故、加談ニ罷出候

義也。

十日。極早朝。舒太郎父子引取。飯後、分家(中嶋)へ行富山・黒

田立会、表一条内談。夜二入、戻ル。同晩。和一郎義、新田ニ

来ル。善次郎・金吉一条、昨大晦日、同人存意申出候通、取計

呉度及ニ談示ニ置申候。

十一日。入江新田、平五郎と申もの、表一件二付罷出候。立会呉

度申趣候故、飯後、表へ行。

十二日。朝、隅屋四郎兵衛来ル。八百蔵(古川)ヲ呼候。右ハ八右

衛門(森田)義、去ル三日元屋(もとや) (川手十右衛門) え参り狼藉一件ハ喜

代七立入事済候処、尚又元屋へ参り、金一両(目) 遣呉候様強(しんじ)て

申立候折柄、八百蔵参り会せ、暫時同人相預候次第之義、昨十

一日夕、川手十右衛門追々同人悴幸次郎・直蔵罷出、内願申出

候事ニ付、右八百蔵ヲ呼、取納候様申付候事也。

朝四ツ頃、分家行。入江新田、平五郎ニ相對いたし、八ツ頃、

帰舍候処、恒例之戴恩要ニ付、善城寺(須恵村旦那寺) 篤行坊相見、

善次郎来候ニ付田地代執行相済、善城寺え平蔵内預一件、十右

衛門・友太郎一条、急速济方取計被下度趣相頼置。

大月(三女岸の婚家) 家内、井手村(いで) (総社市) 嘉右衛門・俊二郎・三

右衛門・池上五郎兵衛殿半四郎来ル。夜喜代七・幸次郎来ル。

十三日。夜。嘉次太来(弟・塚村家養子) 逗留。夜。微雨。

十四日。朝。嘉次太引取。瀬次郎来ル。兵蔵ハ願出一件及ニ理解ニ

尚又同人ハ 外一条、急速上向え取次呉度趣、催促申出候。入

江新田、平五郎ハ罷出呉度申来候故、罷出候哉否、友太郎義談

示ニ来ル。新蔵来。半四郎来ル。

十五日。栄七郎来ル。寂光院(旦那寺) 相見え、すへ(金光町須恵) 八

百吉儀、当村半四郎え取替銀有<sup>レ</sup>之由にて、黒崎村(玉島市)同人從弟千松と申もの同道、願出候へ共、佐方村(金光町佐方)常藏当テの證文にて、八百吉其外へ掛合候義ニ無之故、及<sup>ニ</sup>頓着<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>申趣<sup>(おしきけ)</sup>申聞候処、内々達之頼出候故、左候ハ、半四郎等證人庄五郎ヲ、呼出し可<sup>レ</sup>申趣、申聞置候。黒崎(玉島市)、茂平も此義ニ付、同伴来ル。寂光院、友三郎・十右衛門一件相済可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申趣申移ル。平藏<sup>ハ</sup>内願儀も及<sup>ニ</sup>相談<sup>一</sup>。悴(慎一郎)義すへ庄屋(藤沢氏)へ年始二行、江戸御發足献夫等之儀申遣ス。晩。

初寄合(五人組頭の)執計。尤瀬次郎・官二(河手)不參。

一御役所場所替ニ付、献夫外並ニ罷出相勤候様申聞候。

一津出し(港まで年貢米を運ぶこと)駄賃、南之浦(玉島市)ハ、八分

ニ致吳度申出。

一宮内(吉備郡真金町)光政繼目勸化銀、四百目執計之内、百五拾

匁ハ村辻、式百五拾匁壇家<sup>ハ</sup>出金致可<sup>レ</sup>申候趣、及<sup>ニ</sup>談示<sup>一</sup>候

処承知申出候。

一下草苅願出申候。

一寺(寂光院)カ合力事候義ハ、毎度判頭ヲ不<sup>ニ</sup>相頼<sup>一</sup>、直ニ同寺

カ小前(高持百姓)え人廻し被<sup>レ</sup>具候様いたし度申出、其趣理

右衛門(三宅)ヲ以寺へ申移ス。

一蔭払(耕地に蔭をする樹木の伐払い)之儀ハ組にて申聞、相互ニ故

障相成候処ハ手伐ニ致候様申聞ル。

一<sup>(ぶかた)</sup>夫方(村仕事にでる人夫)片寄不<sup>レ</sup>申候様ト申出候事故、此趣ハ

年寄(西三郎治)・保頭(古川八百藏、ともに村役人)借合にて、相

心得様申聞候事。

ノ

十六日。官二・瀬次郎不參ニ付呼寄、昨晚談示候儀申聞候。半四

郎ヲ呼、八百吉<sup>ハ</sup>願出候事申渡。富五郎ヲ呼、瀬次郎本谷(金

光町大谷)内一件承<sup>レ</sup>之。川手十右衛門来ル。

十七日。飛脚万次郎遣ス。右ハ村々献夫窺書両村調團致大庄屋

(吉富融三郎・難波忠五郎、共に落役所に務めていた。総社市)へ差出ス。其

便宜中嶋様(落役人総社市住)え金子差上候。

瀬次郎・弁次郎・富五郎来ル。右ハ昨日富五郎へ、此上理解申

聞候様申付置候得共、聞入不<sup>レ</sup>申候ニ付、同伴罷出候ニ付嚴敷

及<sup>ニ</sup>利害<sup>一</sup>置。白神良太郎(三女岸の夫)年始ニ来、八ツ頃、引取。

昼後、早馬宮參詣、夫<sup>(それ)</sup>カ川手両家(元屋と、北川手)え年始。北川

手にて酒給、年寄・表屋(中嶋)え行暮過戻候処、弁次郎・瀬次

郎參居申、今朝之一件相考候得共、氣叶不<sup>レ</sup>申、是非々々御取

次被<sup>レ</sup>下度、強て願出申候。夜。柳太郎義来ル。

十八日。筑前(神田氏、佐方村神職)来ル。笹沖(倉敷市)・市右衛門

(妹極の夫、神崎氏)年始来ル。昨日飛脚便二、森川様(落役人)御持

病にて御勝レ不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候故、御二方様共、廿一日御発足、暫時御延引ニ相成候趣、申来候故、此段須惠村え申遣ス。飯後、川手伊八江戸御供ニ付、暇乞ニ来ル。

十九日。八ツ頃方雪降。今日、三嶋方人来ル。方位用也。弥十郎来ル。清吉来ル。

廿日。秀吉・友太郎・安平・福次郎・紋三郎来ル。

廿一日。今朝。嘉平ヲ呼、瀬次郎一件<sub>(すみかた)</sub>濟方ニ不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>、是非取次

吳候様、申出候間、願書連印致候様申聞相渡。肥後<sub>(笠原氏・佐方村神職)</sub>来。瀬次郎一件<sub>(あつかい)</sub>取暖申度申出候。

九ツ過方雨降。

夜五ツ頃、地震。

廿二日。子位庄<sub>(倉敷市)</sub>、延介<sub>(窪津氏・弟武七の義弟)</sub>、飯後、来

訪、酒飯出ス。八ツ頃、引取。地頭方妻え祝贈人差越候。其便、不断大小差越<sub>(ふだん)</sub>、取替吳申候。筑前義笹沖姪<sub>(神崎氏)</sub>、祈願旁来

ル。肥後方暖仕度候段、書面差越候。

廿三日。晴。暖。悴共義川手え、佐々木諸介先生初て相見候故、罷出候。年寄来候故、小十郎・文兵衛帰帳<sub>(宗門帳ニ帰帳)</sub>願之

義申談。理作。次郎右衛門来。帰帳願用。夜。卯之藏・嘉平ヲ

呼出。瀬次郎一件惣方<sub>(あつかい)</sub>厚利害濟方之様申聞、願書ハ調印上、

明廿四日晚迄ニ差出可<sub>レ</sub>申趣、兩人申付、悴義廿三夜<sub>(や)</sub>、寺え参

詣。

廿四日。晴。暖。きみ・小兵衛来。帰帳願、調印也。夜。卯之丞義、瀬次郎一条返答書調印持参。夜。雨降。

廿五日。雨降。追々晴。

今朝。飛脚波五郎遣ス。右ハ小十郎・文兵衛帰帳願外、寄侍人御届書、江戸・大阪え御年始状、昨冬之金子請取書共、寂光院・善城寺方、印形改願共、取次候。森川様へ御見舞菓子差出候。沢屋並油屋へ書状。逗留ニ相成候ハバ、最上稻荷<sub>(吉備郡高松町)</sub>え参詣いたし、帰候様申聞遣ス。

飯後、笠原肥後來。瀬次郎一件<sub>(とりあつかい)</sub>取暖致度申出、立宿申付遣ス。

昼後、北川手え見舞参居申候処。<sub>(以下二月二十八日まで欠)</sub>

(二月二十八日)夜。卯之丞歎<sub>(歎願)</sub>ニ来ル。

廿九日。早朝。柳太郎来り、義右衛門心得方不得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>候旨、昨冬加入講銀立返吳候様、申出候得共、此義ハ世話人ニ申談候

様申聞。其他之義ハ、義右衛門へ、此上可<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>ト申置候。即

刻、呼ニ遣候処、留主中<sub>(守)</sub>。幾度参候得共、事訳ヲ不<sub>二</sub>申吳<sub>一</sub>趣、柳太郎へ申遣。今朝。卯之丞弟鹿之丞、中郡<sub>(藩役所)</sub>え罷出候

ニ付、入牢人歎願書差出ス。

九ツ過、中嶋惣右衛門様<sub>(目附・藩役人)</sub>御見廻り、御逗留被<sub>レ</sub>成。村方不心得もの御聞込。御沙汰人数左之通。徳十郎・元吉・惣

次郎・留吉・多吉・波五郎・八右衛門・瀬次郎。私共も急度申聞、其上不<sub>二</sub>相改<sub>一</sub>候ハ、御厄介相備可<sub>レ</sub>申趣、申上候処、其段執計候様、被<sub>二</sub>仰聞<sub>一</sub>。

下男卯吉、兎角酒吞、今晚も帰不<sub>レ</sub>申為、困申候間、申付呉候様、梅太郎子並新四郎ヲ呼、申聞ル。

三月朔日（陽曆三月三十日）。早朝。御目附様（中島氏）御引取相成。

元太郎・次郎吉ヲ呼出し、不心得筋悪敷義ニも携候趣相聞、急度相嗜旨候様、察計。八右衛門ヲ呼、当早春、十右衛門方へ参

リ、手荒ニ相對致候趣、及<sub>二</sub>察計<sub>一</sub>。元吉・多吉・波五郎ヲ呼、

御聞込ニ相成不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>不<sub>二</sub>埒<sub>一</sub>之廉有<sub>レ</sub>之、今後如何様被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候

程も難<sub>レ</sub>計、相慎居可<sub>レ</sub>申趣、察計。瀬次郎ヲ呼出シ、兼て差入

候義、定面モ相背候趣、急度可<sub>二</sub>相心得<sub>一</sub>、其上、筋悪敷慰<sub>（博笑）</sub>

仕候、他所もの留置候義甚ダ不<sub>二</sub>埒<sub>一</sub>、自今、決て置不<sub>レ</sub>申趣申聞、

及<sub>二</sub>察計<sub>一</sub>。八右衛門己下ハ、いづれも御目附様御聞込ニ相成候

もの共也。追て慎方之趣ニよつて、不心得届書差出し可<sub>レ</sub>申事。

波五郎・元吉ハ、御咎被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候様、願上候ても宜哉ニ相心得

申候。留吉・惣次郎不快故、林藏ハ申聞候筈、徳十も他行ニ付、

右同断。

晚。笠原肥後來ル。同時、八右衛門来、今朝呵置候義ハ、甚ダ

以恐入候間、向後決て心得違不<sub>レ</sub>申候。此上御咎無<sub>レ</sub>之様歎出し。

二日。朝。林藏（西沢氏・酒屋）来。八右衛門ハ改心候趣、尚又断出候。晚。嘉次太来ル。

三日（節句）。礼衆多し。

四日。八ツ頃ハ、すへ、才平太献夫引廻ニ付、出勤。夜。友太郎方之行、同人心得方不<sub>レ</sub>宜義有<sub>レ</sub>之、内存伯母え申置。

五日。夜。次郎右衛門・定次郎来ル。

六日。朝。弥十郎・繁藏ヲ呼。右ハ夕崎谷者共ト、定次郎ト申争一件承申し。

七日。

八日。年寄三郎治、浅尾山引廻ニ遣ス。

九日。八ツ前ハ大谷山（寂光院）え登山。すへ庄やも参。右ハ法印

（良恢）戒律之望、並自力ニて経藏寺宇建立致度候間、合力夫

丈ハ心配致度談示有<sub>レ</sub>之。

十日。雨降。次郎右衛門両度来。右ハ喜三郎ハ新藏迄、六ヶ敷申

来候一件、右ニ付繁藏ヲ呼。荒立不<sub>レ</sub>申様、理解可<sub>レ</sub>仕旨、申聞置。

十一日。飯後。間なく慎一郎義浅尾山出役。啓次郎（須惠庄屋代勤・

藤沢氏）と交代ニ罷出。夕崎、十右衛門ヲ召連。林藏来ル。

右ハ佐見（玉島市沙美）番所（海上取締りの役所）勇治ト、大和（神田氏

・佐方村神職）跡（豊）ト和融之取組いたし、神事出来候様取遣申

度卜之義二付、すへえ罷出候哉と、申談示有<sub>レ</sub>之。新蔵義大社  
参詣之届ニ来ル、尤往返十日ト申出候。同伴元右衛門。

十二日。

十三日。

十四日。九ツ過頃<sub>ハ</sub>出立。中嶋(倉敷市)白神へ行。暮頃<sub>ハ</sub>三嶋へ  
行、逗留。

十五日。四ツ前三嶋家出立、窪津之行、墓参。(弟武七、安政六年四

十四才死去)、暮前、帰舎。

十六日。

十七日。暮方、林蔵来、勇治・寛<sup>(ゆたか)</sup>(神田大和跡・豊)一件添書、談示  
有<sub>レ</sub>之差函致置申候。

十八日。未明出立、幾右衛門同伴。備後常石(広島県沼隈郡沼隈町)

開、桑田源左衛門方へ行。逗留。右ハ遠藤講会ニ加入頼入  
也。

十九日。九ツ過、桑田家発足、尾ノ道(広島県尾道市)向ノ嶋(広島  
県御調郡向島)庄や高田恒次郎方へ行、遠藤講加入頼入置。但し

一口五兩掛。尤、遠方之儀故、年賦証文差入拾力年ニ払済談示  
ニ致置候得共。即答も無<sub>レ</sub>之、桑田家<sup>(とおからざるうち)</sup>之不<sub>レ</sub>遠内可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>返事<sub>一</sub>ト

断出。

廿日。五ツ過。高田氏出立、尾道西国寺へ参詣。七ツ頃、吉浜

(笠岡市)高津へ立寄、夜五ツ前、帰舎。

廿一日。佐見、西左右衛門(遠見番所筆頭)、中嶋栄七郎・西沢林蔵・

義左衛門・弥十郎・馬蔵・平蔵・浅次郎・宇之丞等来ル。悴義、

昨廿日御用召、桑吉・平蔵・浅次郎召連、出勤候由。式百足ツ

ツ御褒美被<sub>レ</sub>下。庄五郎ハ入牢御免。寿翁来ル。九ツ過<sub>ハ</sub>宇吉

ヲ柳田<sup>(やないだ)</sup>(児島市養母の実家篠井家)・塩生<sup>(しようなき)</sup>(児島市・二女幸の夫・原家)え

遣ス。

廿二日。雨降。晩。判頭寄合<sup>(とりあひ)</sup>。右ハ氏神勤方、大和養子(神田豊)

ト勇治和融ニ相成、就てハ配札・土用被等之儀、先例ニ戻候様、

申談。献夫・増銀立遣し度事、寂光院<sub>ハ</sub>談示有<sub>レ</sub>之。経蔵・戒

律一条共及<sub>二</sub>演舌<sub>一</sub>。

廿三日。

廿四日。曉。与十郎差重二付、悴夫婦見舞遣ス。昼。拙夫見舞行、

暮頃帰舎。留主え小坂<sup>(運行)</sup>(鴨方町東小坂)連教院(日野真賢二十九才)外

式人、文治(教祖)義金神ヲ信心いたし候儀、差留呉度申出。夜。

悴々文治ヲ呼、承<sup>(ききただし)</sup>糾候処、山伏申出候通り相違無<sub>レ</sub>之ニ付、嚴

敷差留置。

廿五日。曇。雨降。

晩。連<sup>(運)</sup>行院外式人来。檀<sup>(壇)</sup>廻り受取度申出、実ハ此方へ預り呉候

共致候ハバ宜敷、同人処へ差置候義ハ、不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>趣申出。弥十郎

ヲ差添遣候処、文治モ速渡候様申候事ニ付、預り帰候由。

廿六日。昼。林蔵来ル。其後、為蔵来ルニ付、神田寛・勇次神動方、相濟候義ニ付、諸談有レ之、酒飯出し。

廿七日。

廿八日。飯後。北川手見舞ニ行候処、病人先刻致ニ死去候ニ付終日相勤。今日途中方雨降。

廿九日。北川手不幸之義、白神へ申遣。其夜<sup>(はが)</sup><sub>(叔)</sub><sup>(はが)</sup><sub>(叔)</sub> 併和伯母<sup>(はが)</sup><sub>(叔)</sub> 併和多五郎妻・滝相見え。

今日。晴。

晦日。雨降。今日川手与十郎葬式ニ付、<sup>(以下四月二十五日まで欠)</sup>  
<sup>(四月廿五日)</sup> 泊船。

廿六日。日出頃出帆、<sup>(しわく)</sup> 塩飽、<sup>(たていしうら)</sup> 広嶋<sup>(香川県九龍市)</sup>之内立石浦ニ掛り<sup>(かたがた)</sup> 塩待旁漁獵見物。同所ヲ九ツ過出帆。八ツ過安倉<sup>(あくら)</sup> (寄島町)着。

暮頃、帰舍。

廿七日。早朝。寅吉弟久蔵罷出、十衛門之相對候義ハ、出立<sup>(いぜん)</sup>已前急度新蔵・半四郎ヲ以、差留置候義、不<sup>(レ)</sup>凶、昨日參候趣、不埒之義と察計、申聞候。弥十郎・小兵衛来ル。昼、神崎市右衛門来ル。

廿八日。朝。五ツ頃、市右衛門引取。地頭へ行、四ツ頃方、悴金治儀下男宇吉へ祝贈之品為<sup>(レ)</sup>持、塩生・原氏へ出産<sup>(孫娘の久路)</sup>

悦ニ遣ス。<sup>(やないだ)</sup> 柳井田へ立寄候様申聞。同時久蔵親類占見<sup>(金光町)</sup>

清吉義同人義ニ付両度来ル。昼後、久蔵来ル。川手十右衛門父子ト對談候義達<sup>(たつ)</sup>て願出ル。

夜、十右エ門ト右久蔵ト對談仕候得共、久蔵義久吉身代り相立候て、父吉五郎致ニ死去候申趣ハ、久吉能承知候事故、呼寄呉度申出候得共、阿まり之申出ニ付、引取候様申付、両方引退申候。

廿九日。寅吉參候故、弟久蔵へ急度申付。此上不法之義有<sup>(レ)</sup>之てハ甚夕以不<sup>(レ)</sup>宜と申聞置。弥十郎来。小兵衛来ル。其後、久蔵来、是非共、秀司<sup>(十右衛門・長男)</sup> 對談申付呉度旨、申出候得共、不法之掛合<sup>(かけあい)</sup>、迎<sup>(おりあい)</sup>も居合ニ相成事トも不<sup>(レ)</sup>相心得、差留置候。九ツ過、浅次郎方へ案内ニ付罷出候。但し、村役人・判頭。

晦日。早朝、寅吉来。久蔵義夜前御宅へ罷出候由申し、今以不<sup>(レ)</sup>帰申候。心配候趣申出。其後、親類清太郎同道、未夕以帰宅不<sup>(レ)</sup>仕、老母大心配、罷在候趣申出候故、正面届出ならば、組合尋等申付候趣、申聞候得共、易<sup>(えき)</sup>も見遣置候間、一先づ引取候様申。兩人共帰候。九ツ終、桑吉方へ行、同道林蔵。後ニて榮七郎・慎一郎来ル。

夜。微雨。晚金<sup>(治)</sup>二戻ル。  
今朝。長川<sup>(大谷川)</sup>堀丁場所、出役。

五月朔日(陽曆五月二十九日)。小兵衛ヲ呼。寅吉弟久藏、十右衛門へ掛候一件、早々暖方心配候様申渡。昼頃、雨大ニ降。好雨也。

二日。喜代七義林蔵と同道罷出候。龜藏孫女ヲ寿太郎連出候趣、苦々敷候間歸候様申付被下度候趣、願出候得共、此義ニハ、安平(川手)・福次郎も立入候様承込申候。内濟致候様申付ル。寅吉来ル。昨日、岡山尋候得共、居不申候、尤少々手残ニ相成候処え、今夕迄ニハ老人帰候、其節届可申趣申出ル。

三日。朝。寅吉・占見、清吉来。弥々岡山ニ居不申、心配仕候趣届出。尚又、柳太郎ヲ以も正面届出候事ニ付、組合ヲ尋方、心配候様申聞置。深更、組合清吉、同人(久蔵)岡山、彦太郎処ニ滞候趣、唯今申来候趣届出候。

四日。朝。寅吉並同人妹婿同伴、彦太郎ヲ書状持参、村方も老人添呉度、申出候故、藤吉ヲ呼、組合内ニテ老人、親類之ものえ相添、連歸候様申聞。

昨三日朝、新開、多四郎来ル。黒田賢二義昨晚来ル。右ハ次男(金治)ヲ豊後やへ懇望ニ来候得共、先般三朴(松森氏・阿賀崎村医師)へ破談致置候趣、申答候処、何分能事候、此上相考呉度申出られ、喜過引取。

四日。飯後。佐々木先生来講。

今朝、与七悴万次郎、中郡へ遣ス。右ハ掛屋(藩公認兩替店)え津出シ米之届、並井手や・中嶋様え銀札遣ス。

五日(端午節句)。祝義人来ル。唐船、勘次郎来ル。

六日。本やト寅吉弟久藏との論義、内濟執計候様、小兵衛へ申聞。弥十郎来。文治と山伏一件、相濟候趣申出候得共、山伏歸りし後之届也。其外執計向不<sub>レ</sub>宜、品ニ寄、追て連行院<sub>(通)</sub>え掛合可<sub>レ</sub>申義も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之と申聞置候。同時、官ニ参リ案内。其後、八重(金光町)、用介(名吉)ヲ書状ヲ以順右衛門・郡蔵と申兩人来ル。七ツ過頃、官ニ方え罷出候。同席、本や並隠居・酒や店拙夫共。

七日。早朝。半四郎ヲ備後常石、源左衛門、尾道向しま、庄や高田恒次郎両家へ遣ス。右ハ遠藤講之義也。

栄七郎来。八百蔵来。小兵衛来。占見、清吉来ル。種次郎来。夜、文吉・寿太郎来。

八日。早朝。寅吉来。小兵衛。安平来ル。同時田中亮太(医師)迎。右ハ妻、胸痛気味有<sub>レ</sub>之ニ付て也。

安平・小兵衛、次ニ占見、清吉来ル。右一件取濟方ヲ双方も申出候処、即銀ニ回向料相渡候様、清吉ハ相心得、兩人ハ取替銀ト差引換、齟齬<sub>(そご)</sub>いたし、居合出来兼。老、清吉も何分宜敷心配仕呉度ト、申出候事故引取。十右衛門へ及三利害ニ候様申し、



双方共引取。

九日。早朝。清吉罷出申候ハ、寅吉ニおゐてハ、回向料ハ別御渡相成候様被<sub>レ</sub>成下<sub>二</sub>度、外御借用之儀ハ私居申上候。夫々と御算用被<sub>レ</sub>申候間、其趣宜敷執計呉度申出。私も趣候差支之義有<sub>レ</sub>之候間、今日宿元へ引取申候趣申出。半四郎義、昨夜深更帰宅仕候趣申出候。高田や、ひらき共、不印候趣申出候。

今朝ハ長川堀、慎一郎出役。

十日（入梅）。八重ハ掛合来ル。一件昨晚柳太郎ヲ呼、及<sub>二</sub>理解<sub>一</sub>候得共、得心致兼候故、今朝、栄七郎呼及<sub>二</sub>利害<sub>一</sub>、何分年切ニテ八重ニ相渡候様申付処、承知引取。其後、用介ハ催促ニ付、其趣及<sub>二</sub>返答<sub>一</sub>。

晚。姫井道叔（鴨方町中山・名医）ヲ迎行。右ハ妻肺欣腫之様ニ田中申出、為<sub>二</sub>用慎<sub>一</sub>姫井迎候処、痰イン之所為と申出候。

十一日。寅吉・直次郎来ル。八重ハ順右衛門・郡蔵掛合来ル。

十二日。弥十郎ヲ順右衛門迄遣ス。右ハ栄七郎掛<sub>（かかり）</sub>一条、度々御出有<sub>レ</sub>之候ても、同様の返事氣之毒に存候間、差扣へ呉度趣、其内得と理解及候様申遣。

十三日。久蔵母義、十右衛門へ参り、不法申出候得共、寅吉へ申遣、隣家八代吉妻、連帰候得共、苦々敷事ニ存。十右衛門義ハ過刻中郡大庄屋へ、願ニ参候趣、届出候故、夫ハ此方へ被<sub>レ</sub>届

候ハバ、如何とも可<sub>レ</sub>致。然ルヲ未ダ忌中之内不<sub>レ</sub>宜。呼ニ遣候様申聞候得共最早半途も参込候旨申出候。

順右衛門・郡蔵来ル。栄七郎手強申出候趣及<sub>二</sub>返答<sub>一</sub>。

十四日。尚又、吉五郎後家（久蔵母）川手へ参候趣相聞候間、差留呉度申出候故、直ニ保頭ヲ以、敵敷差留置申。右ハ、直蔵ハ嘉平ヲ以申出候義也。晚、吉富氏ハ飛脚候。右ハ十右衛門義久蔵一件ニ付願出候始末申来ル。

両村ハ森川様御家督之義申来。

十五日。川手十右衛門来ル。中郡へ<sub>〔</sub>参<sub>〕</sub>候趣ハ甚ダ不<sub>二</sub>相濟<sub>一</sub>候趣断申出。尚又、久蔵一□宜頼度趣申出候。

北川手、中陰（忌明け）ニ付晚ハ婬遣ス。

十六日。吉五郎後家義、先達て外出差留置申出、今朝川手十右衛門方へ参候趣、嘉平ヲ以届出候ニ付、判頭組合寅吉ヲ呼出シ、早速連帰、已後決て外出為<sub>レ</sub>致間敷候趣、寅吉並組合共ハ敵敷申渡。同時、川手又五郎・川手安平（足輕）参り、右後家、今朝十右衛門方へ参り合候趣見廻候御聞込、及<sub>二</sub>理解<sub>一</sub>為<sub>二</sub>引取<sub>一</sub>候趣、届出有<sub>レ</sub>之。右足輕中、後家へ申聞方甚ダ不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>候義有<sub>レ</sub>之、心外千万ニ奉<sub>レ</sub>存候間、十右衛門方ハ尋合候敷、又ハ御組中へ尋合可<sub>レ</sub>申候哉と申出候得共、不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候趣申聞。何分植付（田植）後ニ申出候様、諸事申付候。

十七日。小曇。八重、名主へ弥十郎ヲ遣ス。右ハ榮七郎田地一件  
 落着不ニ相成ニ候趣及ニ返答ニ。同人同伴ニテ、順右衛門尚又來談  
 有レ之候得共、六ヶ敷候趣申答候。

八ツ頃ハ雨降。

十八日。飯後ハ月改取計。雨降。昼。大庄屋中ハ飛脚。右ハ明夜、  
 中嶋様・龜山様御帰郷候旨申來ル。

十九日。晴。早晨。慎一郎中郡え出勤。人足与七。

飯後。東小坂蓮行院本学院義、「先達て文治ハ相預候幕・幟・  
 鏡・金幣・灯燈・金燈籠等持參。正面焼払ニ可レ致哉如何」と  
 相談有レ之候ニ付、「其趣致ニ承知ニ候。尤不ニ容易ニ事故、上向  
 ニ届可レ申候間、御元ハも御届可レ被レ成」と申答置候。別紙品  
 物書付書調袋ニ入有レ之。八重、組頭治兵衛來。榮七郎一件、  
 何卒濟方致吳度頼出候ニ付、破談、及ニ返答ニ置候得共、折角貴  
 様御出候事故、今一応理解申聞可レ及ニ返答ニと申答。

廿日。朝。榮七郎・柳太郎ヲ呼、申聞候上、飯後、八重治兵衛え  
 弥十郎ヲ遣ス。何卒用介殿手元へも御理解被レ下度ト申遣候処、  
 左様之義聊も出来不レ申、破談と申答、其上下竹宇吉ト申もの  
 ヲ以、地所え為ニ取掛ニ候旨申來。甚ダ不法之義ニ相心得早速用  
 介へ掛合遣積候処、及レ暮其儘。

廿一日。早朝、柳太郎ヲ呼、承候処、宇吉義ハ同人ハ相頼、地所

へ取掛候趣申出候故、甚ダ不埒ト致ニ察計ニ置候。昼、八重ハ治  
 兵衛來候故諸々申談示候処、悴え右田地、引請可レ申と申候処、  
 五十七両ニテ御引請可レ被レ下と申候得共、夫ニテハ、当方ニテ  
 柳太郎理解方ニ、難し趣向有レ之候義故、出来がたく。此上急度  
 相減吳候様申答。引取。其後榮七郎・柳太郎ヲ呼出し、内意之  
 義申聞候処、中嶋ハ早速承知柳太郎も粗承知候得共、今少し相  
 考させ吳候様申出候。

廿二日。

廿三日。八重、治兵衛來り。田地取渡し相濟。榮七郎・柳太郎、  
 酒飯出し。

廿四日。

廿五日(夏至)。清水川觀音之手水鉢、水溜堀寄進。石工來ル。  
 地頭之下男遣ス。今日中ニ候得共、雨氣無レ之、一同心配罷在  
 候。

廿六日。曇。五ツ頃ハ微雨。

廿七日。手水鉢残り之分堀ニ石工來。飯後ハ、荒神、雁木(石段)  
 石割ニ御堂山へ行。今昼ハ中嶋、三嶋ハ人來ル。子位庄(窪津家)  
 娘縁談之義也。

廿八日。雨降。九ツ過ハ池水落シ。

廿九日。曇微。今日ハ田植取計。

六月朔日（陽曆六月二十七日）。田植執計。

柏島（玉島市）万蔵来。文治金神ヲ信仰いたし候儀ニ付、山伏ト御掛合ニ相成候義、私心配仕、山伏方御役前、文治共難洪相成不レ申様仕度趣申出。

二日。雨降。今朝迄ニテ、田植仕舞。尤中新田・大新田・唐船新田ハ未ダ植付不レ調候。

三日。雨降。昨日も多シ。

四日。晴。ゑろミテ（田植終りの休日）休足。今朝十五郎ヲ呼。昨日栄七郎ハ申出候、堤筋伐木致候儀、己来心得候様申聞置。

五日。早朝出立、人足平蔵悴ヲ召連、中郡え植付（田植終了の）注進。中嶋・龜山様御帰郷御悦相兼出勤。出懸、玉しま大月え立

寄、四ツ過頃出勤。下会所（藩、集会所）著候処、御役所ニても、

下拙罷出候趣御聞込ニ相成、併和様被ニ仰聞、昨日飛脚相立候得共、川支故引返し申。今日ハ御用召ニ相成候間、其心得麻上

下用意、相待居候様被ニ仰聞。後刻、麻上下着用、秋山与次郎と一緒御呼出、中嶋様ハ被ニ仰聞候ハ、御普請ニ付精いたし

候故。御目録金式百足被下置、其他御普請掛り一同え、御賞美有之。晚。中嶋様え罷出候処、御酒被下、長話申上。引取

候処、未夕下会所残人、酒相催居申同飲。

六日。大ニ雨降、飯後、御礼並御先方様御恐悦申上。植付注進共。

七日。尚又、廻勤、四ツ半頃出立戻掛、爪崎え立寄、暮過新田へ立寄、夜五ツ頃帰舎。

八日。曉大大雨降。

今飯後、林蔵来。其後、安平・福次郎ヲ呼友太郎外兩人ハ、断書当春差入候一条及尋。右ハ此間出勤中、中嶋様ハ御内沙汰有之ニ付て。晚、爪崎栄吉来。

九日。晴。啓次郎、平蔵来ル。昼、友太郎・次郎吉・順右衛門・与七共呼出し、二月廿五日夕、足輕中ニ占見咎之一件取糺申。

十日。早朝。悴慎一郎中郡え出勤。右ハ三郎治悴、信松御用召也。人足、左平治。

友太郎外式人一件、足輕ハ承合候処ト、当人申立と明白ニ書付ニ認メ、中嶋乙之進様え内伺之上其筋へ差出し置。但し、開後ニ相成候故、三之丞え後会ニ出し呉候様頼置候由。

十一日（暑中）。晚。慎一郎帰る。信松義、年寄代勤ヲ被ニ仰付候由。父三郎治礼ニ来ル。音之丞様御出ニ付、新田ニ御挨拶ニ罷出、深夜戻ル。

十二日。保頭ヲ呼、三郎治悴、代勤被ニ仰付候趣、村方え申触ヲ申聞ル。

十三日。

十四日。昼後。三郎治悴信松代勤祝ニ付罷出。列席、村役人・判

頭・足輕(あらまし)・荒増共。

十五日。飛脚、八百藏悴(古川参作)ヲ遣ス。右ハ月改式袋遣シ。

御届書三之丞ニ預置分、今日差出呉候様申遣候用事也。

十六日。

十七日。

十八日。浅尾御普請ニ付被<sub>レ</sub>下候御酒料、並弁当料等一同え相渡。

十九日。

廿日。月改取計。

廿一日。朝。順太郎妻願之義有<sub>レ</sub>之参。昼。寂光院被<sub>レ</sub>参。晚。藤

右衛門ヲ呼。

廿二日。

廿三日。晝<sub>ハ</sub>好雨ニ付、飯後<sub>ハ</sub>休足申付ル。

廿四日。朝。表之行。右ハ井手や主人相見へ、挨拶旁也。佐々木

先生来講。

廿五日。

廿六日。三嶋<sub>ハ</sub>人来ル。

廿七日。柏島、万蔵来ル。右ハ文治義也。朝<sub>ハ</sub>金治地頭え遣ス。

弥十郎来ル。

廿八日。今日。五穀祈禱ニ付、悴罷出候。

廿九日。小坂蓮行院え弥十郎ヲ遣ス。尤法印留主中引取。飯後、

飛脚来ル。右ハ貧者救人別減候様申来、並郷方書類有<sub>レ</sub>之候ハ

バ、差越呉度申越ニ付、五品遣ス。

晦日。未明出宅、人足役蔵召連中郡へ出勤。四ツ半頃着仕候処、

中嶋様御小兒御死去、御悔申上。夫<sub>ハ</sub>暑中回勤。赤木立造様死

去、悔ニ罷出。晚中嶋様葬式相勤。

## 第一回教学研究研究会発表要旨

(昭・33・2・23～25)

研究発表は第一部・第三部関係(第一日午後)、第二部関係(第二日午前)、第四部関係(第二日午後)を夫々一グループとして順次行った。

第一部・第三部(教史・布教・伝記等)

第二部(教義)

第四部(文化・諸宗教等)

### 講演 御理解第三節について

和 泉 乙 三

さる昭和二十八年に御伝記「金光大神」が刊行されたのであるが、これはいろいろな面で教内に多くの問題を提示している。その一つに「教典」に関する問題がある。すなわち、立教神伝をはじめとして、神誠・神訓・御理解を内容とする教典に対し、この「金光大神」に記述されておるものが、種々の点で問題になる。

その一つの御理解第三節を問題にしていきたいのであるが、第一にこれがこれに限らず、立教神伝そのものにも問題があり、御理解第五十一節、第八十五節等、御理解の中におさめられている点である。これらはすべて神よりの伝え、神伝というか、御裁伝

というか、つまり神の言葉である。御理解というのは、その時々  
の参拝者に対しての金光大神の教えである。従って、その人その  
人によって異同があり、事情に応じての教えであるが故に、固定  
したものではない。生きた教えなるが故に種々表現は違ってくる  
は当然である。異同は問題にならない。しかし、神の言葉として  
御覚書に記されているものを、他の一般の御理解と同列に扱うこ  
とに問題がある。

さらに、神の言葉であるにしても、時により理解のできない言  
葉もある。そのため一般の理解がつくよう訂正すること、この注  
意は大切である。しかし、そうではなくして何か御覚書を読みち  
がえるということから、覚書記載の言葉と違うものを教典として  
発表している場合、これは問題としなければならない。

そういう意味で御理解第三節を問題にしていくのである。この  
第三節はまことに重要な意義をもっておるにもかかわらず、これ  
が発表になっておるものに、あまりにも誤りが多い。大切な点に  
おいて見落しがある。

この第三節としてある明治六年十月十日の御神伝は、立教神伝  
と表裏の関係をなし、立教神伝が取次の意義を表明しているに對  
し、この神伝は天地金乃神、その神徳というか、祈りといったこ  
とが明らかにされている。また、人間の難儀のもとづくところが

示されてもいる。従って、これを一片の御理解として、もしわれわれが考えるとすれば大変なまちがいである。慎重に問題にしていくべきである。

第一にとりあげることは、読み方の問題である。覚書には「天地金乃神と申すことは、天地の間に氏子おっておかげを知らず」とあるが、御理解には「天地の間に」となっている。金光大神はこの「間」という字を「あい」とは読まれても、「あいだ」とは読んでいない。例えば「相済まん儀なれども」というところは、「間すまん儀なれども」と書かれている。また安政五年十二月二十四日の神伝には「内内乃事かんがい手見伊。十七年之間だに、ななはかつか四田」と、明らかに「あい」と読むべく「だ」の字を添えている。

第二に、神伝には「神仏の宮寺社、氏子の家宅、皆金神の地所」とあるのが、御理解では「神仏の宮寺、氏子の家宅皆神の地所」となっている。つまり、「宮寺社」の社が省かれ、「家宅」を家宅と読ましている等、これらは大して差支えないことなのですが、問題はつぎの「金神の地所」とあるのを「神の地所」としている点である。これは重大な誤りをしている一であると思われる。この神伝の最初に「天地金乃神と申すことは」とあって、次に「氏子の家宅皆金神の地所」とある。これは金神ということ

なければ、単に神の地所といったのでは意味がばやけてくる。すなわち、金光大神が金神といい金乃神といわれるのは、大地の神を指している。神訓の中にも「大地の内において金乃神の大徳にもる所はなきことぞ」とある。大地というものは金神の主宰になるものだとの信念である。天地金乃神は、日乃神・月乃神を綜合された統一的な神である。従って金神・金乃神という場合は天地金乃神に統一されたところの一内容である。すなわち、全体と部分という関係がそこにある。それを漠然と「神の地所」といったのでは、天地金乃神の地所ということにもなり、それはそれでいいようであるが、それでは金光大神の信念とは違ってくる、ずれてくる。ここはどうしても金神でなければ、金乃神の地所と訂正して発表すべきところである。

そのつぎに「方角日柄ばかりみて無礼いたし、前々のめぐり合せで難をうけ」とあるのが、「難をうけおる」となっておされている。これは問題ではないがそのつぎに「氏子信心いたしておかげうけ」とある一句が御理解では全く省かれている。重大なる誤りである。この一句は、いわばこの神伝の中心となるべき言葉である。なぜならばこの明治六年十月十日の神伝は、一般氏子に対しての宣言というか、仰せいだされてある言葉である。その一番肝要な点を、あっさりぬいていることは、一体どういうことであろうか、

理解にくるしむのである。

また、「今般<sup>こんぱん</sup>天地乃神より生神金光大神差向け」とあるのを、御理解では「今般<sup>このたな</sup>」と読ませ、しかも天地乃神を省き「今般生神金光大神を差向け」としているのである。この読み方の問題であるが、覚書では「今般」「今度」「此度」と三種の使いわけをしている。従って、今般は「こんばん」と読むべきであり、「このたび」という場合は「此度」という別のものがあることを承知すべきである。金光大神が「今般」という場合は、どういふときであるかという、何かきわだつた時にこの言葉が使用されている。例えば、覚書冒頭の「今般天地金乃神様お知らせ」、神号を地頭より差止められたときの「今般出社神号御地頭より止められ、今般皆金光大神一乃弟子に改めいたし」等から考えても、この明治六年の神伝は、やはり「こんばん」と読むのが正しいと思われる。そこで「天地乃神より生神金光大神差向け」の点であるが、この神伝をおそらく当時は、金光大神に対して天地金乃神よりいわれた言葉と解釈していたものと思われる。「願う氏子におかげを授け、理解申して聞かせ」ということでも「金光大神よ、お前が願う氏子におかげを授け、理解申して聞かせるようにせよ」と、神の命を金光大神にあたえたと解したが故に、「氏子信心しておかげうけい」というような言葉が邪魔になる。そこでその一句を

削除し、同時に「天地乃神より生神金光大神差向け」ということも意味が不明となり、従ってこの「天地乃神より」も切りすててしまったものと想像される。

こういう誤りがどこからくるかという、この覚書の用語を十分に読みとることができておらないところからである。大体、覚書の言葉というものは、動詞の連用段止めになっている。「申し聞かせる」ということでも、「申し聞かせ」となっており、「申し」が「申し」に、「行け」が「行き」になるといったことがその一例である。従って、「理解申して聞かせ」は「聞かせる」の意味である。

その後「末々まで繁昌いたすこと、氏子ありての神神ありての氏子上下たつようにいたし候」とあるのを、「上下たつようにいたす」と御理解の方はなおしてあるが、これは大した問題ではない。

以上のごとく、神伝と御理解とを比較しても、そこに大切な点で違っていることがわかるのである。今後、立教神伝をはじめとして、その他御理解におさめられている神伝を研究検討し、それぞれの手続きを経て教典を訂正すべきであると念願している。そして本当の意味で、教典として心から仰ぐことのできるようなものにして頂きたい。(文責編者)

## 齋藤俊三郎師について

—特に師の日記について—

矢野信夫

## 一、今迄の研究の概要

本教の海外布教の一環であった台湾布教は、齋藤俊三郎師によって開かれたのである。

師は、明治十一年七月二十二日浅口郡西阿知新田村に生れ、十才の時大患のおかげを蒙り、後、大阪教会で修行し、明治三十五年二月二日、二十五才で台湾の地に生神金光大神の道を打ち立てられ、師は昭和九年十一月三十日、五十七才で帰幽されたが、その働きは、昭和二十年の終戦まで四十五年にわたって受継がれていったのである。

その齋藤俊三郎師について、師の信心の中身を把握し、台湾での布教の内容を明らかにしていくための研究に取組んだのである。そこでまず師のアウトラインを明らかにし、資料蒐集に主眼点をおいてすすめて来たのである。しかし、何といても資料の乏しいということであった。主として、教内図書、特に定期刊行物（大教新報、金光教徒、金光教報等）及び、台湾布教史研究資料（永井一彦氏調査報告）等についてみていったのである。

## 二、日記蒐集について

前述の調査をすすめておるところから、師は日記を終生書いておられ、その一冊が現存していることが判明し、蒐集することが出来たのである。この他に続きの日記が五、六冊あったそうであるが、台湾より引揚の時に焼却したとのことである。

蒐集しえたこの日記は、その第一冊で、慶応三年の師の父にあたる齋藤宗次郎師の入信より、師の台湾布教第二年の明治三十六年十二月までのもので、一一二頁からなるものである。

この日記は単なる日記ではなく、道の先覚としての、一つの信心生活記録ということが出来ると思うのである。その内容をみると、師の父母の熱烈な信心によって助けられたこと、又それを受けての師の信心を後々までも伝えたいとの念願をもった日記であるということが分らされる。特に父母の入信、そして道の御用に立たれる様になり、その中に師が育っていかれたこと、又師自身が大阪教会修行を経て台湾布教へと展開していったことが伺え、資料としての重要性をもつものであるということである。



## 杉田政治郎師の研究

阿 部 恵 一

政治郎師は、明治十六年五月二十六日、妻の病難が機縁となつて、難波の近藤藤守師に取次を願われることとなつた。爾来、日夜に亘つて熱心な信心を続け、藤守師の許にあって修行し、後に京都島原の地に布教されたのである。京都の地に赴かれたのは、明治十八年七月二十四日で、この日は祇園祭の日であり、折から祭礼に賑う人の中を御神具を背負つて、先ず川端四条下ル「安井てい」という人の家を住いとして、布教を始められた。そして程なく島原の地に移つて、ここから本格的な布教が行われた。

以上は「信仰の経路」と名付けられている記録書によるものである。政治郎師の研究をすすめて行く手掛りを自叙伝ともいわれるこの書に求め、その解明から研究を始めて行きたい。

「信仰の経路」は、大正二年、教祖三十年大祭の年に、師が、先輩諸師並びに信者諸氏のすすめもあつて、過去三十余年間の信仰の経路なるものを口述され、これを信者の「佐々」という人が筆録して残されたもので、六四六頁、三巻より成つてゐる。その内容は大略次の如くである。

第一巻——序文。師の出生より入信の動機、おかげを頂いた話。

人にお道を説き、その人々がおかげを受けた話等。

第二巻——主として手続き関係の事項。各地に布教師を派遣し、それぞれの地での苦勞と、人を育てることのむつかしさについて。

第三巻——島原事件前後の経緯とその内容。四神様より頂かれた御教え、御理解の数々。

この「信仰の経路」を基本資料として、師の伝記を何らかの形にまとめようと念願するものであるが、それについて、広く、客観的に史実を把握するために、この書の内容を他の人がどのようなかみで留意して、関係の記録類は勿論、師の信心を感得把握し、受け伝えている人々に亘つて、広く資料を蒐集したい。更に時代的背景としての京都布教史をも参考にしたい。かかる方法において、師の信仰内容、信仰態度にふれ、自らの信心生活の励みとしつつ、伝記の編纂を進めて行きたい。

以上、この研究の目的、方法、態度について述べたものである。

### 正才神藤井くら師の研究

——研究の態度及び方法について——

八 木 記 念 雄

正才神藤井くらは、嘉永四年に生れ、明治七年二十四歳で藤井

恒治郎と結婚するまで、教祖の家庭で育った。明治十年、鶴新田（現倉敷市連島）に行き、農耕に従い、明治十四年大谷に帰った。この年から、神のたのみをうけて、専ら参拝者のために宿の御用を始めることになった。以後歿年（昭和三年）まで、吉備乃家でその御用に専心している。

かかる正才神の生涯は、教祖の家庭にあつての生活と、吉備乃家の御用にあつての生活とに大別することができる。幼少の頃のことには、「金光大神」にわずかにみられる程度で、殆んど知る由もないので、明治十四年（三十一歳）以後、宿の御用を中心としての生活についてみて行くことが自然主となる。いわば、吉備乃家での宿泊参拝者の世話ということに生涯を注ぎ込んだといつてもいい正才神の、御用のあり方、日常生活のあり方が、いかなるあり方であったか。その信心はどういう形で、どういうところにあらわれているか、ということを明らかにして行くことになる。以上の目的に向つてすすめるについて、正才神の研究は即自らの研究であるということに念頭において、すすめて行きたい。次に、方法としては、大略次の如く考えられる。

- 一、まず正才神の映像を浮ばせる。人柄なり、生活態度を明らかにすることに重点をおいて、資料を蒐集する。
- 二、一、の点を更にその確かさにおいて検討するために、その線

に沿つて多角的な蒐集を行い、資料間の相互関連において全体的に明らかにする。

三、以上の点を中心に、それを念頭において、正才神の生活過程を時間的順序に従つて明らかにすることを試みる。

尚、その時代、社会、教内事情、家庭等について調べることも、実証上不可欠であるし、又整理において、信心、生活態度に関する事項、家族に関する事項、社会的事項等の種々な年表を作ることも大切な作業として考えられる。

現在、前記の第一段階を終つたところで、正才神直筆のメモ及び光生会員（藤井光右エ門子孫）よりの聴取にもとづいて、「正才神精神」という言葉で語り継がれている内容を大略ながら把握することができた。今後第二段階において、関係記録類の蒐集検討とともに、正才神の信心をどのようにみ、どのように承けて来ているかという点について、関係ある多くの人を求めて行かねばならない。

#### 四国布教史の研究

—高橋常造師を中心として—

森 照 幸

川之江教会の初代高橋常造師は、四国布教の代表的な先駆者で

ある。そこで同師が、四国布教史上占める位置を明らかにし、その意義を見出すために、すでにその伝記的側面から、経歴や布教上の諸事象について概観してきたが、ここでは主として、師の教勢発展の状況やその理由について考察することとする。

### (1) 教勢発展の状況

川之江教会の手續による出社及び出社に準ずる教会は、次の通りである。

寒川・金砂・西条・壬生川・松山・三津浜・丸亀東・多度津・三好・山城谷・貞光・井ノ口（出社と目されるもの）。天満・小松・長尾・豊浜・徳島西・祖谷（出社に準ずるもの）。計十八カ所である。更にそれらの手續を経て設立せられた教会は五十カ所に及び、現在、四国にある全教会数の三六・五％にあたる。

### (2) 教勢発展の理由

その教勢発展の状況からみて考えられることは、川之江の地理的条件である。川之江は四国全土に通ずる交通の要衝でもあり、本洲との舟便も豊かである。したがって各地から人が集り、その布教の拡張も、川之江を焦点にして放射線的に、全土に及んでいく。

次に、師の信仰乃至布教の在り方が、当時の庶民的な問題意識に即して、本教の生き方が説かれていたということである。すな

わち師が、俗信仰の中から本教の内容を体得したことは、俗信仰の根強いこの地方の人心に、よく理解しやすい形式を生み出したのであった。

しかもその説く内容は、天地のめぐみの深く厚い所以を理解せしめ、そこから内心の改りを求めて、人間本然の在り方、神のおかけを受けての生き方を、知らしめるのであった。

次に師の布教は計画的、積極的であった。ことにその人材の育成に力を注ぎ、神徳と学徳とを兼備した教師の養成に着目して、神徳学校の設立を計画したこともあった。その他一般の学校教育に対する協力もやぶさかではなく、「あまった時間は信心と学問に励め」等と諭すのもあった。また、各地の信徒の集会や出社の設立候補地などの視察にも心を砕いたのであった。

以上、高橋師の布教が、四国布教史の上に輝しい教績をあげた理由を要約すれば、彼が俗信仰の中から出発しながら、本教信仰の本質を体得して、その中心生命を、あらゆる方法で積極的に表現し、四国という地方的特殊性に添いながら、それを超えていったところにあるといえるであろう。

## 教信徒の生活における諸問題

—実態調査に基いての把握—

沢 田 重 信

今回の研究発表では、調査の目的、方法を紹介する。目的・教祖の生きられ方が、おかげとして我々の生の中でどの様にくみこまれていくかを、客観的に取り上げ、そこに、本教の伝道のすがたを生活条件、入信の動機・現在の希求、教義理解等の側面から点描し、現実教団の理解の一方法としてみたいと考えた。方法・本教の信奉者の一種の精神地図を作るのであるから出来る限り、本教信奉者の型を代表し、しかも個性を持った様々の人を選出し得る様に心がけて、従って標本選出にミスのない様注意したい。この調査は、調査方法としても発問法を用い、質問はその人の全人格を語る様なものでありたい。調査は部分調査である。対象地域は岡山市内を選んだが、実地に調査に当る前に、実験的に調査を行い、調査の現実効果を験してみたいと考えている。それによって、標本選出の仕方、質問形式等もあらためねばならないであろう。

## 教団組織運動についての一考察

—教祖の御皈依を中心として—

橋 本 真 雄

ここでいう教団組織運動とは、厳密に言えば神道金光教会の設立とその信徒講社の結集運動のことである。この運動は、現実的には金光教会という組織をもつての布教公認を、その目的とするものであったが、その運動の孕む諸要件は複雑多岐である。従ってここでは、教祖の御皈依という事実を中心として、そこに生れてきた諸要件の一端を説明することとした。

### ①生神金光大神の永遠性

教祖の御皈依が、信徒に与えた影響は深刻なものであった。ことに世俗一般の信仰からいえば、教祖という不世出の人格の「死」は、生神的機能の消滅、すなわちその直接的な取次の断絶と考えられた。このような一般的状況のもとで、主として教会創設にあたった直信達は、教祖の取次を本質的に把握して、そこに生神金光大神の永遠的存在を、実感的に信じえたのである。それは単なる自己満足や不安を払う方便ではなくして、形の中に潜む本来性を、形の消滅によって反って、純粹に正確にとり出したのである。それは最早や、教祖という個性的機能としてではなく、普遍的内

容として「生神の道」を自覚したのである。

### ②取次の継承と具現

金光四神による取次の継承は、教祖のそれを形の上においても実現したものである。すなわち信仰において、本質的な純粹性のみでは理神論的傾向を齎らし、庶民的感覚とは異なる信仰となる。それは教祖の取次の願いとほど遠いものである。この危局的場において、金光四神は、教祖の取次の形式、内容を、ともに具現したのであり、生神金光大神の永遠的存在を具現化したのである。

### ③信徒集団の再編成

教祖時代の信徒は、一般の神社崇敬講社等に見られる地縁的小集団であった。いわば小集団ごとのまとまりはあったが、教祖と信徒個人との取次関係にすぎなかった。その状況に立つ代表的考え方が、金之神社再興運動である。これに対して、全国的統一組織を打ち出し、取次を中心とする団体の編成を企図したが、この教団組織運動である。そして神道金光教会の設立は教団的仕構えの第一歩であり、信徒講社の結集は、教団的内容の充足運動であった。そこには、前述の二要件を基盤としなければならなかったし、また、この信徒集団の再編成を待たなければならなかった。

以上、この運動は、単なる布教公認の動きにとどまらない。つまり立教神伝の神意の実現、教祖の信心生活の教団的展開として

みられ、とりわけ本教教団の構造・性格の質的拡充をみる上に重要な史実である。

## 須恵八幡社勸請の経緯とその後の問題について

三 矢 田 守 秋

徳川時代に於ては、新規の寺社の建立は、

一新地之寺社建立弥可停止之若無抛子細有之ハ達奉行所可受差

図(寛文三癸卯年八月五日―諸士法度)

として嚴禁されていた。

かかる時代にあつて、備中浅口郡須恵村(現岡山県金光町)においては、文化五年、同村並に隣村大谷村の氏神として須恵八幡社の勸請建立がなされているのである。

この研究は、右八幡社の勸請建立が、どのような事情のもとに、どのような手続を経てなされたか、さらにその存在が制度上どれほどの確かさを約束されていたか等について解明を試みたものである。

### ○勸請の経緯とその手続

1、須恵八幡社の由来については、文化十三年須恵村明細帳(写)

に左の如く記されている。

当八幡宮之義者往古黒崎村之内屋守竹之宮と申場所ニ御鎮座ト為成当村大谷村不明氏子ニ而御座候処其後四百三拾年己前永徳年中佐方村之内安元山へ御越被為成……

2、佐方村に祭祀されていた頃の氏子分布は、佐方・須恵・大谷・屋守・占見・六条院東の六カ村にわたっていたが、氏子集団の過半数は、須恵大谷両村の村民によって占められ、当番株も両村の草分百姓十四軒によって相続せられていた。その他社地の山林の管理費もこの両村が負担し、社は佐方村にあったが、一般に須恵の八幡と呼ばれていた。そして神事は、佐方村の社家神田家によって代々奉仕されていた。

3、しかるに、この社地の立木の処分、神事の執行、神幸の道具等のことについて、宝暦年間以降寛政年間に至るまで、神田家並に地元の氏子と、須恵大谷両村の氏子との間に紛争が絶えなかった。

4、遂に寛政五年両村の氏子は、右八幡社を大谷村氏神賀茂宮の相殿に勧請し、賀茂宮にて年々の祭礼を奉仕することとなった。

5、かくて十数年を経、享和年中にいたって、両村の氏子等は、社殿建立を発願し、初穂を積み立て、文化元年十一月、村役人の手を経て、領主蒔田家役所へ願書を提出した。

6、この願出に対し、蒔田家役所では、幕府寺社方の差図を仰ぐことなく、直ちにこれを許可し、石垣の築立等に要する石材は、蒔田家の御林山から掘取って差支えなしと、その建立を支援させたのである。これは、佐方村が他領に属し、自領民が他領の神社を氏神とするところから、他領民との間に屢々紛争を惹起したことを厭うたところからではなかったろうか。

7、右の如き経緯と手続きをもって、須恵八幡社は、文化五年新規に社殿の建立をみたのであるが、ここで問題になることは、当時かかる神社の存在が制度上どれほどの確かさを約束されていたかということである。

このことについては、次に述べる訴訟事件の顛末が自らに解明を与えてくれる。

#### ○その後の問題

8、当時、須恵大谷両村には、八幡社を含めて十七社の社祠があり、その神事は、両村の氏子が古来の仕来りによって、大谷村寂光院、佐方村神職神田氏及びその下社家に依嘱していた。しかるに両村の氏子は、さきに八幡社をめぐって佐方村神職神田氏と屢々紛争の起ったことにかんがみ、寂光院とはかり、寂光院を十七社の別当とし、神田氏を斥けて神事の執行権を確立しようとし、天保五年蒔田家役所に願ひ出て、その認知の判物を

得た。

9、天保九年寂光院は認知の判物を楯に神田氏が前記十七社に立入ることを差止める挙に出で、両者の間に紛争が起り、七・八年を経て解決せず、遂に弘化四年十二月神田氏は寂光院を幕府寺社奉行に訴え出た。

10、神田氏はその訴状に前記須恵八幡社をとりあげ、「新規非例の新社故、お取り払い下され度い」と申し立て事件の解決を有利に導こうとした。

11、一方、寂光院側から提出した証拠書類には、天保五年の別当職許容の判物が含まれていた。ところが、その判物の中に須恵八幡社の名が記されており、これは神田氏のいう新規非例の新社の存在を証拠だてるものであり、これを詮議すれば、蒔田家役人の落度となるものであった。

12、これに対し寺社方役人のとった処置は次の如きものであった。  
a、事件の累の各方面に及ぶことをさける為、当事者相方の示談による解決をはかった。

b、そのため、まず蒔田家役人に命じて天保五年の判物を寂光院より没収せしめた。

c、ついで寂光院には、この事件が裁決に至れば、須恵八幡社は取り払いになる旨を申し聞かせて譲歩せしめた。

d、かくて事件は相方の示談によって解決したので、新規建立の須恵八幡社のことは不問に附した。したがって須恵八幡社は、そのまま存続し得たのであった。

### 御覚書の基礎的研究について

―特に神について―

金 光 真 整

御覚書は、本教教学上の大切な資料である。それにもかかわらず、その基礎的な研究は、あまりすすめられていない。

神について考えてみると、教典の中に出てくる神は、「天地金乃神」「天地乃神」「金乃神」「神」と「生神金光大神」である。更にみると「天地金乃神」は「天地書付・立教神伝・御理解」にあり、「神誠・神訓」にはみられない。教祖が、教団組織のために残された「神誠・神訓」に、「天地金乃神」が「一カ所もなく」「神・天地乃神・金乃神」とあるのは、特別の意味が感じられる。また「御理解」には「天地金乃神」に統一せられ、「金神」などとする筈のところは神とせられている。

そこで、御覚書をみると、神に関しては、はじめは、「金神」の名前のみしか出てこないのである。それが「金乃神」になり、

天地乃神」になり、「天地金乃神」になっているが、どこまでいっても「金神」があり、「金乃神」がある。又「日天四・月天四・丑寅未申鬼門金乃神」の神名も出てくる。

しかし「金神」は、後になると、だんだん「大地を司る神」の面がはっきりと出て来ている。

これらの神名についても、基礎的な、訓詁的な研究がまだまだ出来てなく、多くの問題点が残されているのである。

なお訓詁の問題について、二、三とり上げてみたいと思う。「地」の字は、「天地金乃神」「天地乃神」など「テンチ」のときのみ「チ」と読み、その他は全部「ヂ」である。「天地」と書いて「アメツチ」と読まれる事はなく、「アメツチ」は「天土」とある。「天竺」は「天地」とある。

また「ツカイ」に夫の字をあててある。「小夫」は、「コツカイ」であり、「ゴブ」ではない。「牛夫」は「ウシツカイ」である。「嫁談」は「エンダン」であり、「木嫁」は「キエン」である。これは小野光右衛門の残した記録にそう記してある。文字の使い方だけでなく、くずし方も小野光右衛門のそれによく似ている。

この様な訓詁の方の研究もいよいよすすめる要がある。

以上、御覚書の基礎的研究についての重要性を考えてみたので

ある。

## 取次広前の展開について

福島 真喜一

覚書の「おしらせ」にある「此方一場立金光大神」の言葉から、覚書を、金光大神を中核とする生神金光大神社並に、その信心体系の形成されてゆく経緯を物語るものとして、その展開の跡を辿ってみようとする。

1、金光大神出生から四十二才厄難に至る間、実意丁寧信心は、次第に充実し、金神奉斎の神棚が調えられ、人々の注目を招来していった。

2、厄難に助けられてから、金子大明神を許された前後にかけて、神と人の主体性が明確になり、相互に呼応作用の進展をみる。

金乃神一乃弟子に始まる教行は、信心生活の全面的展開を促し、文治大明神に至って凡夫性は徹底すると共に、実意丁寧信心は根本的飛躍をなした。神棚は表の間に移され、隠居を招来せしめ、四十六才遂に個人的信心は総氏子に及ぶ信心となり、宗教的信即ち取次の信心に止揚された。

3、取次依托から宮建立に至る展開は、神の宮居が棚祭りから床



祭りに荘厳され、笠岡の出家を出来せしめた。

4、宮建立の神伝から明治三年の頃に至る間、宮建立を中心として、次第に取次の道としての立前が確立されていった。信者氏は神号を拝受し、出家を叢出した。やがて鬼門金乃神社と生神金光大神社とが不二一体相即の妙体が打立てられることになり、神の宮居と取次広前との一如の相をみる。

5、明治初年から覚書執筆に至る間、生神金光大神社は、変動する時局を超えて成立していった。その根本義である生神金光大神取次の神意が、総氏子に向けて改めて宣示せられ、一新の道を修証する一場を確立した。かくて金光大神社は、凡ての出家を含めての意を表わし、更に総信者氏子を包擁する集団を意味する在り方に、展開していった。

6、覚書執筆の頃から、晩年にかけての間、生神金光大神社は、新なる一場として、時の宗教政策に耐えて取次が行われていた。この間、教線は著しく伸長し、世界総氏子助けの神意は、如実に顕現しつつあった。

一場の確立とその全面的展開は、時の官辺の宗教施策に遭遇して、自ずからに、全教的解決を求め、その方途に立ち向かわしめる気運を醸成していった。ここに取次成就生神の道の公認宣布をめざす、教団の結成その公許を求める動きが、表立つに至

るのである。

「人が助かる」ということ

—佐藤範雄師について—

高 橋 一 邦

教祖様は、「この方は、人が助かることさえ出来れば、それで結構である」と仰せられたが、その「人が助かる」とは、どういうことであろうか。

人間が生きていくためには、衣食住に関する物が必要であり、病気災難から免れることも必要である。それらの点で恵まれることも、「助かる」ことには違いないが、それだけでは未だ十分とはいえないと思う。どうしても、人間としての本当の生き方ができるようにならねば、真に助かるとはいえないであろう。

では、人間としての本当の生き方とは、どういう生き方か。それを、ここで、佐藤範雄師の生き方の中に求めてみたい。

佐藤師の入信の経緯をみて、先ず感じられることは、生きんとする願いが強いこと、問題を問題として感じ、本当のことを本当のこととして感ずる力の鋭いことである。このことは、「助かる」ための、最も大切な点であると思われる。

入信前の佐藤師は、「明治の左甚五郎」たらんとの願いに生きておられた。そういう願いに生きている佐藤師に対して、神様は、「人を助ける身となれよ」との願いをかけ給うたのであった。師の願いと、神様の願いとの間、くいちがいがあったのである。入信後、二、三年の間、師は、大工をやめる気になり得なかった。しかし、師に対する神様の願いは、あくまで変らず、一方、師のところにおいて、「人を助ける」働きが起ってきた。即ち、師のもとに、人が、救いを求めて来るようになり、それらの人が助けられるようになった。神様からの願いと、氏子からの願いと、その両方が、佐藤師に向って迫り、師も、遂に、職をやめて、取次に専念する決心をしたのであった。即ち、師の願いが、神様の願いに帰一したのである。それからの、師の一生は、ひたすら、その「人を助ける」働きに生きる一生であった。その生き方がそのまま、師が「助かる」ことであつたといえよう。

我々が助かるということは、先ず、我々の生きんとする願いが強く動き、その我々の願いが、神様の願いに帰一し、我々の働きがその願いを實現する働きになるということである。言葉をかえて言えば、我々が「人を助ける身となる」ことが、我々が「助かる」ことである。勿論、すべての人が、職をやめて、取次に専念すべきであると言うのではない。佐藤師の場合は、職をやめるこ

とになられたけれども、自己の職業に従事しつつ、「人を助ける」働きをする人も、なければならぬわけである。我々の願いが、神様の願いに帰一するということは、取次を頂くことによつて、可能となる。

### 安政五年十二月のお知らせについて

内 田 守 昌

教祖が安政五年十二月二十四日、はじめての神号「文治大明神」を受けた時、同時に神伝（お知らせ）をも受けている。この神伝が究極のところ何を意味し、この段階の教祖の信心をどう切りひらいてくるものであつたかについて、説明をこころみる。

まず、この神伝を前・後半の二段にわけらる。

①この家は、もと海のへりに………屋敷内に四ツ足が埋り、それが、金神に無礼になつたためである。

②内々のことを、かんがえてみい………牛馬七匹、七墓つかするといふが、この方のこと。

この①②に共通してひびいている内容は、①の教祖の体験以前の事柄、②の実体験の世界との区別はあつても、それは「金神に無礼」の一事である。すなわち、

①四ツ足埋り——↓金神に無礼——↓子孫つづかず  
二屋敷ともつづれ

②日柄方位——↓金神に無礼——↓七墓つかず

であり、この因果関係に生きる教祖の傾向性（実意丁寧）は、無意味な繰返しに終始したのである。この無意味さを指摘したのがこの神伝である。

つまり、この神伝を受けた文治大明神の段階に至って、過去の生き方を無意味という意味と自覚し、新たな方向を感得した教祖であった。これは金神信仰と金乃神信仰の内容的差異を端的に示すものといってもよい。さらにこのことは、従来の方位的金神に無礼として実意をこめたこと自体が、実は天地金乃神への無礼であったといえるほどの自覚の萌芽が、この神伝において既にひらかれていたことを、この「述懐」は記しとどめている。

### 立教神伝の一考察

竹 部 教 雄

安政六年十月二十一日、教祖が天地金乃神様から「なんぼうも難儀な氏子あり取次助けてやってくれ」とのおたのみを受けられてより、明治十六年十月十日、その御生涯を終えられるに至る二十四年の間、教祖は「此方は人が助かりさえすればよい」との願

い一筋に生きぬかれていますのであるが、その「人が助かる」ということの内容はいよいよのところにおいてどういうものであったのか。その辺の消息を多少とも明らかにしてみたいというのが、この研究の意図するところである。

かかる課題の究明は、立教の神意がいかにして現われることになったかという、その由来を深く源にさかのぼって探ると共に、その神意がどのようにして実現展開せられていったかというその過程を考察することによってなされうと思われるのであって、その上からは「御算書」の内容的研究が大切なこととなってくるのである。しかしながら、今回はその面にふれず、教典編纂委員会資料を通して以下にのべる側面からこの課題に迫ってみたい。即ち、その身一代にとどまらず、その手続きを通して今日に至るまで継承されてきている先師の信心がどのようにして教祖から頂かしめられたか、そして、その信心によってどうならしめられているか、という点の解明である。

主としてとりあげたのは、齋藤重右衛門、高橋富枝、白神新一郎<sup>(初代)</sup>、福嶋儀兵衛、佐藤範雄、佐藤照の諸師である。これらの方々は、入信の時期、動機、信心のしぶりに夫々の違いはあるが、それらを通じて貫いている流れは次のごとくであると思われる。入信の段階においてみられるものは、それ以前において何らか

の意味でその人なりに真剣に求められていた真実なる生き方が、  
 教祖の宗教的人格とその教えにふれて深い感銘をおぼえ、神に生  
 かされての生き方としてそれが自覚せしめられている点である。

次の段階としては、一々当面する事柄の上に神のおかげを蒙るこ  
 とを通してあらゆることをもてあまざるに凌いでいく工夫のつく  
 力を得るものに成長せしめられている点である。つまり、信心の  
 働きが自らの生活の中にしっかきとその根を張る段階である。第  
 三の段階として人生のあらゆる働きを拒まずに受けいれ、それを  
 自身の生活の中みそのものとしてとりくみ、そこに神の神たる働  
 きを現わしていかれそのことを通して他者とのつながりが生れて  
 くることになっていっておられるという点である。

つまり「神も助かり氏子も立行く」取次の道に生きぬかれるこ  
 とになる段階である。

かくみてくるとき、「取次助けてやってくれ」との神様のたの  
 み、「人が助かりさえすればよい」との教祖の願いの方向は、「  
 この方がおかげのうけはじめである。皆もその通りにおかげが受  
 けられるぞ」との生神としての助かりにあるということができ  
 と考えられるのである。

「氏子あつての神神あつての氏子、あい  
 よかけよで立行く」ということについて

岡 開 造

「氏子あつての神神あつての氏子、あいよかけよで立行く」と  
 という論理は、一体どういう論理であるか。この問題を、次の二  
 つの点から考えてみたい。

(一)、「氏子あつての神神あつての氏子」ということは客観的事実  
 真理として自覚さるべきものか。それとも、主体的実践的な自  
 覚内容として解されるべきものか。

(a) 御伝記「金光大神」をうかがうと、教祖は四十二才の御大患  
 を契機として、人間を救い助ける神のお働きにふれておられ  
 る。そしてその後の御生活は、この神を「神ともちい」るこ  
 とを中心として進められていっている。かようにして、四十  
 五才の三月十五日には、手に神のお知らせを頂かれ、七月十  
 三日には、口を通して神のお知らせを頂かれるようになって  
 いかれた。

(b) しかるに四十五才の九月二十三日、神より「一乃弟子」にも  
 らい受けられ、改めて神の教えを頂かれることになっている。  
 そしてその最初の教えが「はだしの行」の箇所においてみら

れるものである。ここでの奥様に対する教祖の御態度のなかに、「氏子あつての神神あつての氏子」が、教祖の主体的な自覚内容として、立体的な構造においてとらえられていることをうかがうことができる。

(二)、「氏子あつての神神あつての氏子、あいよかけよで立行く」が、主体的な論理として成り立つということは、「氏子あつての神神あつての氏子」が、主体的な時間性をもつということにほかならない。すなわち、この「氏子あつての神神あつての氏子」は、神と人との関係を、靜的に表現した言葉であると同時に、さらに神と人との相互関連におけるあり方を、動的に示す言葉であると考えられる。

「氏子あつての神神あつての氏子あいよかけよ」の種類・段階について

高橋博志

神と人との関係は、所詮「あいよかけよ」であるが、その意味に若干の種類段階がある。

第一は、無自覚的「あいよかけよ」である。小児のように自己をも意識せぬ無自覚的生活。

第二は、自我的「あいよかけよ」である。自我中心的、人間中心で神を信ぜぬ生活。これも実は神のおかげを受けているのである。

第三は、他力的「あいよかけよ」で、自我を認めない生活。これも実は、自我が何等かの意味で働いている。

第四は、自覚的「あいよかけよ」。神と自我とを認め、その「あいよかけよ」を自覚する、悟りの宗教の立場。

第五は、積極的「あいよかけよ」で、神に願ひ、伺ひ、お助けを受け、お知らせを受けて立行く生活。教祖の御生活の如きもの。

第六は、取次的「あいよかけよ」。生神金光大神の取次を受けての生活。主として直信たちの生活である。

第七は、手続きの先生の取次による「あいよかけよ」。出社の先生の取次によって、いかなる所の、いかなる凡夫でも、「あいよかけよ」の生活が可能になる。凡夫の生きる道である。

第八は、団体的「あいよかけよ」。団体としておかげを受けることである。教団全体が助かること。

第九は、教学的「あいよかけよ」。以上の種々な「あいよかけよ」の生活が、実践のみならず、自覚的、教学的になること。

以上九段階の「あいよかけよ」のうち、第一、第二段階のものは未熟、不完全なものであることはいうまでもないが、第三、第

四、第五段階の何れを選ぶかは、各人の境遇と資質とによる。そして第三、第四段階のものよりも第五段階（本教的）の方を一層正しいものと考えるのは、我々の信念である。更に第五段階から第六、第七、第八、第九段階への展開は、教祖の御生活、御教、道の発展の中に、みることが出来る。

かくて、ここで注意すべきは、以上九種の「あいよかけよ」が、段階をなしていることである。段階は一を以て他におきかえることは出来ない。また中途で止ることを許さず、上りつくまで上らねばならぬ。而も、足もとの段階をみきわめねば、顛倒する。信心の途中で躊躇したり、停止、顛倒することが多いが、ここに教学研究の必要があると考えられる。

## 教祖神観の発達

—人間問題の展開として—

川 西 一 郎

本教の神観を研究する一環として教祖の神観をみていきたい。神観の問題はあらゆる宗教、宗教学また宗教哲学等でも問題にされ、一神とか、多神とか、汎神とかの概念で規定が試みられている。本教においても、そういうみ方でみられる場合が少なくない。

しかし、本教において神を問題にする場合、そういう固定概念をもって規定することは少々無理と思われる。何故かというに、本教の神は一定したものでなく、教祖の信心を通して次第に発達したものである。つまり、神の進展は、教祖の信心、生活態度の進展である。

そこで私は、この神観の発達を問題にすることによって、そこにおきてくる人間問題が、時代をおっていかに展開されていったかを見ていきたい。教祖においては、(1)いかなる問題が(2)いかに取組まれ(3)いかになっているか、そこを問題にすることによって、神の姿の変遷をみていきたいと思う。したがって、問題の要件は、Was ではなく、Wie である。教祖の御生涯を、次の五期に分けて問題をみていくこととする。

第一期を御出生から二十三才の家督相続までとし、そこに諸神諸仏の信仰をみる。第二期は二十三才家督相続から四十二才まで、祟り障りの神たる金神に焦点がしぼられ、そこにおきてくる問題は、人間教祖を最もリアルならしめる性格のものが多し。第三期は、四十二才から龜山参拝まで。金神信仰拡充期で、大患を助けられて以来、祟りの金神が助ける神となっている。教祖の、この時期に一貫せるものは実意丁寧神信心である。第四期は、四十五才の正月から立教神伝拝受まで。金神は金乃神となっている。

さらにお知らせ、おためしなどがあり、教祖も下葉の氏子から一乃弟子、文治大明神となっている。第五期は、立教神伝以後。次第に充実していく取次の姿と人間家庭及び社会の助かり、氏子あつての神、神あつての氏子の顕現していく姿をみていく。この期は少し長いので、必要に応じてさらに区分する。

以上五期に分けてみていく。一応見通しとして考えられることは、神名、神号の変遷は必ず重要なお知らせ、あるいは神伝と付帯しておこっている。ここについて、人間の問題と関係づけながら神の姿をとらえていきたい。

## 広 い 道

### 広 瀬 五 六

教祖の信心の特質を考える時、教祖の御生家の父母の信心と聡明な性格が深い関わりを持っていて、同時に教祖生来の資質も見逃す事が出来ないのであつて、これら諸要素が広く展開し、本教信心の核を成したといえる。

すなわち、養家に入った十二歳の時、「休み日に神仏に参りとうございます」と申されているが、形の上での神仏参りとはいっても自主的に自己主張された良識のそなわり、更には「休み日に

は……」とことわられる、親、家業への配慮の仕方など、環境を良く理解してその中で生きられている。

教祖の信心の芽生えは実家の家庭の感化による。神を人を助けなされる方と純真な童心で実感されていたと思える。その心が成長に従って深い自己内省となった。教祖は実家へ里帰りした折、自分の新しい草履と実家の古い草履とをはき替えて帰って来られたが、ここには親の身を安じ、実意に心を寄せられている事が窺え、そこに生まれる世界が、父がその草履を十二年間大切に履かれたという世界である。養家の父が「お前は何か嫌いか」と問うた時、卒直に「麦飯が嫌いです」と答えられ、養父母が白米を教祖に食べさせた事実をみても、教祖の正しい自己主張が、立ち行きの世界を生んでいる。この態度が、七墓つく惨事の谷底にありながら、何事も自己の運命に反省なされ、寸分の隙なく神と人に心を配られ、慎重に進退を処し、自己を離れた心配りをされている。家業への勤勉といい、神への御礼も、全てここから出、真実の世界を証していかれる。

教祖の信心は、何ものにも拘束されず、何ものも拘束しない。亀山の弟繁右エ門の金神へのつくされ方において、神の命を、無条件に受けられつつその金神信仰を超え、安政五年神のたのみ初めにおいて、下葉の氏子という段階に進まれ、その境地が更

に新たな信心の段階を生んでゆく。

教祖の神観はそのまま人間観であり、そこには偏愛ない信心のすがたがある。それは教祖の幼ない日の童心の良識が完成して生まれた純真な心の広がりの世界である。

## 本教の修行についての研究

—金光教祖の修行—

宮 尾 肇

本教の修行について研究するに当り、まず教祖にあらわれた修行をみていきたいと思う。研究の手だてとして、教祖の生涯を次の四つの段階に設定して研究を進めていくこととする。

第一の段階（出生より四十二才の大患まで）については三十二年に研究報告をしたが、その中心点は、「私は神、仏に参りとうございませうから、休日には心よう……」ということに示されているように、純真な庶民信仰に基づきながらも、生来の実意に根ざした信心を貫ぬかれたこととして述べた。今回は、それ以後の段階をみていこう。

第二の段階（立教神伝まで）、大患を通して方位神たる金神から、いわゆる「助けの神」としての金神を自覚され、この転機によって「仰せ通り」の生活に入られた。更に金神から教を受けて

の神と教祖のあいよかけよの修行の生活へと展開していった。

第三の段階（明治六年「金光生れかわり……」の神伝まで）ここで立教神伝を受けられ、取次者としての修行、即ち、もとをとって道を開くものとして、「難儀な氏子」を助けたい一念から、あられぬ行も自ら進んでされた。取次専念に伴なって、修験者の妨害、世の悪評、神主職喪失という種々の危機に直面されながら、家族をさとされ、氏子を導き、自らもその苦難に耐えていかれた。第四の段階（帰幽まで）、取次者としての最大の苦難の中に、明治六年「金光生れかわり、十年ぶりに風呂へ入れ」とのお知らせを受けて、心気一転自ら一層打ち込んでの修行に入られた。晩年に至り、老体をも願りみず「覚書」の執筆、百日修行をされ、「生きておる間が修行中である」という教を文字通り行ぜられる生活であった。

以上教祖の生涯を修行という面から考察してきたのであるが、その結果教祖の修行を特徴づけるものとして、次の諸点をあげることが出来る。(一)現実の生活をそのまま修行として行じられた。(二)神願達成のためには、荒行的な修行も自ら求めて行じられた。(三)戒律、形式にとらわれることなく、自由に修行の方法を選択された。(四)その根柢は常に難儀な氏子を救い助けるところにあった。(五)生涯が修行の道程であった。



## 「取次」の教育的作用についての序説

福 嶋 和 一

この道が生神金光大神取次の道であり、その取次を受けて「神も助かり氏子も立ちゆく」道である限り、そこになんらかの育てる働き、即ち教育作用がある。

取次が単なる難儀さからの解放に過ぎないものであるならば、我が道の「助かり」は「立ちゆく」姿は取らぬであらう。今日こうして道が伝わり助かっているのは、取次ぎ取次がれゆくその過程において、難儀な氏子としての我々が、生神という一つの理想的氏子へと高められ、育てられてゆき、現実の難儀さの種々相に対処し得る力を養われつゝあるからではなからうか。

しからば、我が道で「氏子らしい氏子」に育てられゆく人間はどのような人間であるか。不断に神徳の中に生かされてある人間、それでいて「おかげ」を知らずにいる人間。我が心の内に神的なものを持っていながら難儀さに苦しんでいる人間。無限と有限、価値と存在、理想と現実という二つの次元にまたがる存在として不安と落差を持ったそういう人間である。

それが「おかげ」を受け、助かっていくのは、人間生命の本来の動きとしての不安が安定を、落差は均衡を求めて一定の所に固

定静止しない人間の生命の願があるからであり、そこに見られる生命の方向は助かりたいという願から、自ずと神に向うのである。そうして存在から価値へ、現実から理想へ、有限から無限に向って修行とか、信心の稽古とかいう永遠の力の戦いをしつゝ動き、神に向う事によって人間は天地に充満せる神徳を通じて人間の悟性を不滅なものとし、自己自身を無限なものとする。しかし人間はどこ迄も人間である。我々はこの現実にあつて有限でありつゝ無限を得ようとする。そこに神に向う方向と、現実の生活の中に神を生む方向との二面の方向性を持った人間が、生神金光大神の取次を受けることによって、現在の自己存在の意味を自覚させられ、自己の在り方をより反省的に、照徹自覚し、現実の生活を通じて、真に「死んだと思つて欲を放して」現実の感性的なものをぬぐいさつて、人間が交つてゆき神の働きに近寄つて行く時「神になる」のである。

かくて取次がれゆく人間は、真の人間性に立ち帰らしめられ、天地の道理を理解し神の気感にかなう生きた生命ある絶対的人間、真の人間性ある人間、即ち一切の価値に対して純な感情ある、しかも真に他を拝み、我が心を拝み得る人間に育てられる。換言すれば、人間は人間の真の価値を追求し、人間でありつゝ人間を超えて新しい人間の価値形成を実現するといつても良い。

御伝記を拝する時、教祖の御生涯を通じて開示された取次の本質が、無限の培いであり陶冶であるからこそ、「無学」でも人を育てる働きがあり、取次が生命全体の生命全体による生命全体への教化である限り、教祖の無学の取次は無限に教育された取次として、氏子は氏子らしく、神は神らしく育てられる働きを持っている。

### 「皇上」の現代的解釈についての一考察

宮 崎 巖

終戦後、本教において「皇上」を如何にみるかということが問題となった。それは、まず第一に信仰の依って立つ基盤である教典に「皇上」という言葉があるということ、第二に「皇上」それ自身のもっていた実質内容が、全く変わってしまったという二つのことから、問題が惹起されたといっているであろう。「皇上」をみる場合もそうであるが、一般に御教を解釈する場合、二つの解釈があるといえる。その一つは御教を直ぐそのまま現代に適應するように解釈する直接的解釈と、今一つは、御教は、「特殊なもの」であるとし、その特殊なものから、「普遍的・原理的なもの」を帰納し、そうして、その帰納したものから、我々現実の「特殊

へと演繹して来るという間接的解釈の二通りである。第一の直接的解釈は「皇上」を「政府」とかいった他の言葉におきかえることなく、そのまま「天皇」とみて、教典中の「皇上の身」「皇上の大恩」を頂こうとする観方で、「天皇」が現在においてもつ意味、天皇は「日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴」として、無形的、抽象的観念を意識せしめる有形的、具体的な存在であるから、「皇上の大恩」とか「皇上の身」というのは「天皇」によって象徴される日本という国の恩であり、日本という国の中にある自分であることを気付くことの意味を現わしたものである。天が下に他人はなく、総べて親神の氏子として、総氏子身上安全、世界真の平和達成を願う本教が、「皇上」を天皇とみて、教典をそのままの形で頂いていこうとするのに不自然はない筈という観方をとる。第二の間接的解釈は、御教は「一回きり」の、全く特殊なものであるから、それをすぐ我々の特殊にあてはめず、教祖においてはどうかであったか、生き道の原理を導き出し、その操作を経て、現実生活に適用させようとする仕方をとるもので、実意丁寧神信心な教祖が、当時の神道思想、皇国主義、天皇中心主義に統一された時代、その社会においてなされたものであるから、そうした社会的風潮に従わざるを得なかったわけであり、教祖自身信仰からしても「おかみもかみ、神さまも神じゃから、おか

みの規則にはずれたことをしたら神さまのおかげはないぜ」というところから「おかみ」に実意をたてたのであって、その実は、政治を越えて生きている。教祖が、「実意をたてぬき」と語っている如く、実意に生ききる生き方であるので、この解釈では「皇上」の意味は、単なる天皇ということだけでなく、天皇によって現わされているものであるから、常に永遠なもの、絶対的なものとして、何時の時代、如何なる国においても、現実の生活原理となり得るといふ。

かかる意味からも、信仰の依って立つ教典は、教祖の生き方を知りうるものが、真に教典という名にふさわしいのではなからうか。

### 財の金光教的意義について

藤村 真佐 伎

財とは一般的に人間生活にとって有用な物と一応定義づけることができる。すなわち、自然物のままではまだ財とはいえない。何らかの人間労働が加わらなければならぬ。自然物に人間労働が加わることによって有用物となることができる。今、財を金光教の教義の上からその意義を見出そうとするとき、この両面から

みてゆく必要があると思われる。

金光教の教義は、教祖の信心体験を通して把握せられ、また、信者に教え諭した言葉（自己の信心体験によっておかげをうけてきていることを話してきかせたもの）からくみとることができ。そこで財の意義を考える場合にも、信心体験によって教祖がどのような財を見、財を考えていたかを明らかにしなければならぬ。それは生活の場における人間関係、事の関係、物の関係などの相互関係において財をみることに、つまり日常生活における教祖の生き方をみてゆく角度から財に対する見方もしくはなくてはならない。かくて、大まかに教祖における財の所有関係と利用関係をみると、立教神伝以前と以後に分けられると思う。

#### 1、立教神伝以前

この段階では財の所有関係は家業という形態、すなわち、自分の収入で自分の生計をはかるといふあり方であり、利用関係においては、これも一般人同様普通の取り扱い方であった。しかし、普通人に比して自己中心的でなく実意丁寧な点非凡であった。それは四十二才の大患後、ますます徹底してゆき、神の思召し一途に信心がすすむとともに生括の営み方の上にもそのままあらわれて、神の仰せには絶対随順であった。

#### 2、立教神伝以後

この段階では、財の所有関係においても家業という形態を離れている。利用関係においても、「氏子あっての神神あっての氏子あいよかけよで立行く」という原理が見られるのである。すなわち、そのあり方は自己中心でもないし、神中心でもない、その時その場に「氏子あっての神神あっての氏子あいよかけよで立行く」関係が結ばれてゆくという方向である。

ここに財の金光教的意義の本質があると思われる。

### 教学方法論の一考察

— 端初の問題を中心として —

松 岡 道 雄

教学とは信心の自己吟味、自己反省であり、生きた信心の学理的探究を通して組織的体系的に捉えて、信心生活の拡充展開を計るものであるが、そこには自ずと個性的になるだけにそれが論理性、客観性を得る為には、先ずもってその端初が問題となるのである。

さて端初は、大きく吾々に対しての端初（主観的）とそれ自体に於ける端初（客観的）に区別されるが、教学する場合にもそれ自体に於ける端初を掴まねばならないし、そこから出発せねばな

らない訳けであるが、吾々はどうしてそれ自体に於ける端初を掴むことが出来るのであろうか。吾々は吾々に対する端初しか掴めないし、客観的なものであると云っても結局は主観的なものである。が然し反面、吾々は吾々に対する端初から出発せざるを得ないが、吾々に対する端初もそれ自体があって始めて成立するものであって、吾々なくしては端初は出てこないことになる。いずれにしても吾々は吾々に対しての端初を手がかりとして出発せねばならないが、出発は主観的なものであっても同時に客観的、普遍的なものでなければならぬ。これは一つの矛盾ではあるが、矛盾なるが故に否定されるのではなくして、矛盾解決にこそ教学研究の存在理由も発展もあるものと思う。

さて吾々に対しての端初の中で意識に対しての端初が重視される立場では意識を主体的に越えたところに実在を認めようとするが、単に意識に対して超越的なものはまだ真に超越的なものではないと思う。何故なら少なくとも意識から独立的なものと考えられる場合には、絶対的主体であって決して客体となることがない。それに対して同じ主観的端初の中でも身体（精神と身体の統一としての人間）としての端初から出発する場合には、吾々にとって現実的直接的なものであると同時に、客観的端初でもある。その意味は、主体としての身体は単に客観に対立し客観の中の一つで

あるばかりでなく、同時に他の身体他の主体に対立しその身体その主体に対して客観であるということであって、前者は身体と自然、後者は身体と社会（歴史）とを基礎付けるものである。

従って、少なくとも意識の立場でその超越的对象を説くのではなく、むしろ意識を主体的に超越した身体の立場でそれに対して对象的に超越した客観的実在を説くのでなければならぬと思う。

## 「近代」日本と金光教

伊 藤 茂 樹

明治維新以後、大平洋戦争終了に至るまでの我国々情のなかで、金光教の動きがどのような内容を経て来たか。これを主題にして金光教が十九世紀末期より日本の国家政策に協調的態度をとった原因をたずね、それは金光教の教義内容に、外的力に依って変遷される要素を内包するところがあるからではなかろうかと思つて、この点を問題提起とした。

日本に於ける近代国家の性格は、天皇制を主体とし、天皇制を絶対的権威とせる国家権力に従属する忠実な臣民を内容とした国家形態であった事は特に論ずるを俟たない。

「天皇制政府の基礎確立と共に、金光教団は次第に屈し、国家

主義……をつよめ、初期の合理性、開明性は急速に、影をひそめて行ったのである。」（村上重良著「幕藩制解体」と云われ、日本帝国と歩みを共にしたと云われる金光教の近代性の内容は如何なるものか。佐藤範雄氏著の「天地の大理」（明治卅八年金）には人の本務について「人の信仰は法律の束縛すべからざるを示せるものなり。然り而して吾人は国民として国家に報恩すべき又国民としてその永存発達に尽すべき義務あり。その義務を守る是れ国家に対する本務なり」とあり、「親に対しては子なり、国に対しては国民なり、即ち家族社会国家等に対する関係生ず」とし、日本古来の家族道徳をして国家道徳と同等視せしめた倫理と合致した内容を見させている。そして宗教の位置も人間の「精神安慰のための」ものと自ら見ており、その観念の上で信教の自由を許されているとして、当時の為政者の強力な統制的倫理内容を「是」としている。これは佐藤氏としての金光教把握と云う事が出来るが、又当時の氏の本教内での地位、その儒教的気概から推して、これをその本義と自覚していたのではないだろうか。そして政治組織が人間の内面的価値まで統制する「国体」の実体が存する神格天皇制をも「是」としている。そこには世界総氏子の救済と云う理性よりも先に、大和民族と云う感情が強くあつた事は否定出来ない。この事実は金光教が国家の『国民精神総動員』の一翼として、その参

劃が消極的ではなかったと云う事でも具体的に示されている。當時に於いて国家権力の宗教統制が強力であった事は事実であるが、それに原因の全部があるとのみ云い得ない。

現代に生きる金光教としては以上述べた事を、唯単に過去の事としてでなく、現実の我々に当面する問題として自覚して行かねばならない。「我れに帰れ」と云われる教祖の在り方が如何なるものであつたか。江戸幕府から明治政府の過渡期にあつて、その禁令、法令に従いながらも尚、「京都御法通りの事は出来ませぬ」と申され「天地金乃神は神たるなかの神」と云われるまでの思いの強さが、現代の金光教の中に生きているか。現代の金光教のなかにも、教祖の内容に外れて、権力に交遷を強いられた素が、形を変えて現存し得る危険を、金光教信奉者の痛みとして想起せねばならない。

## 現代と本教的救済

荻野義一

宗教が人間の問題を解決して「救い」を与えるためには、「現代」という時間的制約をぬきにしては考えられない。と同様、我が金光教によって「助かる」という時、その「助かる」内容と

しては、「現代」という条件を必然的に含む。

では「現代」或は「現代の日本」をどのように考えたらよいか。現代の問題の一つとして「ニヒリズム」があげられる。この「ニヒリズム」を問題にすると、先ずニーチェのことを考えねばならない。ニーチェの定義によれば「ニヒリズムとは、何を意味するのか——至高の価値が無価値となるということ。目標が欠けている『何のために?』に対する答が欠けている」ということである。而して現代人の生活意識を見ると、その至高の価値が、人生観・世界観を支える究極のものを意味する限りにおいて、ニヒリズムは、それまでの人生、世界観が根底から全面的に崩壊しさる歴史の危機的な時代の一現象である。

斯様な思想の起因は何であるか。先ず考えなければならぬことは、この思想がヨーロッパの特殊的事情から成立したものであるということである。ニーチェの「神は死んだ」という言葉は、二千年近くにわたってヨーロッパを支配してきた「至高の価値」であるところのキリスト教を無価値なものとし、神からの離反、信仰の喪失という形をとることになった。そしてかかる事態を起した原因は、一八世紀後半の産業革命、即ち近代科学を發達せしめた人間の実証的精神が「神の死」をもたらしたのである。然し、神を「至高の座」から引きおとした科学も、科学技術の發達、機

械文明のもとには、人間それ自身、一定の規則的運行を反復する「全体的機構の一機能」となり、「自我の喪失、人間の自己疎外」という形をとり、主体性を失った人間は、凡ゆる物に意味を見出し得なくなったのである。

そして現代の問題とは、かかる人間の「自己疎外」から如何にして、その主体性を恢復するかというところに存する。マルクス主義、実存主義等この問題の解決を目指しているのである。

次に「現代の日本」の宗教の問題に関しても、新興宗教にみられる、病氣、貧困、平和の問題等、極めて重大な問題を含んでいる。「拝めば金がもうかる」「原爆が落ちても平気だ」という、その根底には、そういうことのない世界を大衆は望んでいるのである。

本教の信奉者においても、巨視的には同じ願いを抱いているのであり、それを如何に考え、対処していくかが、本教者として最も大切な課題である。

### 「不安を解決するもの」

花 籠 元 雄

我々宗教の世界に住む者は、「助かる」とか「立ち行く」「悟

る」「救われる」「救われたい」等、意味不鮮明な宗教用語をよく用いる。勿論、こういった宗教用語が決して悪いというのではないが、どちらの方向に向って語っているか、検討を要する問題である。

人間として誰れしも生命の不安におびえない者はなく、不安であればこの不安を除去していこうとするのも当然である。この不安解決をめぐる、色々な解決の方法がとられている。人間の生の営みは、ある意味では、すべてこの不安解決であるということが出来る。問題はこの生の営みが、どのような背景において行なわれているかということである。

人間の生きている場所は時代の中であり、その時代の中に生きている人間が、時代の影響をうけつつ、自己の生の営みをしているのであって、時代をはなれての人間の生活は考えられない。であるから自己の生の営みが時流とは裏腹なものであれば、その営みは他者の生の営みをさまたげるものとなりかねない。すなわち、これを一家のことにとえていえば、家のものが儉約している時に、消費の生き方をするようなもので、この消費の生き方は、一家のものより批判され、問題をおこし、やるせない思いをいだかざるを得ない。これはこの生の営みが消費の生き方にあるから、すなわち、一家の儉約を自己の生き方の内容としていないから問

題をおこしているのである。つまり、消費の生が、他者である一家のもののさまたげになっていいることを、このことは語っている。

現代、つまり歴史的過去を含む現代が、現代自身において解決しようとしているのは、あらゆる人間の幸福を求めるということにあるといえる。

不安は、あくまでも主体的なものであるが、その解決のための生き方が、進行方向に向いているのと、逆とでは大いに違うもので、逆に向いていれば、自己の生の営みが他者の生の営みに対して、さまたげることになりかねない。

このことは宗教がとっている解決にしても、そうであって、宗教の解決が日常生活に生きる人間の生の営みに、勇気をコブするものでなければ、社会にとって無用の長物であり、宗教の役目はもうすんだといわざるを得ない。

このような内容を、不安と悩みとの関係をみることによって進めようとしたが、準備不足と、時間を考慮に入れなかったため、何ら為すことがなかった。

## 現代人の求める宗教

### —新興宗教の特質—

宮田真喜男

現代社会において、現代人は宗教に何を求めているか、又何を求めようとしているか、この課題に対して、種々な観点から問題にされうるが、第一段階として、現代人の宗教的心理をよく把握していると思われる新興宗教の実体をみることにする。

新興宗教なる概念も、広義には、幕末以降の宗教をさし、狭義には、戦後の公認宗教をさす場合とがある。ここでは、「現代」という時代に焦点をおき、戦後成立した新興宗教の一般的特質を述べる。

敗戦の混乱の中に成立した多くの宗教も、時の経過に従い、次第に整理段階に入ってきた。今日、新興宗教の中で、最も大きいのは霊友会、立正交成会、PL教団、創価学会等であり、信者百万以上、年間数億の金を動かしている。これら各宗教にみられる一般的特質としては、

1、教理の混淆化。多くの宗教が幕末以来の民衆宗教の教理をうけつぎ、組織、体系化されてない。そして極めて単純で、教によって支えられているのではなく、呪術的行為によって組織立てられている。

2、功利主義、現世利益。既成宗教の観念化に対し、現実の矛盾からの逃避、救済をとく。その救済の方法は、呪術性にとまなうきわめて個人的なものである。



3、在家本位。従来の宗教があまりにも、宗教家達の独占であつたに対し、新興宗教においては、職業、専門化の形をとつて布教を行わない。その布教は、教会、寺院を中心とせず、一般の家庭で、集会をもち、その場を中心に布教が行われている。

4、祖先崇拜。日本民族の宗教的感情を把握し、祖先の霊を重要視する、祖先を大切にしないから……という呪咀的な言葉が發せられる如く、それが又教の中心ともなっている。

5、会員組織。入信即入会という会員制度をとり、入会することによって、一定の会費を収める。そして教団の経営は、この会費によって賄われる。

6、対象。幕末の宗教が、農民、小市民を基盤に成立したのに対し、そのほとんどが、小中都市の中間層を基盤に成立した。

その他、原水爆禁止運動、福祉事業、女性が多いとかの諸点があげられるが、一般的特質となりがたいところがある。

## 宗教と社会(二)

### —プロテスタントイズムと明治社会—

畑 愷

幕末から明治初期に日本に伝播してきたキリスト教は、戦国時

代末期のその如く、欧米諸国の東洋への貿易政策に乗って伝来してきてはいるが、新たな国際状況の逼迫と共に、プロテスタントイズムの登場となった。時に日本の社会は、幕藩制の崩壊期で、最初の宣教師達は、商人階級を主とする第三階級による近代市民社会の形成に、その伝道の望みをかけていたが、長い間の切支丹禁制は、一般民衆に不幸な偏見を植えつけ、切支丹といえば、魔法妖術を連想する宗教的嫌悪感を培い、その信仰に対する弾圧の恐怖感を強くして行っていた。

従つてその初期の信徒層は、むしろ佐幕系統の下級階級であつた。彼等は、封建制の修正を幕府の主導権の下で、しかも開国によって行おうとしていた俊秀分子達で、しかも明治維新でその志を發揮しえず、嘗ての社会的・経済的特権を失つて行つていたが、彼等の中には、長い間政治を握つていた士族の子弟としての意欲的な自覚と、その伝統的社会的崩壊からくる国を憂える愛国心と、しかもそれを西洋文化の摂取で解決しようという積極性があつた。それが洋学修業を通してのキリスト教との接触となり、そこに士族としての自負的優越感も、神より選ばれた徒としてのエリート意識に変容し、新日本の建設と信仰とが不可分の関係に結ばれて行つたのである。

しかもその異質的な信仰の理解においては、在来の封建制の枢

軸となってきた儒教の倫理性の素養が、その受容の架橋となって、封建的な身分関係の倫理を超えて、人格的な神の意志の表現としての横の倫理を主張して行ったところに、その社会的意義が認められる。

しかし明治維新は、維新であると共に復古であって、近代化が進むにつれて封建的な要素が変形されて復活して行った。政権の移動は、神道国教主義に裏付けられた極端な国家主義となって、条件づきの信教自由の欽定憲法の発布となり、更に教育勅語となつて、儒教の封建倫理は天皇制の倫理となった。その圧力の前にはプロテスタントイイズムも変質を余儀なくされるか、或は信仰の純粹性を守ろうとした者も、教会の内部に閉ぢ籠つて、そのために却つて社会とのつながりを失い、インテリ層の優越的抵抗意識に止まってしまうか、内村鑑三の如く、教団とも離れて孤高な立場に終始し、又は社会主義の導入の役を果して却つて、極端な左翼への逆効果を招くなど、日本社会の特殊性の中に深く根を下ろすには、遂に至らなかつた。

### 経営における人間協働の問題

高 橋 達 雄

経済の民主化がすすんできた今日、資本と経営の分離が行われ、

事業の経営権は利潤追求を経営理念とする資本家の手から離れ、新しく出現した経営者群の手に移りつつあるが、果して資本主義の欠陥である労資の争を是正することができるであろうか。

事業の経営は経済現象であると同時に社会現象である。経済目的の遂行のために今日まで多くの人の考慮が払われ、物質文明は異常の発達をとげた。しかし、第二の目的すなわち働いている人の幸福と満足についての貢献は何もなされていない。現代の産業は産業革命時代に比して飛躍的な発達をとげ、大量生産の時代に入った。フォードのコンベヤーシステム採用以来組織の力によって動く管理技術が用いられるようになったが、この技術が旧資本主義的観念によって動かされているところに現代の不幸があるのである。従つて、新しい経営者群がこの技術をどう使うかが問題であるが、要は労働者をどうみるかという問題に集約される。

この問題は、上下の意思の疏通を図るところに解決の道が見出せると思う。コミュニケーションの通路をふさぐものとして(1)平等感の欠除による対立、(2)愛情の欠乏の二をあげることができると思う。この解決には経営者が労働者の立場に立って労働者の感情を理解して始めて両者の意思は通じ合うに到るのである。それには次の事を理解する必要がある。

1、経営者と労働者は同じ事柄に対し、その考方見方が全く違

う。一方は経営にとらわれ、一方は境遇を中心に考える。

2、経営者は原価や能率で一貫した理論をもっているが、労働者は感情的に一貫している。

3、労働者の感情は素直に表現されないでその不平の感情は依ってくるところが極めて深い。

現代社会をみると、労資の争が激烈を極めているように思われる。かかる時代社会の現状に対して、宗教は魂の救済を目指すものである故に、身分の上下貴賤貧富の別などが原因となって起る一切の迷い、悩み、苦しみなどをすべて魂の救済の問題に還元して、魂の無差別平等の救いを目指し、単に個人の魂の救済に止まることなく、経営の場における人間関係の問題に対しても答を与えていかねばならないと思うのである。

### 金光教における図書館事業の発達について

山 県・二 雄

教団の文化事業として、金光教内に図書館の生れて来た因果関係をみていくのがこの研究テーマの目的であるが、今回はその第一段階として、大正十二年までを取り上げてみることにする。

さてその出現の基盤は、御伝記金光大神に「学問のことについ

ては、金光大神は、ただに子女に対してのみでなく、信者氏子に對しても、つねに神徳学徳とさとしていた」又、萩雄様には「行儀をよくし、儉約して書物をかえ」と書かれておるし、佐藤範雄先生の晩年の講演の中にも「世に立って道を開くには神徳、学徳によって立つ。この四字が進まねば時代にも合わず、世に立って指導する者としての資格もない」と述べておられる処からも察せられる如く、教祖が神徳と同時に、学徳を大切に考えられ、書物を重ぜられたことが伝統となり、直信先覚によって、教団草創期から自覚的具体的に進められて来たのである。そのプロセスをみてみると、周辺の状況として、まず本教の文書布教、教育事業を省りみると、明治四年白神新一郎による本教最初の布教文書「お道案内」が出て、明治十八年神道金光教会本部の創立と時を同じくして、教師伝習が行われ、それを淵源として次第に教育機関、出版事業の二面が發展し、教内各種団体、地方教会等に於いても雑誌が次々と発刊されるという状況下において、明治三十六年二月八日、金光中学図書館の一般公開がなされた。このことは、一般公開するに足るだけの蔵書数の完備を意味すると共に、別派独立後僅か二年程で地方文化を推進するような事業を成し得たことは、教団勃興期の文化的側面を示すものでもある。

更に、大正時代に入って、十年前後には、地方教会の活動とし

て、図書室経営が現れたことは、中央の機運が地方にも波及していったことを意味する。そうした中において、大正十一年本教最初の独立館舎をもつ「神徳書院」が建設され、大正初中期にかけて、中央では旬刊新聞「金光教徒」、月刊雑誌「新生」の刊行の基礎が確立したことも、客観的にはそれらが永続的に発刊出来るまでに、金光教社会が成熟したことを意味するのである。

其後、本格的に図書館が実現されるまでには、二十年の年月を待たねばならなかったが、このことは図書館という文化事業が発展するには、経済的、社会的、文化的諸条件の成熟なくしては考えられないことを意味するものである。

### 金光教学第一号正誤表

誤		正	
目次	彙報昭和29・11・11 昭和33・12・31	昭和32・12・31	
7頁12行	別に変ったことはない、	別に変ったことはない。	
11頁1行	屋敷宅替えねえば	屋敷宅替えねば	
17頁4行	うけられるとこと	うけられるということ	
39頁6行	氏子あって神	氏子あっての神	
42頁16行	祇園様のお札を	祇園様のお札を	
45頁16～17行	金光教学研究研究所蔵	金光教本部所蔵	
58頁8行	安政六年	安政二年	
58頁10行	安政六年	安政二年	
58頁13行	安政六年	安政二年	
59頁1行	前述のおうり	前述のとおり	
77頁5行	書きしるされて	書きしるされた	
93頁5行	(昭和三十二年……)	(昭和三十一年……)	

彙報

昭和三三、一、一〇二、三一

金光大神御覚書の研究	一二一
御伝記「金光大神」の研究	一二一
教学方法論の研究	一二一
教団自覚運動に関する研究	一二二
信心生活記録並びに布教活動記録の蒐集	一二二
研究所総会	一二三
教学研究会	一二四
研究生の養成	一二四
第一部研究会	一二五
第二部研究会	一二五
原書ゼミナール	一二六
「とりつぎ」誌の編集	一二六
金光教概説書の編纂	一二七

金光大神御覚書の研究

御覚書を誰でもが正確に読み得るように、訓詁註釈を施すという目的、及びその方法は従来とかわることなく、昭和三十三年一

月より同十二月末までに二十七回（通算百二回）の研究会をもち、御覚書六十二頁より七十四頁までの検討がなされた。

御伝記「金光大神」の研究

目的については、前年度と変るところはない。

方法

原則として毎月二回（月曜の午後）、全職員による研究会をもつて行う。三十一、二年度は、御伝記「金光大神」にもとづいて、逐年式の審議検討をすすめてきたわけであるが、三十三年度は、これら前年度における審議を経て浮んできた問題点を、さらに解明しつつ、教祖の生きられ方をなお深く究明していくこととした。そこで神・人間・信心・おかげの四項目を設定し、所員、助手をもつて、これら四項目の主査グループを決め、各自ペーパーを作成して発表し、その発表内容の審議を中心として、それぞれの項目から教祖の生きられ方を明確にしていくこととなった。

教学方法論の研究

教学方法論の研究は、教学研究それ自体に、つねに附帯して究明せられねばならぬ根本問題であるから、その研究はたゆみなく続けられねばならぬ。この趣旨にもとづき、前年度同様、昭和三十

十三年度においても第四部の担当として教学方法論の研究会がもたれた。しかし従来毎週金曜日に予定されていた定例研究会は、金光教概説書の編纂事業の進捗状況にかんがみ、三十三年度より月二回に変更せられた。

### 方法及び経過

昭和三十三年度の研究会は、有力宗教において、現代の問題がどのように把握せられ、どのようにとりくまれているかを探究するとの方針にもとづき、主として仏教関係の論文を選んで講読することとせられた。仏教関係をとくに選んだ理由は、現代仏教が戦後次第に自覚的動向を現実社会の場において生み出してきつつあり、その動きをみてゆく必要があると思われたからである。

研究会使用テキスト（昭和三十三年一月より十二月まで）

- 1、増谷文雄「仏教とキリスト教の比較研究」
- 2、増永靈鳳「現代の課題と仏教思想」

### 教団自覚運動に関する研究

### 経過

○第十五回（昭和三十三年二月七・八日）

御奉仕神習会について、特にその意義を中心として懇談が行われた。（出席者―高橋正雄、小野敏夫、谷口金一、研究所職員）

○第十六回（昭和三十三年八月二日）

昭和十六年の宗教団体法による教規制定に関する経緯とその問題点について、懇談が行われた。（出席者―高橋正雄、佐藤一夫、福田源三郎、林博徳、研究所職員）

○下村・関屋・阿原三氏を囲んでの懇談会に参加

昭和三十三年八月十九日～二十一日、本部教庁主催の下村寿一（元宗教局長）、関屋龍吉（元社会教育局長）、阿原謙蔵（元宗教局長）三氏招待懇談会が、箱根強羅において行われた。その概況は次の通りである。

右の三氏が本教と関係をもつに至った事情、昭和九、十年事件より昭和十六年に至る教団問題についての三氏の見聞・態度・尽力、更に、客観的立場からの本教に関する意見等を中心として懇談が行われた。（本教側の出席者―道願政治郎（教監代理）、佐藤一夫、高橋正雄、和泉乙三、畑一、大淵研究所長、畑出張所長、安田同次長、橋本、内田両研究所員）なお、八月十八日、東京出張所において、本教側の出席者による打合せを行い、九月十五日、研究所において、報告会が行われた。

### 信心生活記録並に布教活動記録の蒐集

○金光四神君並びに現教主についての資料蒐集

信心生活記録の蒐集は、ここに重点をおいてすめられるという方針は、従来通りであるが、三十三年中は、このための会合を開くことができず、前年の記録の整理と、次の会合の準備を僅かにし得たに過ぎなかった。

○一般信奉者についての資料蒐集

(イ)「とりつぎ」誌編集の内容としての、対談形式による蒐集としては、吉木辰次郎、八坂巳三夫両氏の対談を、七月六日午後、真光園において行った。

(ロ)その他の記録文献の蒐集は、未だ活潑にすすめられてはいない実情であるが、今後一層の努力を傾けたいと願っている。

○布教活動記録の蒐集

本部教庁をはじめ各地教務機関から、管内通牒その他の写を回付願うほか、教内各種団体から、その活動状況を知り得る諸記録を回付願い、その蒐集整理を行うことは、従来に引き続きすすめられている。

研 究 所 総 会

○第十回（昭和三十三年六月十三・十四・十五日）

前年度の方針をうけて、教縁の学識者である福岡女子大学教授倉野憲司氏を迎え、その講演を中心とする会合が行われた。

第一日は、同氏によって、その専攻であるところの我が国古典

（主として古事記）研究の立場をふまえての、学問と思想との関係、学問と信仰との関係、神話の意義、古典研究の態度等についての講演が行われ、講演後、同氏を中心としての懇談が行われた。

第二日の午前は、前日の内容理解に重点をおいての懇談を行い、午後は、立教百年祭委員会第一回中央委員会における岸本英夫氏

（東京大学教授）の講話を傍聴した。その後で、研究生は各指導所員と個別懇談を行った。第三日の午前は、第一日の内容と本教

教学上の問題とを関連せしめて討議が行われた。その討議において採りあげられた問題点は、教学における追体験の問題、教典の

再解釈の問題、教学と他の学問との関係等であった。午後は、研究生との懇談及び地方在住研究者との懇談が行われた。

○第十一回（昭和三十三年十二月三・四・五日）

現代社会における宗教の位置という問題を、主として宗教思想の立場からとりあげ、教学的に問題とすべき諸点を明らかにする意味で、国学院大学助教授戸田義雄氏を招き、「日本宗教思想と現代」という演題のもとに講演がもたれた。

今回は従来の講演を中心とした討議課程をとらず、第一日は「わが国宗教思想上の諸問題」（橋本真雄）及び「現代の諸問題とその特質」（藤村真佐伎）についてセミナーを行い、第二日は

「宗教の現代的展開と本教」(三矢田守秋・内田守昌・岡開造)についてシンポジウム形式をもって討議が展開されたのである。

かかる準備的な意味の段階を経て、第三日に前記の講演並びに講師を中心とする懇談をもったことは、問題理解と本教の現実的問題を究明していくうえに、有効かつ意義あることであった。

なお、戸田講師の講演発表によって指摘された主要な問題点は、現代において支配的なるもの―感覚主義―、現代と宗教との関係―宗教の意義・感動主義―、日本人の思想の鑄型―ことよさしみこともち―等であった。これら諸点を広汎な資料を駆使しつつ、問題の核心を提示し、さらに本教教義との関連をつけ、新たな解釈の立場を明らかにされた。

## 教 学 研 究 会

### 目 的

教学は信心の自己反省・自己吟味を本質とするものであるが、教学の研究は、個人だけで行われたのでは、とかくひとりよがりとなり偏狭におちいりやすい。そこで各自の研究内容を発表し、他からの批判を受けていくことが大切である。こうした意味で、教学研究所発足以来、総会の一部として所内だけで行われてきた研究発表会を、昭和三十三年度より公開として、広く教内有志の

参加を求めて開くこととなった。

### 方法、概要

会期は二月二十三、四、五日の三日間、まず第一日、和泉乙三氏より「御理解第三節について」と題する特別講演があり、つづいて講演内容について質疑応答が行われた。その後、第一日午後より第二日午前、午後にはわたって研究発表があり、第三日は「現代信奉者の求めるもの」を議題に、共同討議が行われた。

### 研 究 生 の 養 成

目的及び方法は、第一号に掲載済みであるから省略する。

### 実 修

昭和三十三年度採用の研究生四名は、研究期間二カ年のうち、最初の六カ月間(昭和三十三年五月十五日より十一月十五日まで)所内に常在して実修を行った。次に実修の概況をかかげる。

#### (1) 講話

研究所における実修の趣旨・目的・あり方、教学研究の歴史と研究所設立の意義(所長)、各部の研究目的・方法・課題(各部長、主事)、教学の意義・分野・課題(所長)、教学と信心(第二部長)、教学と教団(第四部所員)、教学と取次(布教)(第三部長)



## (回)研究会

「金光大神」及び第四部(方法論)研究会、概説書編纂会レポート、「金光大神」及びその関係論文の講読、「御覚書」の講読、FAITH, REASON, and EXISTENCE (JOHN HUTCHISON)

「信仰・理性・実存」(ジョン・ハチソン著)の演習

## (ハ)実習

「御覚書」用字索引作成、研究会及び教学講演会記録の整理、図書の種類整理、文献解題、研究レポート作成

## (ニ)懇談

職員との懇談、研究題目についての懇談打合せ、文献解題・研究各報告会、信心・教内時事各懇談会

## 研究生・研究題目

○平島正(小郡)「本教と社会主義の理念について―特に人間の観方を中心として―」

○福島和一(佐野)「御取次にみられる教育作用」

○前田正紀(気多)「御伝記『金光大神』にあらわれた人間関係の系譜―特に主体性の論理を中心として―」

○松岡道雄(墨染)「教祖における人間形成について―四十六才までを中心として―」

(前田正紀・松岡道雄は、六カ月間の所内実修期間終了ののち、

研究所助手に転ず)

## 第一部研究会

## 目的

教学研究を推進するためには、所謂、学論としての理論的研究と相俟って、具体的な研究内容を通しての考察が行われなければならない。そこでこの研究会は、本教史実の具体的な研究という立場から、それを通して、本教史伝とは何か、更にその研究の意義・性格・分野・課題等を明らかにし、ひいては教学上のその位置を求めようとするものである。

## 方法

以上の目的から、「教祖」の本教史上における意義を解明することを願いとして、「金光大神御覚書」の意義・性格・構造等について研究するに先立ち、その準備として、一般歴史学の方法論的知識を得ることに努めた。

テキストは「現代の歴史思想」(宮島肇著)、「歴史学序説」(上原専祿著)を順次使用し、第一部所属の所員、囑託、助手及び有志者による月一回の会合において検討した。

## 第一部研究会

## 目的

第二部は、「教義に関する事項」の調査研究を行うことになっているが、そのためにはまず、論理とは何か、の問題に取り組んでいくことが大切である。そこで三十三年度より、適当なテキストをえらび、部の研究会として、この問題の究明を進めることとなった。

## 方法

西洋的な論理と東洋的な論理とを統一的に展開させたとみられている西田哲学を手がけることとし、「哲学論文集・七」の「場所的論理と宗教的世界観」をテキストにして、月二回（各半日、七月より実施）、他の部の有志も加って研究を行った。

## 原書ゼミナール

## 目的

教学には種々の分野があるが、どの分野において研究を進めるにも、広く教外の研究成果にふれていくことが不可欠のことである。そこで、日本語のみならず、諸外国語で表現されたものをもある程度読みこなす力を養い、その内容を摂取していくことが願われるのである。

## 方法

三十三年度はとりあえず、英文の書物で、内容上教学とは関係

の深い宗教哲学をとり扱った“FAITH, REASON, AND EXISTENCE” (John A. Hutchison) をテキストとし、主として助手、研究生を対象として、月二回（各半日）実施した。

## 「とりつき」誌の編集

昭和三十三年度において「とりつき」誌六・七号を刊行した。

その内容は次のとおりである。（括弧内の数字は号数を示す）

### ○教学論文

現実の社会問題と本教の立場―市川彰(6)、立教神伝の解釈―佐藤幹二(7)

### ○教学講演

継承の基底となるもの―萬野政一郎(6)、教政について―林博徳

(7)

### ○対談（信心について）

畑一・福田源三郎―東京布教と畑徳三郎師(6)、吉木辰次郎・八坂巳三夫―先覚の信心(7)

### ○随想

「お書附」について―白石匡(6)、あとからあとから―金光貞整

(7)

○教語解説―執筆者

おかげ―池川聰雄(6)、的なし信心―多河常樹(7)

○巻頭写真・先覚のあゆみ―執筆者

高橋富枝―高橋博志(6)、浅井岩蔵―三矢田守秋(7)

### 金光教概説書の編纂

去る昭和三十年九月、編纂のことに着手してよりすでに三年余を経過し、その間諸種の困難に当面しつつも、第一期、第二期の審議を了し、三十三年九月より最終段階である第三期に入り、目下執筆のことがとりすめられている。

右編纂経過のうち、着手以来昭和三十三年二月までの概況(編纂のことを進めるに当たっての態度方針、編纂の構想、第一期の審議概要、第二期への推移等)については、前号にこれを記した。

以下多少さかのぼるところもあるが、三十三年二月以降十二月末までの概況について記す。

#### 一、第二期の審議概要

##### (一) 第二期の課題並びに方針

わが道の本源性の探求ということを中心課題として進められた第一期のあとをうけて、第二期において究明すべき課題とせられたことは、具体的な実質内容の面から本教の本質を明らかにする

ということであった。そうして、そのことをすすめていくについては、その研究項目を、一面第一期での道の本源性の探求からおのずと浮び上がってくるものものと、他面本教の歴史的現実の中からとり出されてくるものとの両面をあわせ考えて、選定すべきであるとせられた。

そこでまず、第一期の各研究班毎に、それまでの調査研究に照して、およそ本教というものを考える場合に当然その内容としてはいつてくると思われる項目をあげてこれをもちより、さらにこれらの諸項目を整理した結果、教祖、教義、教史、教団、教勢などの項目グループの各部面から本教の内容を捉えることが必要であるとし、四個班を設けて、第一班教祖、第二班教義、第三班教史及び教勢、第四班教団と配し、それぞれの担当部面を観点として研究することとせられた。

##### (二) 経過

かくて、昭和三十二年五月以来、第二期の項目グループ班別研究にはいり、月一、二回の班別会議によって共同審議を重ね、また必要に応じ連絡会議を開いて各班の連絡を図り相互検討をなしつつ約一カ年を経、三十三年六月にいたって、いまだ研究は十分とはいえないまでも、大体的見当はつけ得る段階に達したものと見て、一応第二期審議内容のとりまとめがなされた。

そうして、七月二十、二十一兩日、評議員を中心とする第六回総会を開き、その審議の内容を報告して全員の検討に附された。その結果、この概説書編纂の仕事については、なお幾多の困難な問題点があるのであるが、第二期研究の目的、性格及びこんにち概説書の刊行が要請せられている現実的事情等から考えて、この際はこの程度で第二期を打ち切り、執筆段階にはいるべく努力を試みることにするがよいということであった。そこで引続き概説書内容の構想審議に移り、第三期にはいることとなった。

次に第二期で行われた各班の審議方法及び審議事項のあらましを記す。

### (三) 審議経過

#### I 第一班

##### A、審議方法

第二期における第一班の課題は、教祖生神金光大神という観点から本教を明らかにするということにあった。したがって取り扱われた諸資料の中心的なものは、御伝記「金光大神」、御覚書、教典編纂委員会資料等であった。就中、「金光大神」の見方、考え方を審議の方針、態度とし、その見方それ自体において本教を明らかにすることを主眼とした。

そうして具体的には「金光大神」の第二章金光大神の生涯を、

その記述の順序に従って次に記す七つに区分し、主査を定め、主査の提出する研究報告を手がかりとして、第一章、第三章をはじめ、他の諸資料をもかえりみつつ共同討議による審議をすすめる、一通りの審議を経た後、その内容を天地金乃神、人間、生神金光大神の三基点として集約した。

##### B、審議事項

(1) a 金光大神の出生とその生地、b 金光大神の養家と大谷村、c 少青年時代と小野光右衛門、d 家督をつぐ、e お四国めぐり、f 住宅の改築

(2) a みかげのうけはじめ、b 神のたのみはじめ、c 信境ようやく進展す、d 神の一乃弟子、e その名あらたまる、f 隠居ねがい、g 子女あいついで病む

(3) a 取次のたのみ、b 取次当初の周囲の事情、c 教化ようやく遠し、d 修験者の亡状

(4) a 神の簸かえ、b 取次広前建設のたのみ、c 養母逝く、d 地方藩主並に藩士の入信、e 神の一礼、f 祭日の制定、g 明治維新の国是と金光大神、h 神主の職をうしなう、i 改暦と金神社

(5) a 神前撤去の命、b 神名さだまる、c 金光大神とその家族、d 「覚書」の執筆、e 岡山地方の教勢と白神新一郎

(6) a 防長地方の布教、b 教勢近畿にのぶ、c 四国路の先駆、d 教団組織の機運

(7) a 金光大神の修行、b 現身の取次を終う、c 一子大神の帰

幽

## II 第二班

### A 審議方法

第二班の課題は主として教義の面から本教の内容を明らかにすることにあつた。そこでその研究審議をすすめるため次のような方法をとつた。

(1) 先ず、本教の教義は教祖の信心生活体験の事実を基盤としてい

るものであるから、教祖の信心生活を一貫して流れる要素は何かを究明した。

(2) 次に、教祖において教義の基本的な要素とみられる神、人間、生神金光大神、おかげの諸項目を研究した。これらは、教義の基盤をなすものと考えられるからである。

(3) 次に、右の基本的諸事項が、教祖の信心生活において具体的にどのような相としてあらわれているかを考察した。

(4) 次に、本教の教義は教祖において完成するものでなく、教祖以後においても常に進展して止まぬ必然性をもっているから、教祖以後の教義の展開を究明した。

(5) 終りに、本教の教義として現代社会の問題をいかに考え、それを本教今後の進展の光とするかを考察した。

以上の方法で審議した事項は次のとおりであつた。

### B 審議事項

(1) 教祖の信心生活を一貫するもの

(2) 教祖における教義の基本的諸事項

a 神、b 人間、c 生神金光大神、d おかげ

(3) 教祖における教義の具体的諸事項

a 信心の性格、b 修行、c 祈念、d 理解、e 難儀、おかげ、時節、f 立教の立場及び教団の意義、g 手続、出社、h 取次者と信者との関係、i 布教、奉斎、金光大神祭、先祖祭及び霊、j 社会生活、交際、娯楽、国家、身分階級、歴史、k 家庭、仕事、婦人、l 生死、天地自然

(4) 現実教団の立場よりみた教義的諸事項

a 教義史的にみた教義的諸事項、b 御取次成就信心生活運動を中心としてみた教義的諸事項、c 今日の信奉者の信心に支配的である教義的諸事項、d 現実の教団においてみられる教義的諸事項

(5) 現実的視角よりみた教義的諸事項

a 社会、b 国家、c 世界、d 政治、e 経済、f 文化、g 学問、

h 道德、i 宗教、j 教育、k 歴史、l 芸術、m 自然

### III 第三班

#### A 審議方法

第三班の課題は、本教の内容を歴史的立場からみていくということであった。そこでまず問題とせられたことは、本教の歴史をどういう態度でみるかということであったが、第一期の審議にかんがみ、本教史を貫くものは生神金光大神取次の実現そのものにほかならないという見通しが立てられた。そうしてその歴史的過程にみられる道の本源的なるものの展開の様相を客観的実証的に検討することを根本方針とせられた。

そこで研究の具体的な方法としては、以上のような見地から本教の歴史的段階を第一期教祖時代、第二期直信先覚時代、第三期現代にわけ、これらの三時期について教内事情、一般社会事情、本教と一般との関係について、主要な事象の調査、年表の作成、それをもとにして各事象の意義内容並びに相互の関係を具体的に資料にもとづいて調査した。そうしてその内容を時代毎にとりまとめ、さらに審議検討を加えるようにして教祖時代より現代に至るまで順次すすめてきた。

以上のような方法で審議した事項は次のとおりである。

#### B、審議事項

(1) 第一期（安政六年より明治十六年まで）

a 取次者の出現、b 生神金光大神社の成立、c 教団組織への機運

(2) 第二期（明治十六年より昭和八年まで）

a 教祖御帰幽と直信の動き、b 金光教会の設立と信徒の結集、c 金光四神君の取次と信奉者の布教活動、d 教会組織の整備と独立への機運、e 別派独立と金光教の成立、f 教政の確立と佐藤範雄内局、g 教政の拡張と信念運動の展開、h 教権の伸張と教政の刷新、i 新時代の機運と団体活動の醸成、j 取次の教団的自覚への胎動

(3) 第三期（昭和八年以降）

a 公認教団制度と取次教団、b 教権に対する教団肅正運動、c 取次教団の自覚と御奉仕神習会、d 取次教団の形成と宗教団体法、e 取次教団の展開と戦時活動、f 取次教団の成立と信教の自由

### IV 第四班

#### A、審議方法

第四班の課題は教団的諸事項の究明を通して本教の内容を明らかにすることにあつた。まず第一期における道の本源性の究明にもとづいて、とり出された本教教団の内容をなすと思われる諸事

項を検討整理して、大体これを次の八項目に分類した。すなわち、布教、教団の意義・本質・目的、信奉者、教務、教統、教会、教育・研究、財である。これら諸項目の内容を明らかにすることを通して大体本教の内容が明らかになり得るとの見通しに立って、班員がそれぞれ分担して研究をすすめることとした。

第一期の審議をかえりみつつ四班の審議の中心問題となつたところは次の二点であつた。

(1) 取次の働きと教団成立との関係

(2) この道によって人が助かるということの中心

この二点について、それぞれ担当項目の立場から問題にするこ  
とによって、班としての共通の基盤を求め、審議の根本態度を明  
らかにした。

かくて、それぞれの担当課題について、教団におけるこんにち  
までの生きた具体的事実を通して究明し、その研究の成果をレポ  
ートに作製して全体審議に付し、相互検討を行い、各項目の位置  
づけ、相互関係を明らかにしつつすすめるという方針にもとづい  
て審議を行った。

B、審議事項

(1) 布教

(2) 教団の意義・本質・目的

(3) 信奉者

(4) 教務

(5) 教統

(6) 教会

(7) 教育・研究

(8) 財

二、第三期への推移と今後の見通し

(一) 第三期への推移

前述したように第二期における目的は教祖、教義、教史、教団  
などの各部面を観点として、あらゆる角度から本教の内容を明ら  
かにしていくことであつた。この仕事に当っては、極めて困難な  
問題が存することが明らかになつた。その主要なものをあげれば、  
(1) こんにちまで本教においてこのような意味の総合的研究はか  
つて行われたことはなかつた。従つてその研究に必要な資料の蒐  
集から始められねばならず、かつその蒐集にしても、本教のあら  
ゆる分野にわたつて過去の資料は勿論のこと、広く生きた資料を  
全教に求めねばならぬというありさまである。

(2) 多人数による共同研究であるため、研究所常在職員以外の関係  
者の諸種の事情から、共同研究の場をもつことの困難さに絶えず

当面せしめられる。

(3) そのうえ、本教の現実が全般として未だ本教の本質内容を自覚的に明確な表現にのぼし得るところまで達しておらず、そのために取り上げられたどのような事項にしても、本教にとって、そのもつべき意味や位置を客観的にとらえ、組織的体系的に述べることが容易でない。

(4) とくに、第二次大戦以後の本教が、戦前には現わし得られなかった新しい生きた働きを教団の布教活動、教団の制度、実際の信心生活などの各般にわたって生み出すようになってはいるが、これをどのように把握し敘述したらよいか、概説書の編纂に当って、この本教の現実態を的確に捕捉し表現することは極めて大切なことであるが、これは短日月の間にみきわめられるような単純な性質のものではない。

かかる現実的及び本質的両面の困難さから、どの程度で第二期を打ち切って、概説書の具体的構成内容を取りあつかうべき第三期に移るべきか、ということが容易にきめかねたのであった。

しかるに、一方この概説書編纂の仕事は発起当初から要望されている刊行の期限がある。すなわち、立教百年を昭和三十四年にむかえる本教として、出来得ることならばそれまでに完成を見たということである。この要望もまた実際問題として無視し難い

ものがある。ここで第三期にはいり得れば、不十分ながらもこの要望にこたえ得る可能性があるが、ここを過ぎれば、その望みは全くなくなる。よって、果して間に合うか、否かは予測し難いが、このような現実を正確に認識しつつ、とにかくこんにはこの段階として可能な限りの程度で、一応の概説書を作るという方針で、今後の構想を立ててみて、もしも多少とも可能性があるとの見通しが立てられるならば、この際第三期に移ってみるのが妥当ではなからうか、と考えられるにいたった。

そこで、第二期において各班が行ってきた審議内容を通して、各班の立場よりみた概説書の内容及び今後の取り運び方につき構想案を立ててもちより、更にそれを全体的統一的立場から総合して一つの構想案に仕上げ、それを七月二十、二十一日両日の第六回総会に図り、評議員をはじめ、全体からの意見を聴いて検討審議した。その結果、やはり前期の如き考え方のもとに、この際一応第三期に移って全力をあげて努力してみることに決定した。

そこで、総会において決定した大体の概説書構成案にもとづいて執筆者を選定し、更に執筆に必要な調査研究を行うための班編成を行い、各班においてさらに詳細に具体的構想を立案することとした。

なお第六回総会において問題になった主な点を記せば次の通り



である。

○本部当局よりの要望書に「本教概説書は本教のあらゆる部門にわたってのことが、客観的組織的体系的に、教団的な立場から敘述されねばならない。その意味においてそれは第一に、すでに本教を信奉している者が、自らの信心を反省、整理して一層組織的に信心を進展せしめるに役立つものであること。第二に教外者をして本教を理解せしめる働きをなし、その結果として副次的には入信手引書の役割をもし得るものでありたいこと」とあるが、個人の立場でなく、教団的な立場からの執筆であるから、こんちの本教の実質的内容をどのように把握表現するかが大切な問題点であり、しかもそれはまた容易なことでない。終戦後の本教の動向については特にそうである。

○そこに本書が既信者の信心を単に帰納的に反省整理するだけでは足りないのであって、教祖の立教以来、教祖の信心がこんにちまで生き続け働き続けている信心の中身、それがさらに将来に向けてどのように進展していくものであるか、その方向がはっきり示されるようなものでありたい。

○概説書は現実の全教の実態から浮いて編纂されるものであってはならない。そこに全教の実態をどのようなものと把握するかは、これまた大きな問題の存するところである。本教の信心を組織的

に表現するには、現実の信奉者の信心内容に基づかなければならぬが、そのためには、全教の信心生活が具体的に進展向上していかなければならぬ。すなわち実践面の充実展開を裏付けとせずしては、これを文章に表現し得るものではない。

○しかしこんにち全教の信心の実践展開は、必ずしもはかばかしとはいえない。さればとてそれが自覚的にすすめられてくるのを待っても、これまた、いつまで待ってできるほどのものでないところがある。それに一面また、概説書を刊行することによって、逆に実践面の展開をうながすはたらしもなし得る点もあると思われる。信心の実践展開を促すために充全なる方途をもって全教に対して働きかけ、その作用を及ぼしていくのは教務の働きにまたなければならぬ。

かくて九月十三日、第七回総会を開催した結果、各班毎に立案せられ、更に二回にわたる執筆者会議を経て検討された概説書の各章、節の内容についての詳細な具体案の検討調整を行い、一応暫定案の決定をみるにいたった。

なおそれに続いて、概説書の文体、語彙などの問題並びに執筆の具体的な進め方についても検討が行われた。

しかし、概説書の各章、節の表題や、文体、語彙などについては、これを最終的な確定案として決定するのではなく、実際に執筆

が進められ、そこに盛りられる内容が明確になってくるに伴って、逐次修正せられ、確定されるべきものであるという方針がとられることになった。暫定的に決定をみた概説書の構想は第一章 序論、第二章 教祖の信心とその展開、第三章 人間、第四章 神、第五章 取次、第六章 信心生活、第七章 教団と布教、附録である。かくてようやく執筆段階に入り、出来る限り立教百年祭時に刊行し得るよう、現在各執筆者の手許において執筆中であるが、第三期のすすめ方、及び見通しは次の通りである。

(一) 第三期のすすめ方及び見通し

1、前述の構想にもとづき「第二章」「第三・四・五章」「第六章」「第七章及び附録」の四つに区分して執筆者四名が分担執筆する。第一章序論の執筆は第二章以下が或る程度できてから執筆。2、各執筆者にはそれぞれ調査員若干名宛（内、班幹事一名）を配し、執筆資料の調査研究及び審議検討等に当る。また必要に応じて班会議をもつ。

3、執筆内容の調整、文体語彙の統一連絡をはかるため随時執筆者会議をもつ。執筆者会議は各班執筆者及び班幹事をもって構成する。（必要に応じ所内調査員も参加する）

4、執筆者の他に全体的立場から各草稿を最終的に統一調整するもの一名をおく。

5、最終的草稿成案の期限は六月上旬を目標として努力し、六月中に原稿を本部教庁に提出する。

6、今後の主な日程

(1) 昭和三十四年一月末日、各執筆者による第一次草稿成案。  
(2) 二月五、六、七日、第三回執筆者会議。各草稿の検討調整を行う。この時、序論執筆者を決定する。

(3) 二月末日、各執筆者において第二次草稿及び序論草稿成案。

(4) 三月上旬、第四回執筆者会議を開催し各草稿の検討調整を行うと共に、各草稿を評議員その他に送付し、意見を求める。

以後第三次草稿の成案は全体調整者に委ねる。

(5) 四月上旬、全体調整者による第三次草稿成案。

(6) 四月中旬、執筆者会議。第三次草稿の検討を行う。

(7) 四月下旬、第八回総会（会期三日間）。第三次草稿を評議員・調査員の全員の検討に附す。

(8) 六月上旬、全体調整者による最終的草稿成案。

(9) 六月中旬、第九回総会（会期一日）。最終的草稿を全員の検討に附す。

(10) 六月下旬、原稿を本部教庁に提出。

金光教神戸市教会連 合会編	神徳の中に 第2集 —入信を中心として— 信心生活体験発表	昭33.10	神戸市教会連合会
金光教中国教務所編	道の教に生かされて 第5集	昭33. 6	中国教務所
金光教東北教区信徒 会連合会編	生かされる喜び 第3集	昭33. 8	東北教区信徒会連 合会
金光教名古屋地方教 会連合会編	信心のみより	昭33.10	名古屋地方教会連 合会
金光教本部教庁編	新しい信仰の書シリーズ(13) 結婚について	昭33. 4	教 庁
金光教本部教庁編	朝の教話 第3集	昭33. 6	教 庁
金光教本部教庁編	朝の教話 第4集	昭33. 8	教 庁
高橋正雄 述 竹中新蔵 述	信心生活—その展開を求めて—	昭33. 8	生の会事務所
永井肝四郎	祈る	昭33.10	教 徒 社
湯川茂 編	湯川安太郎信話 第3集	昭33. 2	あゆみ社

---

**K5 組 織**

---

金光教少年少女会 連合本部編	少年少女会ポケットブック	昭33. 8	少年少女会連合本 部
金光教少年少女会 連合本部編	少年少女会ポケットブック リーダーテキスト	昭33.10	少年少女会連合本 部
金光教少年少女会 研究調査会編	ゲーム集	昭33.10	教 徒 社
金光教西近畿教区青 年会連合会常任委員 会編	青年会のしおり 第2集 (運営)	昭33. 9	西近畿教務所
金光教西近畿教区青 年会連合会常任委員 会編	青年会のしおり 第3集 (会合・司会)	昭33. 9	西近畿教務所

---

**K6 儀 式**

---



---

**K7 布 教**

---



---

**K8 諸学、芸術**

---

**金光教学第2号**

昭和34年3月15日印刷

昭和34年3月20日発行

編 集・金光教教学研究 所

印 刷・玉 島 活 版 所

発 行・金光教教学研究 所

岡山県浅口郡金光町

# 教内既刊図書一覧表 (7) (昭33.1.1~12.31)

○下記は、本誌第1集掲載の「教内既刊図書一覧表」(6)以後1カ年間に発行せられた教内図書の一覧表である。

○分類法その他はすべて第1集掲載のものに準ずる。

著(編)者	書名	発行年月	発行所(人)
<b>K0 総記(概説、教団史、逐次刊行物等を含む)</b>			
片野 忠彦	清水三太郎先生	昭33. 7	恩師伝記刊行会
河手 正平	平解お道案内「金光教とは？」	昭33. 4	教会信徒会京都連合
金光教教学研究所編	金光教学一金光教教学研究所紀要一1	昭33. 4	教 学 研 究 所
金光教教学研究所編	とりつき 第6集	昭33. 3	教 徒 社
金光教教学研究所編	とりつき 第7集	昭33. 9	教 徒 社
金光教芸備教会編	佐藤照師のことども	昭33. 6	芸 備 教 会
金光教本部教庁編	教団その後の歩み昭30.8~33.8	昭33. 8	教 庁
白神 信太郎 編	故金光教大阪教会長 白神新一郎雅高歌日誌 その2	昭33. 8	大 阪 教 会
東京布教七十年式典委員会	世の肥やしとなろう 東京布教七十年におもう	昭33. 3	東京布教七十年式典委員会
東京布教七十年式典委員会編	世の肥やしとなろう わが道のおかげ	昭33. 8	東京布教七十年式典委員会
畑 一 編	おもかげ	昭33. 5	東 京 教 会
<b>K1 教 義</b>			
<b>K2 金光大神、教祖論、教統</b>			
柏原 喜久蔵 編	教主金光様 第3集	昭33. 8	教 徒 社
金光教本部教庁編	「金光大神」を頂いて(上)	昭33.10	教 庁
<b>K3 教 典</b>			
<b>K4 説教、教話、感話</b>			
柏原 喜久蔵 編	現代に問う (1)	昭33. 4	教 徒 社
柏原 喜久蔵 編	現代に問う (2)	昭33.10	教 徒 社



# THE JOURNAL OF THE KONKOKYO KYOGAKU RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by  
The Konkokyo Kyogaku Research Institute  
Konko Okayama, Japan

1959  
No. 2

---

## CONTENTS

<b>FUJIMURA, Masaki :</b>	
On the Labour Ethics of the Konko Religion .....	1
<b>TAKAHASHI, Motokuni :</b>	
On the Faith of TAKAHASHI - Mokuhei —Down to His 29th Year .....	20
<b>KONKO, Shinsei :</b>	
A Consideration on the Relationship between God and the Founder of the Konko Religion (1) .....	40
<b>OFUCHI, Chihiro :</b>	
On the Faith of the Founder of the Konko Religion (Continued) —A Consideration on His Religious Experience at the Age of His 42nd Year .....	63
<b>Materials for Research :—</b>	
The "ONO" Documents ( Diary of ONO-Shiemon, January—June, 2nd Year of Bunkyu ) .....	75
Summary of the Addresses at the First Meeting of Kyogaku Research .....	89
<b>Notes</b>	
<b>List of Publications in Konkokyo ( 1958 )</b>	